

令和2年度 地域保健総合推進事業

「大規模災害時における栄養・食生活支援活動の  
連携体制と人材育成に関する研究」

報告書

令和3年3月

日本公衆衛生協会

分担事業者 久保 彰子  
(熊本県菊池保健所)

## は　じ　め　に

平成30年度からの地域保健総合推進事業の分担事業者の指名を受け、研究テーマの設定から本事業はスタートしました。栄養指導室（厚生労働省）の御助言のもと、研究テーマを「災害栄養」にしました。本テーマによる研究は、これまで地域保健総合推進事業で長く取り組んできたテーマです。この歴史ある研究テーマで、これまでの成果と現在の災害栄養対応について、比較検討を行いました。その中で、これから災害栄養対応について、保健所管理栄養士を対象にしてきたものを市町村管理栄養士にも対応できるものとすること、災害時の栄養・食生活支援活動の柱のひとつである避難者への食事提供は、行政管理栄養士だけで活動するのではなく、防災担当や食事調達担当との連携のもと進めていく必要があり、管理栄養士以外の行政職員も対象としたものにするべきであると考えました。また、避難者への食事提供について、市区町村で備蓄されている食品や提供体制について把握したものがなく、まずは現状を把握するための調査を行いました（準備状況調査）。調査結果からは、避難者への食事提供や栄養管理に関し、準備体制が不十分な自治体が多いことが分かりました。この結果を踏まえ、これまでの保健所管理栄養士向けのガイドラインを「大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン～その時、自治体職員は何をするか～」として改訂しました。さらに新しい取組として、改訂したガイドラインを踏まえ、発災時にすぐ活動できる！をめざしたアクションカード（例）を作成しました。また、行政管理栄養士の少数配置をカバーするべく、人材育成のための演習教材作成や演習するインストラクターの養成にもチャレンジしました。これらの研究成果を多くの関係者に知ってもらうため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、オンラインやオンデマンド、ハイブリッド（対面とオンライン、オンラインとオンデマンドの組み合わせ）による研修会やシンポジウムを開催し、本研究班が主催するものだけで延べ1,711名の参加があり、研究成果を多くの方に普及することができました。

本研究事業の調査や教材の提供等、現場である自治体の皆様や講師の先生方に御協力いただきましたおかげで本研究が実施できたものと感謝しております。また、本研究を実施させていただきました日本公衆衛生協会及び厚生労働省にも深く感謝申し上げます。

災害は「いつ、どこでも起こりうる」ということを念頭に、栄養・食生活支援に関する準備体制が自治体を中心に進みますことを祈念して御挨拶とさせていただきます。

令和3年3月吉日

「大規模災害時における栄養・食生活支援活動の連携体制と人材育成に関する研究事業」

分担事業者

熊本県菊池保健所 久保 彰子



## **大規模災害における栄養・食生活支援活動の連携体制と人材育成に関する研究 ～3年間の活動成果をどう活かすか、全国の保健所管理栄養士へ～**

ひとつの地域保健総合推進事業が終わりそのまとめに取り掛かるとき思いますのは、限られた職種やテーマで取り組み始めたとしても、その成果は職種を超えて、地域保健に関与するあらゆる公衆衛生従事者やその活動に広く影響を及ぼすものとなる、そういう可能性を感じことがあります。この研究事業もその一つだといえます。被災経験のある者の中で作られさらに実践・検証されてきたからでしょう。

令和2年3月に出された「ケースメソッドを応用した演習のための教材集」は多くの研究協力者から貴重な事例提供を受けまとめられています。その後令和2年8月に日本公衆衛生協会から出版された「大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン～その時、自治体職員は何をするのか～久保彰子編著」は災害時使えるアクションカード（例）付きで、様々な領域で活用してほしい、それには入手しやすく、という願いが込められていると思います。

研究成果を形にする一方で、令和2年度はケースメソッドでの研修会を精力的に開催しています。この手法は保健所にとっても経験のほとんどないもので、さらに新型コロナウィルス感染症対策でWebでの会議、研修会といった新たな経験をダブルですることになりました。にもかかわらず予想をはるかに超えた研修受講希望者がいたことは、全国の行政に身を置く管理栄養士の皆さんへの期待が、時代の要求が大きいことを示していると考えられます。

分担事業者久保彰子氏と研究委員一人ひとりのビジョンの結晶としての報告書は、3年間の活動のまとめであると同時に、保健所長をはじめ保健所や都道府県・市町村の関係者や公衆衛生関係者が大規模災害にどう立ち向かうのか、この研究結果をどう生かせるかをこの事業研究から今度は問われていると思います。

助言者のひとりとして、この事業に参加できたことに深く感謝します。今後も保健所管理栄養士と様々な職種がともに公衆衛生活動をしていくことに期待します。

2021年3月

助言者  
愛知県一宮保健所 所長  
(元 全国保健所長会 会長)  
瀧谷 いづみ



## 3年間の研究事業をふりかえり 助言者の立場からひとこと

昨年より、世界的規模の新型コロナウイルス感染拡大という未曾有の災禍が私たちの日常の暮らしに大きな影響をもたらしています。特に、多数の感染者が発生している地域の保健所などにおいては、所属や職種の枠を超えて、難局に立ち向かう状況が、今もなお続いています。一方、新興感染症の脅威に注視する社会情勢へと一変した昨今においても、災害救助法が適応される自然災害の発生は続いており、災害時の地域の栄養・食生活支援のために、保健所管理栄養士に期待される役割の大きさに変わりはありません。

本研究班では、平成30年度に「大規模災害における栄養・食生活支援活動の連携体制と人材育成に関する研究」として、昨今の法改正や、行政対策の実態に即して、既存のガイドラインの改訂を行いました。そしてその翌年（令和元年度）には、改訂したガイドラインをベースとし、災害発生時の初動のためのアクションカードと、実践スキルの向上をめざした演習用の教材集を作成しました。さらに本年度（令和2年度）は、前年度に開発したアクションカードを用いた研修と、ケースメソッド演習の講師となるインストラクター養成研修を開催しました。また、演習用の教材として作成したケースは、「ケースメソッドを応用した演習のための教材集」として、全国の自治体や保健所へ配布するとともに、日本公衆衛生協会のホームページにも掲載し、広く活用ができるようにしています。

このように本事業では、全国の保健所管理栄養士のニーズをくみ取り、課題解決に有効なツールを開発、人材養成に精力的に取り組みました。いずれの年度に開催された研修会においても、全国各地から定員を大幅に超過する多数の参加申し込みがあり、災害時の栄養・食生活支援対策への、関心の高さ、職能としての責任感・使命感を感じさせていただきました。

過去の実践から、事例提供のために教材の提供にご協力をいただいた被災経験のある管理栄養士さんを含め、研究事業の構成員の精力的な取り組みの一端に、保健師の立場で協力させていただいた3年間は非常に有益なものでした。こころより感謝申し上げます。

今後も、本事業の成果物を、それぞれの地域で折に触れて活用していただき、いざという時に、共に協力し合う専門職としてますますご活躍されることを祈念いたします。

2021年3月

研究助言者

国立保健医療科学院

奥田 博子



## 目 次

### はじめに

#### 助言者より

濱谷先生

奥田先生

I 大規模災害時の栄養・食生活支援にかかる準備状況調査	1
1. 47都道府県本庁（健康増進・栄養主管課）	5
2. 全国市町村・特別区（防災担当課）	7
II 大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドラインの改訂	13
1. ガイドラインの改訂について	14
2. 本ガイドラインに関するアンケート結果について	20
3. 本ガイドラインに関するアンケート調査票	24
III 大規模災害時の栄養・食生活支援のためのアクションカード（例）	35
IV 大規模災害時の栄養・食生活支援に関する普及啓発	59
1. 大規模災害時における栄養・食生活支援活動ワークショップ（第1部）	60
2. 保健所管理栄養士政策能力向上シンポジウム	66
V ケースメソッドを応用した演習のための教材集	77
VI ケースメソッドを応用した人材育成	81
1. 大規模災害時における栄養・食生活支援活動ワークショップ（第2部）	82
2. ケースメソッドを応用した災害時の栄養・食生活支援に関する企画研修	85
3. 人材育成に関する今後の課題	95
VII 本研究事業の業績	97
研究班名簿	
あとがき	



【 I 】

「大規模災害時の栄養・食生活支援に  
かかる準備状況調査」

山梨県富士・東部保健福祉事務所

主査 渡邊 瑞穂

## I 大規模災害における栄養・食生活支援活動に係る準備状況調査

### 【目的】

近年、日本全国で予測のつかない自然災害が発生し、行政管理栄養士も災害時の健康支援チームの一員として派遣される等、被災者の栄養・食生活支援活動を行っているが、それらの活動では、平常時からの準備体制が発災時の支援活動に大きく影響する。日頃から防災や食料調達担当部署等との連携が必要になってくる。

そこで、本調査は、大規模災害時の被災者の栄養・食生活支援について、発災前の準備状況と発災時の対応整備状況について、現状を把握し、管轄保健所及び都道府県による市町村への体制整備の推進を図る一助とする目的として実施した。

### 【方 法】

#### 1 対象

- (1) 都道府県本庁（健康増進・栄養主管課）47 都道府県
- (2) 市町村及び特別区（防災担当課） 1,741 自治体

#### 2 時期

平成 30 年 9 月 25 日～平成 30 年 10 月 12 日

#### 3 方法

- (1) 都道府県本庁 健康増進・栄養主管課の管理栄養士あてにメールで調査票等の電子媒体を送信、日本公衆衛生協会へメールで回答。
- (2) 市町村及び特別区 市町村及び特別区あて調査票等を郵送、日本公衆衛生協会へ郵送又はメールで回答。

#### 4 調査内容

##### (1) 都道府県本庁

- ・ 地域防災計画における栄養・食生活支援に係る記載状況
- ・ 栄養・食生活支援に係る計画の策定状況
- ・ 他自治体又は栄養士会との連携体制状況 等

##### (2) 市町村及び特別区

- ・ 大規模災害時の栄養・食生活支援に係る準備状況
- ・ 受援体制及び人材育成、支援活動内容の計画状況 等

## 5 調査票の回収状況

平成 30 年 12 月末日までに提出のあった調査票を有効回答として結果を取りまとめた。

### (1) 都道府県調査 回収率 100%

回答数 47 都道府県／ 対象数 47 都道府県

### (2) 市町村及び特別区調査 回収率 60.7%

回答数 1,056 自治体／ 対象数 1,741 自治体

## 6 その他

平成 31 年 2 月に、調査内容を補足するための再調査を 47 都道府県あてに実施、回収率は 100% だった。

### 【調査結果】

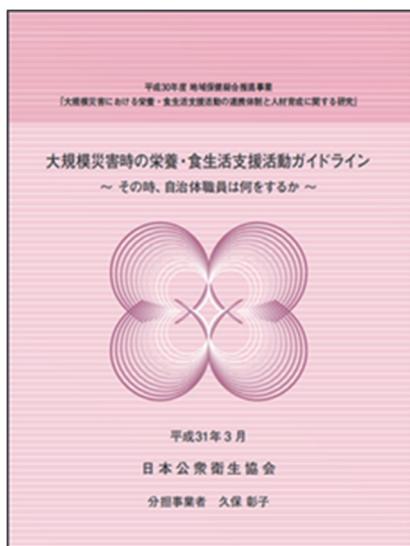
#### 1 ポイント

- (1) 地域防災計画に記載されている項目や内容は、都道府県によって異なり、現在の記載内容で大規模災害時に必要な支援を適切に実施できるのか、特に、要支援者に対する支援体制について、再検討が必要である。
- (2) 市区町村では、「栄養・食生活支援」に関する内容を地域防災計画や関連計画に記載している自治体が約半数程度であり、まず、計画へ記載していくことが必要である。
- (3) 「食糧提供（備蓄、炊き出し等）」の備えは、十分なのか、各部署と連携を取りながら検討することが必要である。
- (4) 栄養・食生活支援の受援体制について検討しておく必要がある。

## 2 詳細な結果について

調査票、集計表、図表は、大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン（平成31年3月改訂）IV資料として、掲載している。

- (1) 調査票 103~112 ページ
- (2) 都道府県結果 トピックス 113~118 ページ、集計結果 119~151 ページ
- (3) 市町村及び特別区結果 トピックス 152~160 ページ、集計結果 161~189 ページ



### 〈ガイドラインの構成〉

- I 大規模災害時の栄養・食生活支援体制について  
(1 災害時の健康危機管理対応 2 管理栄養士及び栄養士の派遣体制  
3 DHEATの派遣体制 4 栄養・食生活支援体制と役割分担)
- II 大規模災害時の栄養・食生活支援活動について  
(1 概要図 2 被災住民のあるべき姿 3 想定される健康・栄養課題  
4 必要な支援活動 ((1)初動体制~(16)支援活動のまとめと検証))
- III 平常時の準備  
(1 支援体制の整備 ~ 13 受援 (物資、人材))
- IV 復興期の支援
- V 災害時に活用する各種帳票、啓発資料  
(1 被災情報の収集 ~ 10 通常業務の再開計画書)
- VI 資料  
(1 大規模災害時の栄養・食生活支援に係る準備状況調査結果  
2 災害関係通知)

### 3 主な結果

令和3年2月5日に開催した行政管理栄養士政策能力向上シンポジウム報告資料より、結果のポイントに関する結果の図表を抜粋して掲載する。

#### (1) 都道府県結果

##### Q 都道府県地域防災計画における「栄養・食生活支援」に係る記載状況

47都道府県で、「栄養・食生活支援」に係る項目を記載

記載有り 100%

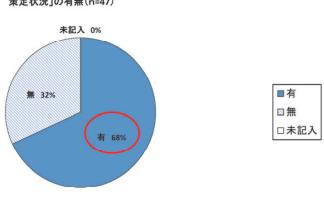
都道府県地域防災計画における「栄養・食生活支援」に関する記載の有無については、47都道府県が「記載有り」と回答し、100%だった。

##### Q 「栄養・食生活支援に係る計画」の策定状況

「栄養・食生活支援に係る計画」を策定している都道府県は、32自治体(68%)

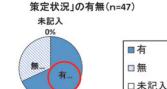
地域防災計画以外の「栄養・食生活支援に係る計画」の策定については、68%にある32都道府県が策定していた。

図23 Q2「その他、栄養・食生活支援に係る計画の策定状況」の有無(n=47)



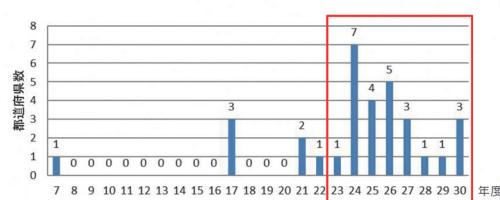
##### Q 「栄養・食生活支援に係る計画」の策定状況

図23 Q2「その他、栄養・食生活支援に係る計画の策定状況」の有無(n=47)



策定自治体の約8割は、平成23年度以降の東日本大震災以降に策定していた。

図47 Q2「栄養・食生活支援に係る計画」の策定年度



「栄養・食生活支援に係る計画」に「策定有り」と回答した32自治体のうち、約8割が東日本大震災発生の平成23年度以降に、計画を策定していた。

### 〈要支援者支援の状況〉

「健康管理等」について記載している自治体は98%  
その内、「時間の経過」に関する記載をしている自治体は52%

図14 Q1-6「健康管理等」の記載 (n=47)

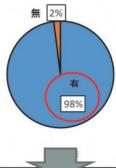
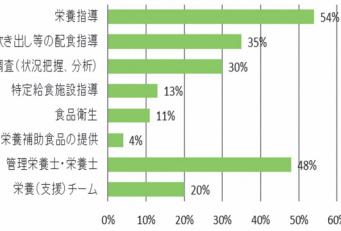


図16 Q1-6「健康管理等」における時間の経過の記載 (n=46)



図15 Q1-6「健康管理等」に記載されている栄養・食生活支援内容及び人材の割合(n=46)



「時間の経過」とは、今回は、発災時だけでなく、仮設住宅や復興住宅等の長期間にわたる支援について記載している自治体を「時間の経過」有りとして集計した。

「避難行動要支援者の定義」について記載している自治体は92%  
定義している項目で一番多いのは、「高齢者」で86%

図10 Q1-5「避難行動要支援者」の記載(n=47)

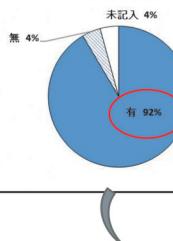
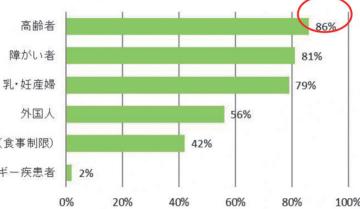


図11 Q1-5「避難行動要支援者」の内訳(n=43)

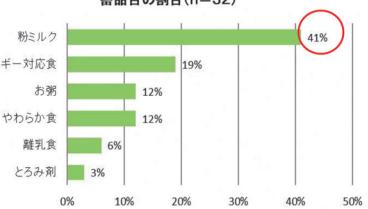


「避難行動要支援者の備蓄」について記載している自治体は68%  
「備品品目」で一番多かった記載は、「粉ミルク」で41%

図12 Q1-5「避難行動要支援者」の備蓄に関する記載 (n=47)



図13 Q1-5「避難行動要支援者」に記載されている備蓄品目の割合(n=32)



地域防災計画に「健康管理等」について記載している自治体は98%、その内、「時間の経過」に関する記載をしている自治体は52%だった。「健康管理等」に記載されている栄養・食生活支援内容については、「栄養指導」については54%、次いで「管理栄養士・栄養士」「炊き出し等の配食指導」の順だった。

「避難行動要支援者の定義」について記載している自治体は92%で、その中で一番多い項目は、「高齢者」86%だった。

「避難行動要支援者の備蓄」について記載している自治体は68%で、その中で一番多い備蓄品目は「粉ミルク」でしたが、41%のみだった。

## (2) 市町村及び特別区結果

**Q 災害時の栄養・食生活支援に関する内容を、地域防災計画や関連計画等に記載していますか。**



未回答1.3%

災害時の栄養・食生活支援に関する内容を地域防災計画や関連計画等に記載している市町村は51.6%だった。

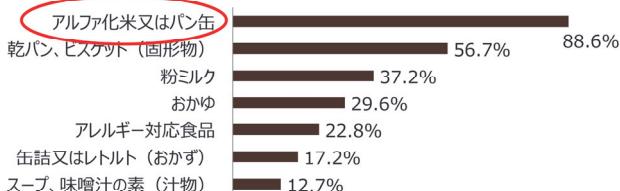
**計画やマニュアルに書いてないことは出来ない！！**

**Q 被災者へ提供する食料及び水について、現物で備蓄をしていますか。**



未回答 0.8%

### ■ 固定備蓄内容 (複数回答)



固定備蓄について、「食料も水も備蓄している」と87.7%の回答があった。その内容は、アルファ化米又はパン缶が88.6%と一番多く、次いで乾パンやビスケット、粉ミルクだった。

**Q 被災者へ提供する食や水について、流通備蓄（協定締結）をしていますか。**



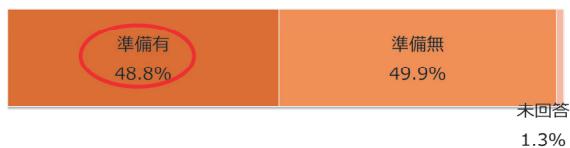
未回答 0.4%

### ■ 流通備蓄内容 (複数回答)



流通備蓄について、「食料も水も備蓄している」は、固定備蓄より若干低く、約7割だった。流通備蓄では、常温・長期保管が難しく、「野菜、果物、牛乳などの生鮮食品」があげられたこと、缶詰又はレトルトのおかずがあげられたことが特徴。

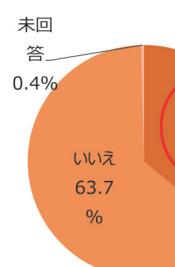
**Q 「流通備蓄有」と回答した場合、食料を配布する際に必要な器具類の準備がありますか。**



流通備蓄をしても、食料を配布する際に必要な使い捨て食器や温める熱源や鍋などの準備がないと食べることができません。  
備蓄している食糧を提供する時に必要な物品について、再度確認しましょう。

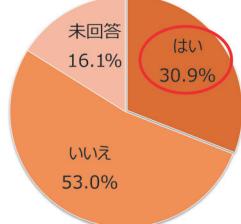
流通備蓄について、備蓄ありと回答した中で、食料を配布する際に必要な使い捨て食器や割り箸、使い捨て手袋、しゃもじ等の器具を準備している市町村は 48.8% だった。

**Q 災害時の食事提供において、普通の食事が食べられない要支援者を把握することとしていますか。**



普通の食事が食べられない要支援者を把握している市町村は 35.9% だった。把握している市町村のうち、要支援者として把握、又は把握が必要だと思う対象として、食物アレルギー疾患者、乳児が多く考えられていた。

**Q 被災者への食事を、全部又は一部を炊き出して提供することとしている場合、普通の食事が食べられない要支援者に対応した食事を福祉避難所以外の避難所で提供することとしていますか。**



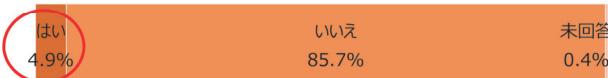
「はい」と回答した場合、対応出来る内容



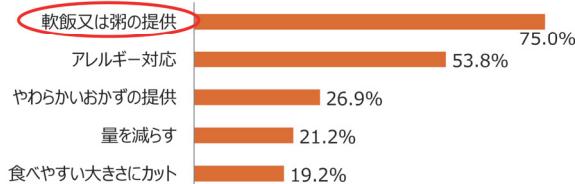
炊き出しで、要支援者に対応した食事を提供することとしている市町村は 30.9% だった。

対応出来内容として、軟飯またはおかゆ、食物アレルギー対応の食品の提供は半数を超えてあげられていたが、その他については、20%以下だった。

**Q 普通の食事が食べられない要支援者に対応した弁当等を提供することとしていますか。**



■ 対応出来る内容（複数回答可）

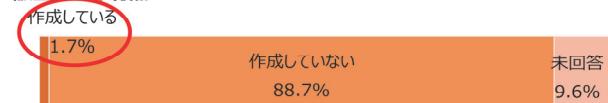


弁当の提供について、要支援者に対応した弁当の提供をすることとしているのは、4.9%だった。対応出来る内容としては、軟飯又はおかゆの提供が75%と一番多く、次いで食物アレルギーの対応だった。

**Q 被災者への食事について、全部又は一部を炊き出しで提供することとしていますか。**



■ 献立作成の有無



【例 災害時、同じ時期に、隣接する市で自衛隊より提供された炊き出しの夕食】

	提供内容	
	献立の準備 ○	材料の準備 ○
A市	ごはん、卵スープ、野菜炒め、さつまいもの煮物、みかん	
B市	ごはん、みそ汁（わかめ入り）	材料の準備 米のみ

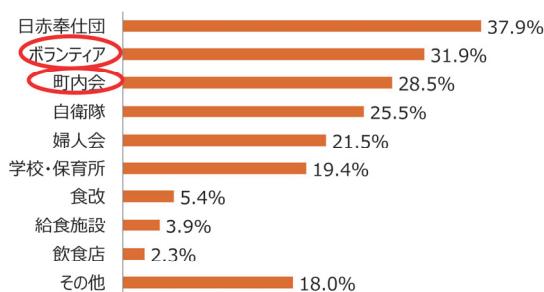
自衛隊の炊き出しには、事前に作成しておいた献立を提供しないといけません。

被災者への食事について、全部又は一部を炊き出しで提供することをしている市町村は、82.1%だった。

炊き出し献立の作成有無について、作成している市町村は1.7%だった。

**「提供する」と回答した自治体の状況**

■ 炊き出しの依頼先予定（複数回答）



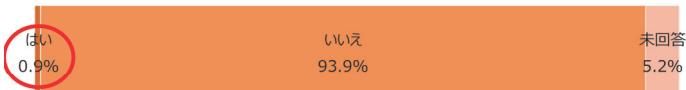
ボランティアはすぐに来てくれると思いますか？  
町内会の方も被災者になる可能性があります。すぐに炊き出しが出来ると思いますか？

被災者への食事について、全部又は一部を炊き出しで提供することをしている市町村の炊き出しの依頼先は、ボランティア、町内会が上位にあがっていた。

Q 被災者へ提供する弁当等（おにぎり、パン含む）の事前協定を締結していますか。

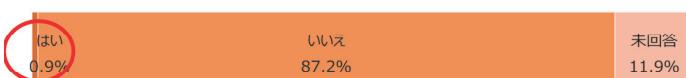


Q 提供する弁当等の献立は、毎日同じものではなく、バラエティーに富んだ献立になるように契約等に配慮していますか。



被災者へ提供する弁当の内容を変更しようと思っても、  
すぐに変更出来ません！

Q 提供する弁当等の1食又は1日あたりの献立基準を設定していますか。



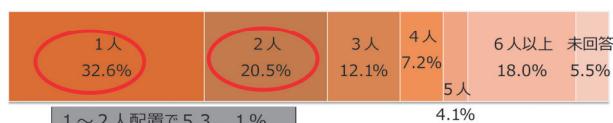
協定先のコンビニエンスストアに  
「野菜を多くしてください」と変更を  
依頼したところ、2週間以上かかり、困ったこともあります。



事前に具体的に契約に記載しておくことが大切です。

#### Q 災害時の栄養・食生活支援に係る受援体制について

##### ■ 管理栄養士・栄養士配置「有」(85.4%)の場合の配置人数



##### ■ 他自治体や関係団体から管理栄養士又は栄養士の応援要請の予定



お弁当について、被災者へ提供するおにぎり、パンを含む弁当等の事前協定を締結していると回答した市町村は 32.5% だった。

その中で、毎日同じものではなく、バラエティーに富んだ献立になるよう契約などに配慮しているのは、0.9% だった。

提供する弁当等の1食又は1日あたりの献立基準を設定しているのは、0.9% だった。

管理栄養士、栄養士の配置が「あり」は 85.4%、そのうち、半数超の 53.1% は 1~2 名配置であった。

他自治体や関係団体から管理栄養士又は栄養士の応援要請を予定しているのは 29%、要請しない、としているのは 70.7% だった。

**Q どこに応援を要請することとしていますか。(複数回答)**



「管理栄養士・栄養士がいるから支援はいらない」「保健所の管理栄養士がやってくれる」と思っていませんか？災害時の栄養・食生活支援は長期＆多岐にわたります。事前に受援体制について考えておく必要があります。

応援の要請先として、都道府県と多くの回答があった。次いで管轄保健所だった。栄養士配置ありのところは、配置なしのところより「栄養士会」と多く回答があった。

**担当部署**

■ 食料調達担当



■ 炊き出し担当



**担当部署と役割を把握しておきましょう**

**まとめ**

**避難所の食事が「栄養補給」の役割を果たすために、  
平時にさらに確認、準備しておいてほしいこと**

- 1 計画やマニュアル等に栄養・食生活支援に関する内容を記載する
- 2 炊き出し依頼先を複数準備する。自衛隊に提供する献立を作成する
- 3 食糧備蓄とともに、器具類等も備蓄する  
高齢者等摂食・嚥下困難者へ提供する食事を準備する
- 4 災害時に必要な栄養・食生活活動の内容を認識する
- 5 管理栄養士又は栄養士の受援について検討する
- 6 提供する弁当の内容等具体的に契約に記載する
- 7 住民へ家庭備蓄を実施してもらうための普及・啓発をする
- 8 災害時食料調達担当部署、炊き出し担当部署を把握する

災害時、食料調達担当部署、炊き出し担当部署が異なっている場合が多いので、役割を把握し連携しておくことが大切。

市町村結果は、「被災経験のある管理栄養士らに聞いた平時に準備出来ていなくて困ったこと」に、関連のある調査結果を当てはめてまとめた。



## 【Ⅱ】

# 「大規模災害時の栄養・食生活支援活動 ガイドラインの改訂」

福島県県南保健福祉事務所

専門栄養技師 積口 順子

## II 大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドラインの改訂

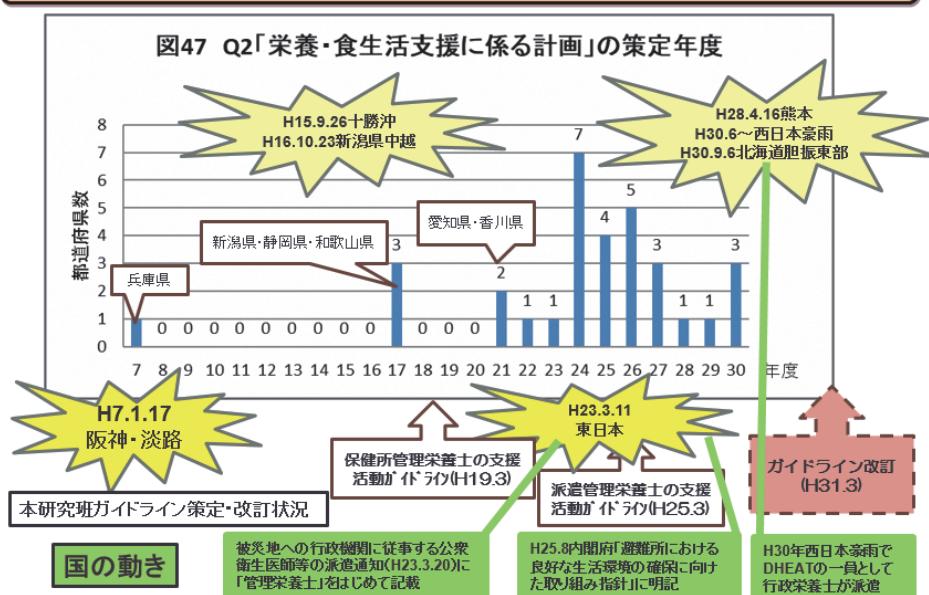
### 1 ガイドラインの改訂について

日本全国で、予測のつかない自然災害が起きており、国民に不安と衝撃を与えている。平成23年に発生した東日本大震災を機に、地域保健従事者チームの一員として行政管理栄養士が派遣され、さらに、平成30年に発生した西日本豪雨では、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の一員としても行政管理栄養士が派遣された。また、行政管理栄養士だけでなく、日本栄養士会及び都道府県栄養士会の関係団体からの派遣(JDA-DAT)も実施され、被災者の栄養・食生活を支援する体制は変化してきている。

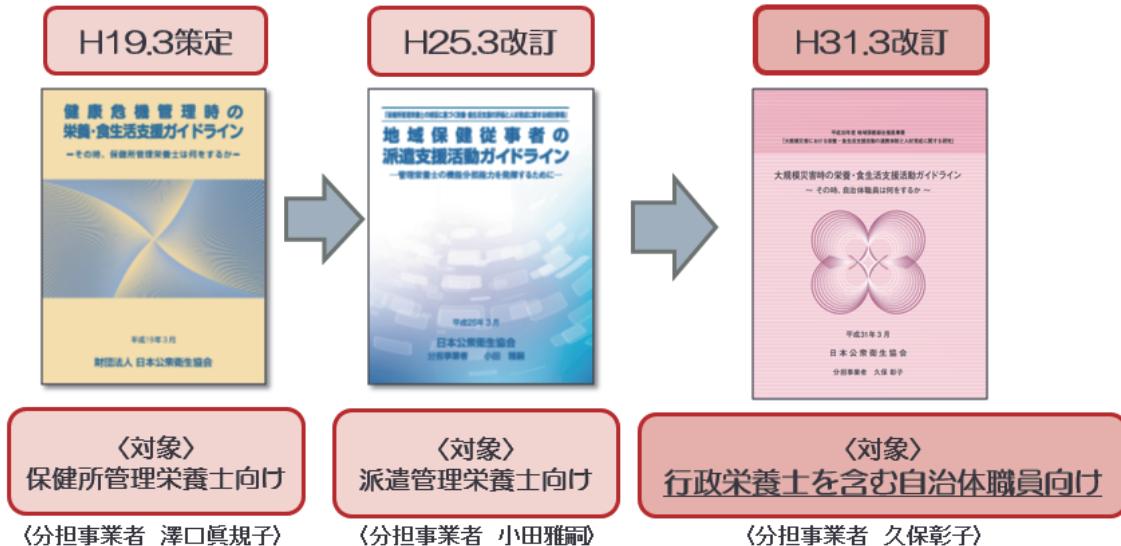
そのため、本研究事業では、これまでに発行された栄養・食生活支援に係るガイドラインについて、地方自治体の栄養・食生活支援に係る準備状況調査を実施し、現状と課題を整理した。また、保健従事者チームやDHEATチーム、JDA-DATチーム等、さまざまな形で被災地へ支援する体制へと変化し、被災地での支援や連携が重要となっているため、それらの視点も含めてガイドラインを改訂した。

さらに、これまでのガイドラインは、行政管理栄養士を主な対象として作成されていたが、近年は、食料の備蓄や協定、炊き出しや弁当の提供等、平常時からの準備体制が発災時の栄養・食生活支援に大きく影響し、防災担当課や食事調達担当課等との連携のもと進めていくことが必要なことが分かってきたため、行政管理栄養士を含む自治体職員を対象としたガイドラインの内容に改訂した。

### 大規模災害における「栄養・食生活支援活動」の歩み

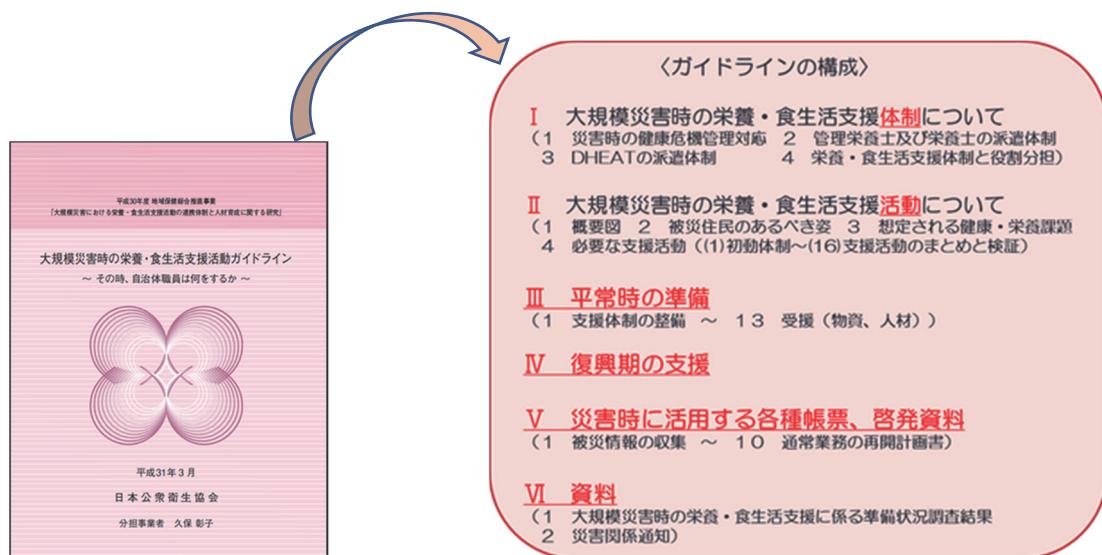


## 【本研究班によるガイドライン策定・改訂の歩み】



## 【本ガイドライン（H31.3改訂）の構成】

本ガイドラインは、大規模災害時の栄養・食生活支援活動に関する「支援体制」、「活動内容」、「平常時の準備」、「復興期の支援」、「災害時に活用する各種帳票・啓発資料」、「資料編」の6項目から構成される。



## 【本ガイドライン（H31.3改訂）の主な改正点】

栄養・食生活支援活動を効果的に実施するためには、行政栄養士だけが行うのではなく、他職種や事務職など全ての自治体職員に、支援活動の必要性について御理解をいただいた上で、連携協力して行なうことが重要なことから、本ガイドラインの対象を「行政栄養士を含む自治体職員向け」として改訂した。

主な改正点は3点で、1つ目は「るべき姿の設定」、2つ目は「栄養・食生活支援活動の業務分担の整理」、3つ目は「必要な支援活動をチェックシート化・様式化」である。

### 〈改正点1　るべき姿の設定〉

- 法的枠組み・関係通知等
- (地域保健従事職種として)管理栄養士・栄養士の派遣体制
- DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)の派遣体制
- 大規模災害時の役割分担 等

### 〈改正点2 栄養・食生活支援活動の業務分担の整理〉

- フェーズ0～3における必要な栄養・食生活支援活動の内容
- 市町村・保健所の役割分担・連携
- 受援(派遣)体制の整備、日本栄養士会(JDA-DAT)の要請・連携
- 派遣の実際(活動内容・持参品・留意点等)
- 平常時の準備 等

### 〈改正点3 必要な支援活動をチェックシート・様式化〉

- 被災情報の収集(EMIS、特定給食施設、避難所等)
- 炊き出しルール、弁当提供(契約仕様書)、食事調査
- 普及啓発、健康教育の様式・資料 等

改正点1つ目の「るべき姿の設定」は、栄養・食生活支援の実施に関する法的枠組みや関係通知の他、管理栄養士・栄養士の派遣体制、DHETの派遣体制や、大規模災害時の役割分担等について掲載した。

改正点2つ目の「栄養・食生活支援活動の業務分担の整理」は、フェーズ0～3において必要な支援活動の内容を市町村や保健所の役割分担・連携について記載した。受援・派遣体制の整備、日本栄養士会 JDA-DAT の要請・連携について、派遣の実際として、活動内容や持参品や留意点等について、平常時の準備物等について、自治体の調査結果や事例等も紹介した。

改正点3つ目の「必要な支援活動をチェックシート化・様式化」は、EMISなど被災情報の収集の方法、食事調査票の様式、普及啓発・健康教育の様式・資料等を掲載した。また、平常時に弁当業者等と契約する際の留意点や仕様書例も掲載した。

例えば、「■受援(派遣)体制の整備」には

**TOPIC**

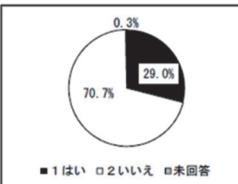
派遣を受け入れて助かったこと（派遣支援活動ガイドラインインタビュー調査）  
東日本大震災での支援活動について、被災地3県（岩手県、宮城県、福島県）にアンケート又はインタビュー調査を実施（平成24年度地域保健総合推進事業「保健所管理栄養士の検証に基づく栄養・食生活支援の評価と人材育成に関する検討事業」分担事業者：小田雅嗣）。調査結果の中から「派遣を受け入れて助かったこと」について被災市町村は以下のとおり回答があった。

- ・炊き出し、病院栄養指導、摂食指導、調理指導、栄養指導、自衛隊との連携等、少數である市町村管理栄養士の手が回らないところに対する活動をしていただき、本当に助かった。
- ・被災地市町村職員の負担軽減となる活動
- ・被災経験に基づく助言、避難所及び在宅個別支援実施、避難所調査データの入力・集計実施におけるマンパワー強化
- ・マニュアルや参考資料の提供
- ・支援資材の提供（高齢者食、離乳食、栄養補助食品等）
- ・通常業務（乳幼児健診）実施への協力
- ・精神面でのフォロー

**TOPIC**  
インタビューや調査結果や活動事例等を掲載！

**TOPIC**

他自治体からの管理栄養士・栄養士の応援要請について（市町村・特別区調査）



被災者の栄養・食生活支援にあたる管理栄養士又は栄養士について、他自治体や関係団体等から派遣を要請することとしている自治体は約3割です。

### 具体的な活動内容等

フェーズ0～3毎の関係機関の役割分担・連携や活動内容、支援者の持参品一覧チェック票、派遣の実際、具体的な活動の進め方等を掲載！

#### 2) 人材

被災地（市町村・保健所）	フェーズ1 概ね発災後72時間以内		
	フェーズ2 避難所対策が中心の時期		
	フェーズ3 避難所から概ね仮設住宅までの期間		
	<input type="checkbox"/> 1 炊き出しボランティアの受け付（市町村） <input type="checkbox"/> 2 保健所への支援依頼（市町村） <input type="checkbox"/> 3 管理栄養士・栄養士の派遣依頼（保健所） <input type="checkbox"/> 4 受援内容の決定（市町村・保健所）	<input type="checkbox"/> 5 避難会議の開催（市町村・保健所・派遣者） <input type="checkbox"/> 6 派遣受入に関する本庁との連絡調整（保健所）	<input type="checkbox"/> 7 受援の終了計画、引継ぎ（市町村・保健所） <input type="checkbox"/> 8 派遣終了に向けての業務体制整備（市町村・保健所）
被災地（本庁）	<input type="checkbox"/> 1 都道府県内の応援保健所（管理栄養士）の調整 <input type="checkbox"/> 2 管理栄養士派遣に関する国への要請・関係機関・団体の調整 <input type="checkbox"/> 3 派遣自治体との連絡調整	<input type="checkbox"/> 4 派遣受入に関する国との連絡調整 <input type="checkbox"/> 5 派遣自治体との連絡調整 <input type="checkbox"/> 6 災害救助法の適用調整	<input type="checkbox"/> 7 派遣終了の調整
派遣自治体	<input type="checkbox"/> 1 災情情報の収集 <input type="checkbox"/> 2 DHEAT・保健チームへの管理栄養士派遣調整（府内） <input type="checkbox"/> 3 派遣準備（派遣者調整、管理栄養士必要物品の調整）	<input type="checkbox"/> 4 管理栄養士派遣継続への対応 <input type="checkbox"/> 5 派遣者不在の間の業務応援調整 <input type="checkbox"/> 6 必要物品の確認、補充の調整 <input type="checkbox"/> 7 派遣者への助言、活動支援	<input type="checkbox"/> 8 派遣終了の調整

#### 支援者の持参品一覧チェック票

品名	確認	品名	確認
パソコン（無線・LAN付）		食品成分表	
携帯電話（専用）		電卓	
栄養計算ソフト		スケール	
食品成分表		参考資料（食品80kcalガイドブック等）	
ガイドライン		各種栄養指導資料	
記録用紙		エプロン	
マスク		三角巾	
マジック		プリンター	
スター用品		デジタルカメラ	
印刷用紙		USBフラッシュメモリー等	
付箋		延長コード	
セロテープ		携帯電池充電器	
ガムテープ		携帯ラジオ	
ホッチキス		乾電池	
はさみ		地図	
ダブルクリック		ビニール袋	
ボールペン		ごみ袋	
ファイル		ウェットティッシュ	
バイNDER		タオル	
懐中電灯		アルコール消毒	
防災服		雨具（フード付き合羽、傘）	
バス（所属・職名）		非常食	
名札		水筒（水）	
スニーカー（厚底）		長靴（安全靴）	
上履き		防寒具（夏季不要）	
健康保険証		カイロ（夏季不要）	
常備薬		寝袋	
寝泊セット		キャンプ用マット（床敷用）	
着替え		ヘルメット	
小銭、チレホンカード		軍手	
リュックサック		ウエストポーチ	

例えば、「■平常時の準備」には

□ 受援者への受援内容の計画作成

災害時の栄養・食生活支援活動について、管理栄養士又は栄養士等の派遣を依頼する場合は、求める受援内容に応じた受援人数の依頼ができるよう、事前に必要となる栄養・食生活支援活動について検討しておく。【市町村・保健所・本庁】  
 (受援計画例) フェーズ2～フェーズ3の期間、1市町村あたり

受援業務（何を）	受援人数（どのくらい）	依頼者（誰に）
備蓄食料及び支援物資の栄養量調整（手配）	1名	行政管理栄養士
要配慮者の食品手配（特殊栄養食品ストック設置）	ステーション数(1)箇所×(2)名	(2)名 栄養士会
提供食の調整支援（炊き出し、弁当等）	2名	行政管理栄養士
避難所の食事調査・評価・支援（要配慮者含む）	避難所数( )箇所 (5)箇所×(2)名	( )名 行政管理栄養士又は栄養士会
避難者への巡回栄養相談	避難所数( )箇所 (5)箇所×(2)名	( )名 栄養士会又は行政管理栄養士
避難所の食品衛生助言・食品保管状況の確認・指導	避難所数( )箇所 (5)箇所×(2)名	( )名 行政管理栄養士又は食品衛生監視員
栄養・食生活支援コードイネート（派遣栄養士の活動調整、通常栄養の再開計画等）		1～2名 行政管理栄養士(DHEAT)
特定給食施設等への食事提供支援（保健所）	被災施設数( )箇所 (3)箇所×(1)名	( )名 行政管理栄養士

- ・管理栄養士・栄養士の派遣依頼方法
- ・受援内容の計画作成（何を、どのくらいの人数を、誰に依頼するか等）等の具体的な進め方等を記載！

コロナ禍では、弁当の提供についても平常時に準備する必要あり！  
 弁当業者等との事前協議の必要性や給与栄養量の設定や提供時の留意点、契約仕様書（例）等を記載！

10 弁当等の提供について

□ 食事調達部署との連携体制の整備

地域防災計画等で示されている食事調達に係る担当課と連携し、災害時に提供する弁当等の内容について、適切な栄養量の確保ができるよう事前に協議をしておく。【市町村・保健所】

□ 弁当業者等との事前協議

災害時に提供する弁当等について、内容や運搬、保管等の方法を事前に協議しておく。また、協議にあたっては、管理栄養士等の専門職と連携して実施する【市町村】

(協議内容のポイント例)

- 適切な栄養量を確保するために、食品構成等の献立作成基準を示しておく。
- 要配慮者への対応方法について、ある程度示しておく。
- 弁当等の運搬方法や保管方法について、食品衛生の観点から、配備が必要な機材等について、協議しておく。
- 弁当等の残飯や空き箱等の処理について、協議しておく。

契約仕様書（例）

1 業務内容

(1)価格

- ・1日あたり( 1,140 円 1,500 円 消費税込み )とする。
- ・1食あたり380円(消費税込み)とする。

(2)献立

- ・原則として、管理栄養士又は栄養士が確認したもので、詳細は協議して決定する。
- ・米飯を主とした主食、肉又は魚介類等を中心とした主菜、野菜を中心とした副菜から構成した内容とすること。
- ・1日当たりのエネルギーは1800kcal から2200kcal であること。
- ・1食当たりのエネルギーは、600kcal から730kcal であること。
- ・1食分として提供する弁当には、主菜として肉又は魚等が約50g、副菜である野菜が約 120g 程度入ったものとする。
- ・献立の栄養成分を把握し、求めがあれば提出すること。

例えば、■必要な支援活動をチェックシート・様式化（被災情報の収集 EMIS や食事調査様式や普及啓発・健康教育の様式・資料等を掲載！

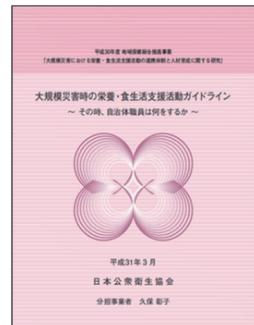
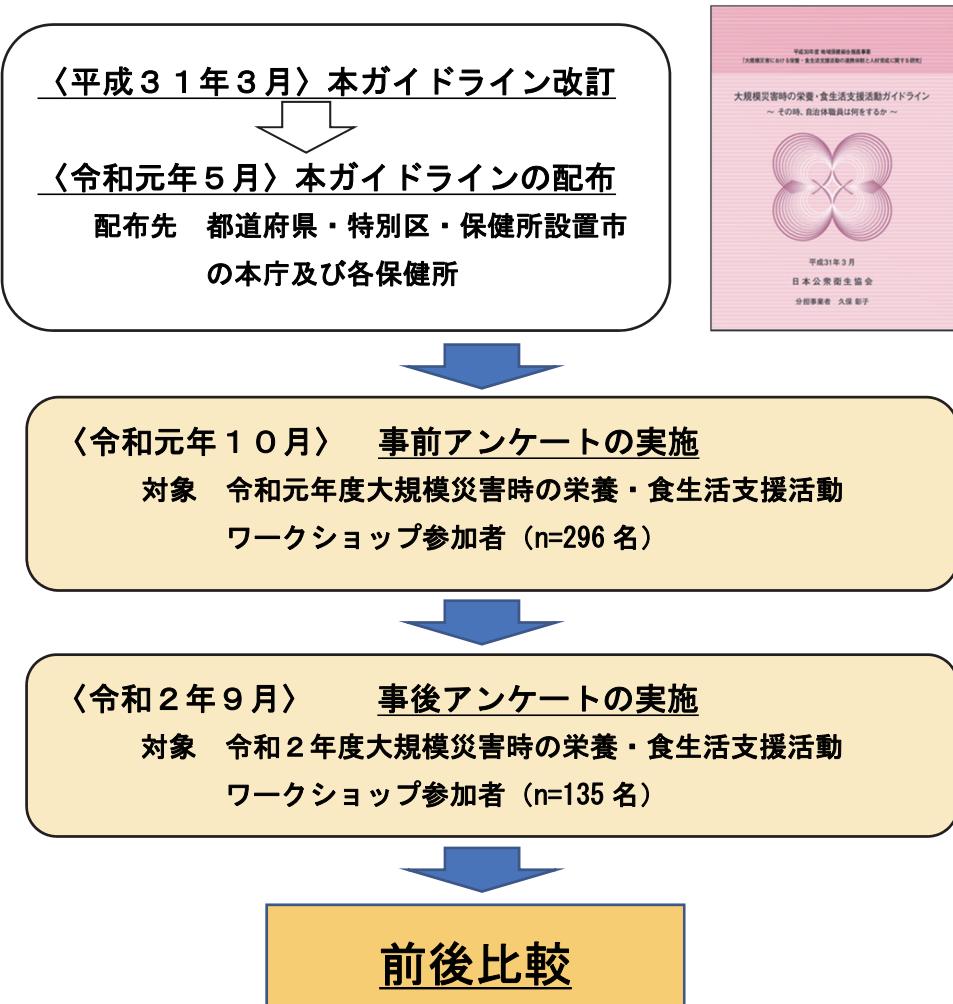
避難所コード	[REDACTED]											
名称	[REDACTED]											
所在地	[REDACTED]											
最終更新権限名	[REDACTED]											
最終更新日時	2024/01/01 10:00:00											
当てはまる項目にチェック、または入力してください。												
避難所設営情報												
設営日時	[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 [REDACTED] 時 [REDACTED] 分	[REDACTED]	現在日時反映									
<small>* (*)印つきの項目は、緊急時に入力していただく項目です。          ※ 下記目的のために状況がわかり次第情報の追加入力、情報の更新を行ってください。          ・公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。          ・個人や家族が被災による健康レベルの低下ができるだけ防ぐための生活行動がとれるように援助する。          ※ 正確な数値、判断ができない場合おおよその入力をしてください。</small>												
緊急時の入力項目		全項目										
避難所の概況												
<b>避難者数</b> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th></th> <th>昼</th> <th>夜</th> </tr> <tr> <td>男性</td> <td>(*) [REDACTED] 人</td> <td>[REDACTED] 人</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>(*) [REDACTED] 人</td> <td>[REDACTED] 人</td> </tr> </table>					昼	夜	男性	(*) [REDACTED] 人	[REDACTED] 人	女性	(*) [REDACTED] 人	[REDACTED] 人
	昼	夜										
男性	(*) [REDACTED] 人	[REDACTED] 人										
女性	(*) [REDACTED] 人	[REDACTED] 人										
施設の広さ/スペース密度												
施設の広さ	(*) 高 [REDACTED] m	横 [REDACTED] m										
スペース密度	(*) 過密 [REDACTED] 適度 [REDACTED] 余裕 [REDACTED]	「適度」の目安は1人あたり3.5m <sup>2</sup> (2畳)										
避難や活動												
管理統括・代表者の情報												
氏名(立場)	(*) [REDACTED]											
連絡先	(*) [REDACTED]											

栄養・食生活相談票 相談日 年 月 日(曜日) 避難所等名:

ふりがな 氏名	生年 月日	明・大・昭・平	元の 住所	被災前の居住地
既往歴		医療機関名 主治医		
		現在の服薬状況（中断・継続） 薬品名		
生活習慣	<input type="checkbox"/> 全日避難所生活 <input type="checkbox"/> 星間は仕事 <input type="checkbox"/> 被災場所片づけ <input type="checkbox"/> _____	身体状況	※無理な聞き取りはしない 身長 _____ cm 体重 _____ kg	※無理な聞き取りはしない 収縮時 _____ mmHg 拡張時 _____ mmHg
			<input type="checkbox"/> 休重減少 <input type="checkbox"/> 口内炎 <input type="checkbox"/> 口角炎 <input type="checkbox"/> 皮膚のあれ <input type="checkbox"/> 疲労感 <input type="checkbox"/> 黄疸症状 <input type="checkbox"/> 便秘 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> 頭痛、頭重 <input type="checkbox"/> 不眠 <input type="checkbox"/> 喧嘩感、疲労感 <input type="checkbox"/> 吐き気 <input type="checkbox"/> めまい <input type="checkbox"/> 動悸、息切れ <input type="checkbox"/> 手足のしびれ <input type="checkbox"/> 関節、腰痛 <input type="checkbox"/> 目の症状 <input type="checkbox"/> せき、たん <input type="checkbox"/> _____	避難所の食事提供状況 朝 <input type="checkbox"/> 吸出し <input type="checkbox"/> 他 夕 <input type="checkbox"/> 吸出し <input type="checkbox"/> 他 夕 <input type="checkbox"/> 吸出し <input type="checkbox"/> 他 食欲 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 食事制限 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 内容 _____ 水分摂取 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不足
内相 容談				
内指導 内容				
栄養・食生活支援ニーズの判断 <input type="checkbox"/> ①栄養指導支援が必要（ <input type="checkbox"/> 繼続 <input type="checkbox"/> 一時 <input type="checkbox"/> 特別用途食品等提供 _____ ） <input type="checkbox"/> ②提供する食事に配慮が必要（ <input type="checkbox"/> 離乳食 <input type="checkbox"/> アレルギー対応食 <input type="checkbox"/> 慢性疾患 <input type="checkbox"/> 嘔下困難 ） <input type="checkbox"/> ③特に指導の必要はない（一般的な食事提供で可能） ⇒上記①②について、駐在する避難所職員に連絡 職名: _____ 氏名: _____				

## 2 本ガイドラインに関するアンケート結果について

本研究事業では、平成31年3月に改訂した本ガイドラインを、同年5月に都道府県・特別区・保健所設置市の本庁及び各保健所に配布するとともに、本ガイドラインの全国自治体への普及啓発や活用状況を把握するため、同年10月に事前アンケート（対象 令和元年度大規模災害時の栄養・食生活支援活動ワークショップ参加者）を、翌年の令和2年9月下旬に事後アンケート（対象 令和2年度大規模災害時の栄養・食生活支援活動ワークショップ参加者）を実施した。



## 【事前・事後アンケート結果の概要】

### 〈対象者と回答数〉

- ・事前アンケート（令和元年度大規模災害時の栄養・食生活支援活動ワークショップ 回答数 n=296名）
- ・事後アンケート（令和2年度大規模災害時の栄養・食生活支援活動ワークショップ 回答数 n=135名）

### 〈結果の概要〉

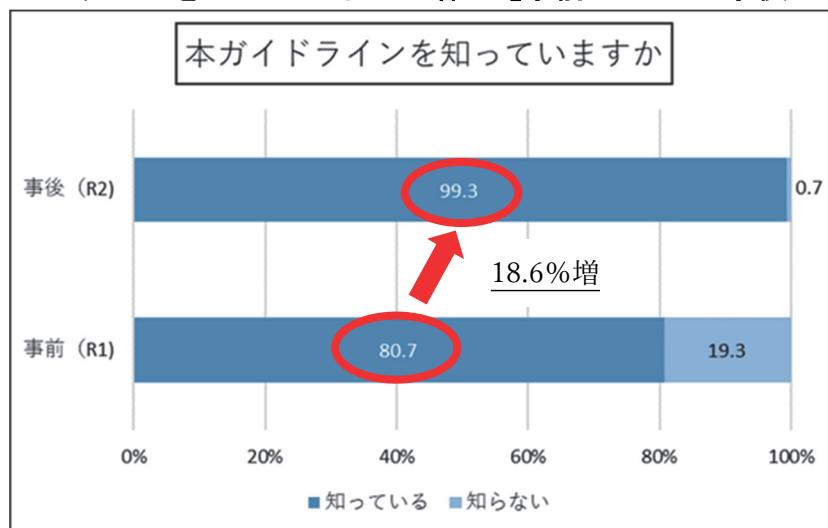
事前・事後アンケートを比較した結果の概要については、以下のとおりである。本ガイドラインについて、「知っている」と回答した人は18.6%増加し、「持っている」と回答した人は37.7%増加した。本ガイドラインを「読んだ」と回答した人も11.4%増加する等、全国自治体に徐々に本ガイドラインが普及されている傾向が見られた。

また、「本ガイドラインを元に実施したこと」として、「職場内の関係課に情報提供」「職場内の関係課職員等と協議」「管内で説明会や研修会を開催」「所属外の職員と協議」があげられ、合計で43.8%増加した。

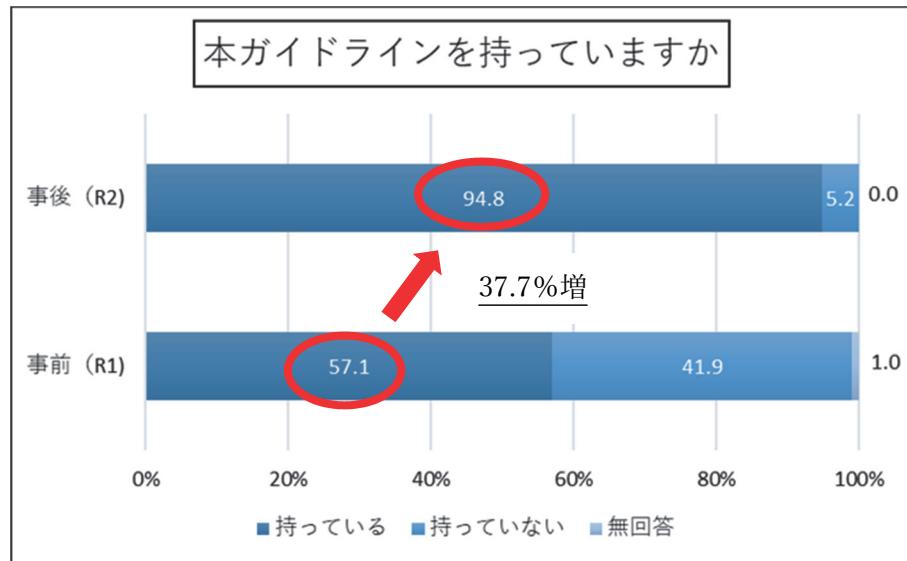
さらに、「本ガイドラインを活用して行動し始めた」と回答した人も20.5%増加する等、令和元年10月時点と比較して令和2年9月時点の方が、本ガイドラインを活用するとともに、実際に行動をし始めた人が増加していることが明らかとなった。

これらの結果より、本研究事業によるガイドラインやワークショップ等の研修会等を活用しながら、徐々にではあるが、全国自治体において大規模災害に対する平常時の備えや体制整備の重要性が認識され、今後の災害に備えての対策を講じようと努力している自治体の姿がうかがえた。

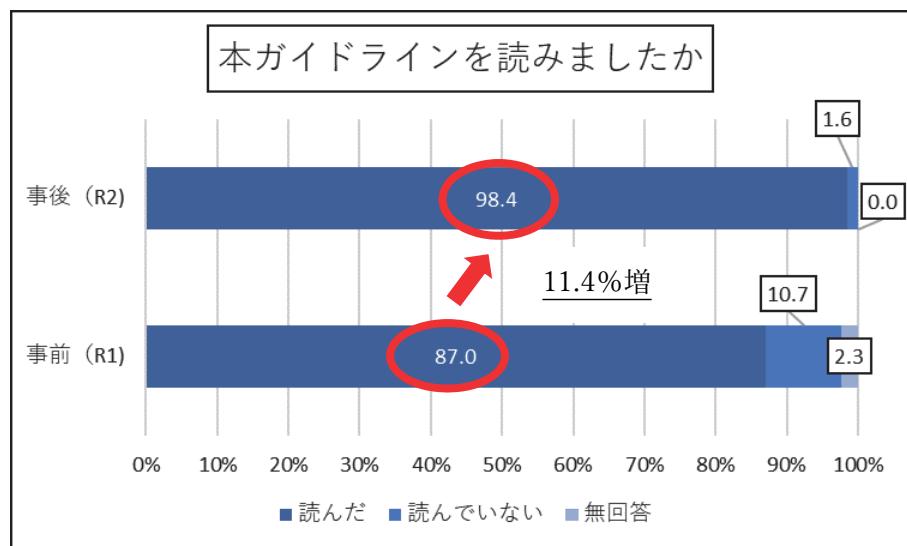
### ◆本ガイドラインを知っている人の増加【事前 80.7%→事後 99.3%】



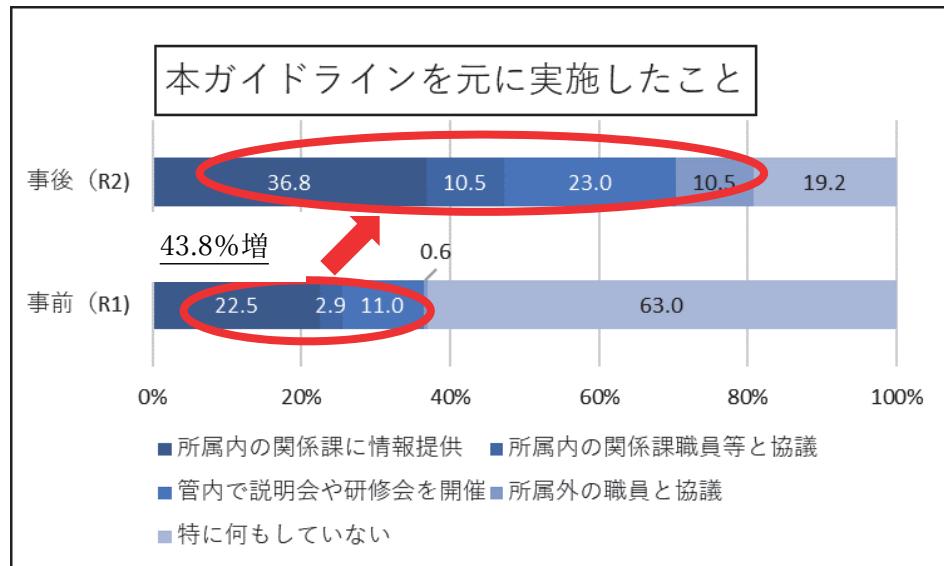
◆本ガイドラインを持っている人の増加【事前 57.1%→事後 94.8%】



◆本ガイドラインを読んだ人の増加【事前 87.0%→事後 98.4%】

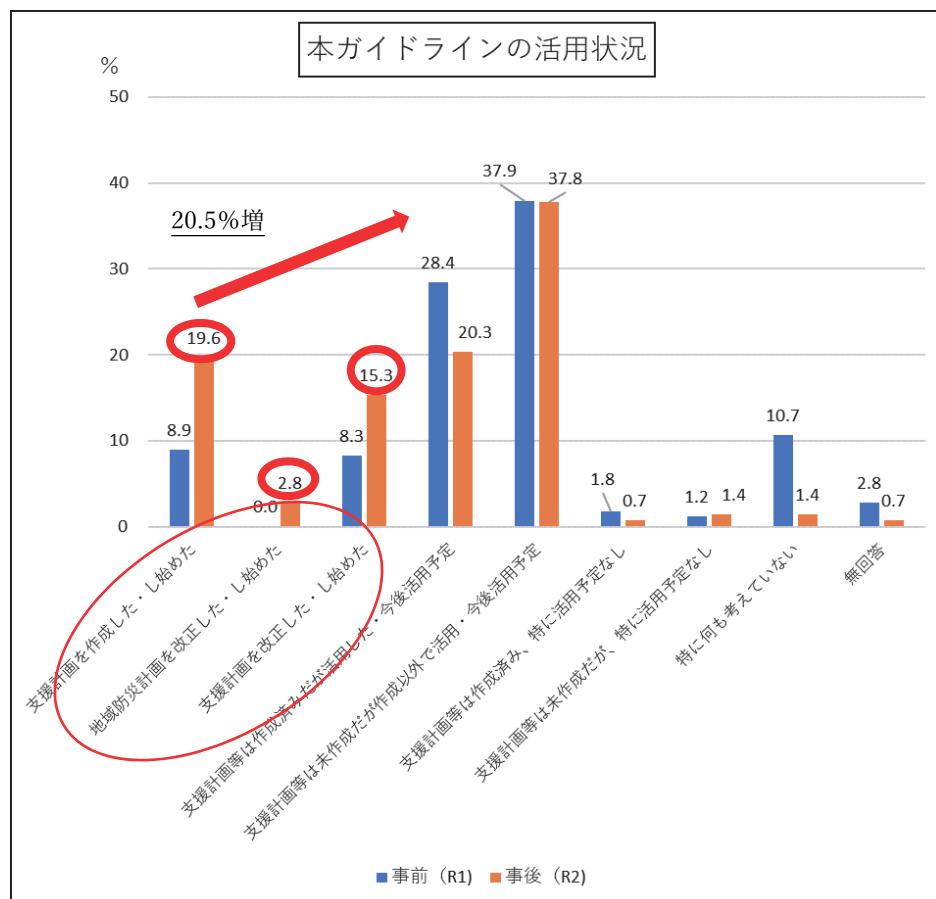


## ◆ガイドラインを元に実施したことの増加【事前 37%→事後 80.8%】



## ◆本ガイドラインを活用して行動を始めた人の増加

【事前 17.2%→事後 37.7%】



### 3 本ガイドラインに関するアンケート調査票

#### 【事前アンケート調査票】

#### 令和元年度大規模災害時における栄養・食生活支援活動ワークショップ事前アンケート

以下の該当する箇所にチェックしてください。

所 属	<input type="checkbox"/> 都道府県の本庁	<input type="checkbox"/> 都道府県型の保健所			
	<input type="checkbox"/> 政令市、中核市、保健所設置市及び特別区の本庁				
	<input type="checkbox"/> 政令市、中核市、保健所設置市及び特別区の保健所				
	<input type="checkbox"/> 民間事業者				
	<input type="checkbox"/> その他 ( )				
担 当	<input type="checkbox"/> 防災担当課	<input type="checkbox"/> 食事調達担当課	<input type="checkbox"/> 健康づくり担当課		
	<input type="checkbox"/> その他 ( )				
職 種	<input type="checkbox"/> 医師	<input type="checkbox"/> 保健師	<input type="checkbox"/> 管理栄養士・栄養士	<input type="checkbox"/> 事務職	<input type="checkbox"/> その他

1. ワークショップは何でお知りになりましたか。

- 日本公衆衛生協会からの通知     都道府県及び保健所からの通知  
 所属内からの案内  
 全国保健所管理栄養士会のホームページをみて  
 その他 ( )

2. 「大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン（平成31年3月 日本公衆衛生協会）」について。

(1) 本ガイドラインがあることを知っていますか？

- 知っている     知らない

(2) 持っていますか。

- 持っている     持っていない → 終了です。ありがとうございました。

\*持っていると回答された方のみご記入ください

(2) ガイドラインはどのようにして入手しましたか。

- 公衆衛生協会からの配布     本庁や管轄保健所からの配布  
 所属（課）内からの配布  
 全国保健所管理栄養士会ホームページから入手（本庁や保健所等からの情報提供あり）

全国保健所管理栄養士会ホームページから入手（本庁や保健所等からの情報提供なし）

その他

(

)

**(3) ガイドラインをお読みになりましたか。**

読んだ

読んでいない

**(4) 本ガイドラインを元に、実施したことはありますか。（複数回答可）**

所属内の関係課（防災主管課、食料調達主管課、保健指導主管課等）にも情報提供した

所属内の関係課（防災主管課、食料調達主管課、保健指導主管課等）の職員等と協議を行った

管内で説明会や研修会を開催した

所属外（防災主管課、食料調達主管課、保健指導主管課等）の職員と協議をした

特に何もしていない

**(5) 本ガイドラインの活用について**

ガイドラインを参考に、栄養・食生活支援に係る計画を作成し始めた（検討し始めた）

ガイドラインを参考に、地域防災計画を改正し始めた（検討し始めた）

ガイドラインを参考に、栄養・食生活支援に係る計画を改正し始めた（検討し始めた）

栄養・食生活支援に係る計画等は作成済みだが、今後、活用する予定である

栄養・食生活支援に係る計画等は未作成だが、今後、活用する予定である

栄養・食生活支援に係る計画等作成済みなので、特に活用する予定はない

栄養・食生活支援に係る計画等は未作成だが、特に活用する予定はない

特に何も考えていない

**(6) その他、ガイドラインに関する御意見や御要望等あれば御記入ください。**

【事後アンケート調査票】  
大規模災害時における栄養・食生活支援活動ガイドラインに関するアンケート

以下の該当する箇所にチェックしてください。

所 属	<input type="checkbox"/> 都道府県の本庁 <input checked="" type="checkbox"/> 都道府県型の保健所 <input type="checkbox"/> 政令市、中核市、保健所設置市及び特別区の本庁 <input type="checkbox"/> 政令市、中核市、保健所設置市及び特別区の保健所 <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他 ( )
担 当	<input type="checkbox"/> 防災担当課 <input type="checkbox"/> 食事調達担当課 <input checked="" type="checkbox"/> 健康づくり担当課 <input type="checkbox"/> その他 ( )
職 種	<input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 保健師 <input checked="" type="checkbox"/> 管理栄養士・栄養士 <input type="checkbox"/> 事務職 <input type="checkbox"/> その他

1. 「大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン（平成31年3月 日本公衆衛生協会）」について。

(1) 本ガイドラインがあることを知っていますか？

知っている  知らない

(2) 持っていますか。

持っている  持っていない → 2. にお進みください。



\*持っていると回答された方のみご記入ください

(3) ガイドラインはどのようにして入手しましたか。

公衆衛生協会からの配布  本庁や管轄保健所からの配布  
 所属内からの配布  
 全国保健所管理栄養士会ホームページから入手（本庁や保健所等からの情報提供あり）  
 全国保健所管理栄養士会ホームページから入手（本庁や保健所等からの情報提供なし）  
 その他 ( )

(4) ガイドラインをお読みになりましたか。

読んだ  読んでいない

(5) 本ガイドラインを元に、実施したことはありますか。(複数回答可)

- 所属内の関係課（防災主管課、食料調達主管課、保健指導主管課等）にも情報提供した
- 所属内の関係課（防災主管課、食料調達主管課、保健指導主管課等）の職員等と協議を行った
- 管内で説明会や研修会を開催した
- 所属外（防災主管課、食料調達主管課、保健指導主管課等）の職員と協議をした
- 特に何もしていない

(6) 本ガイドラインの活用について（複数回答可）

- ガイドラインを参考に、栄養・食生活支援に係る計画を作成した
- ガイドラインを参考に、栄養・食生活支援に係る計画を作成し始めた（検討し始めた）
- ガイドラインを参考に、地域防災計画を改正した
- ガイドラインを参考に、地域防災計画を改正し始めた（検討し始めた）
- ガイドラインを参考に、栄養・食生活支援に係る計画を改正した
- ガイドラインを参考に、栄養・食生活支援に係る計画を改正し始めた（検討し始めた）
- 栄養・食生活支援に係る計画等は作成済みだが、活用した  
具体的な活用内容

- 栄養・食生活支援に係る計画等は作成済みだが、今後、活用する予定である

- 栄養・食生活支援に係る計画等は未作成だが、計画等の作成以外で活用した  
具体的な活用内容

- 栄養・食生活支援に係る計画等は未作成だが、今後、活用する予定である

- 栄養・食生活支援に係る計画等作成済みなので、特に活用する予定はない

- 栄養・食生活支援に係る計画等は未作成だが、特に活用する予定はない

- 特に何も考えていない

(7) その他、ガイドラインに関する御意見や御要望等あれば御記入ください。

## 2. 災害時の栄養・食生活支援活動に関する受援体制（人材確保）について

(1) 災害が発生し、他の自治体の管理栄養士等への応援が必要と判断した場合、あなたの自治体（都道府県及び市区町村）では応援を要請する体制が整備されていますか。

- 体制がある       体制を整備中       体制がない       わからない

(2) 災害が発生し、他の自治体の管理栄養士等への応援が必要と判断した場合、被災市区町村又は管轄保健所で、受援業務や人数を決めることがありますか。

① 受援業務について

- 応援要請時にある程度、お願いする業務内容を決めている。  
 応援行政栄養士が来てから、お願いする業務内容を決めることがありますか。  
 災害時の支援経験がある行政栄養士の応援を要請し、必要な支援を応援行政栄養士に提案してもらい活動してもらうことがありますか。  
 被災経験が少なく、具体的な業務内容を決めることができない。  
 その他（ ）

② 要請人数について

- 応援要請時にある程度、要請人数を決めている。  
 要請人数がどのくらいか不明な部分があるため、本庁で決めて要請してもらうことがありますか。  
 その他（ ）

(3) 災害が発生し、他の自治体の管理栄養士等への応援要請の他に、必要時に栄養士会（JDA-DAT）等への応援要請をすることを決めていますか。

- 要請することを決めている       要請について検討中  
 特に要請は決めていない       わからない

要請することを決めていると回答した方のみ

① 受援業務について

- 応援要請時にある程度、お願いする業務内容を決めている。  
 応援栄養士が来てから、お願いする業務内容を決めることがありますか。  
 被災経験が少なく、具体的な業務内容を決めることができない。  
 その他（ ）

② 要請人数について

- 応援要請時にある程度、要請人数を決めている。  
 要請人数がどのくらいか不明な部分があるため、本庁で決めて要請してもらうことがありますか。  
 要請人数がどのくらいか不明な部分があるため、栄養士会で決めてもらうことがありますか。  
 その他（ ）

## 〈集計結果〉大規模災害時における栄養・食生活支援活動ガイドラインに関するアンケート結果(前後比較)

【表1 所属】

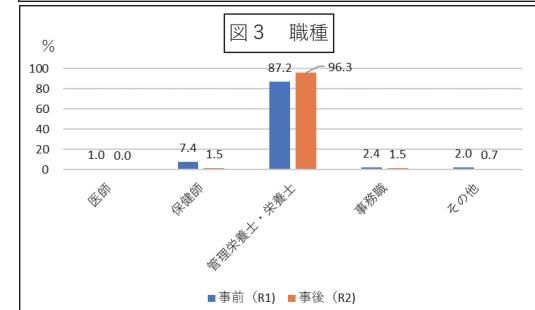
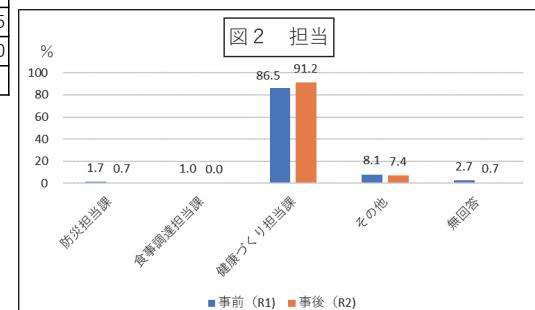
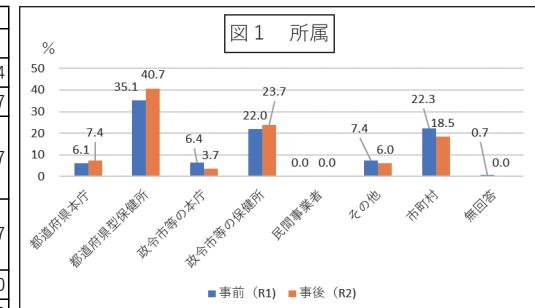
所 属	令和元年度（事前）		令和2年度（事後）	
	n	%	n	%
都道府県本庁	18	6.1	10	7.4
都道府県型保健所	104	35.1	55	40.7
政令市・中核市・保健所設置市・特別区の本庁	19	6.4	5	3.7
政令市・中核市・保健所設置市・特別区の保健所	65	22.0	32	23.7
民間事業者	0	0.0	0	0.0
その他	22	7.4	8	6.0
市町村	66	22.3	25	18.5
無回答	2	0.7	0	0.0
計	296	100	135	100

【表2 担当】

担 当	令和元年度（事前）		令和2年度（事後）	
	n	%	n	%
防災担当課	5	1.7	1	0.7
食事調達担当課	3	1.0	0	0.0
健康づくり担当課	256	86.5	123	91.2
その他	24	8.1	10	7.4
無回答	8	2.7	1	0.7
計	296	100	135	100

【表3 職種】

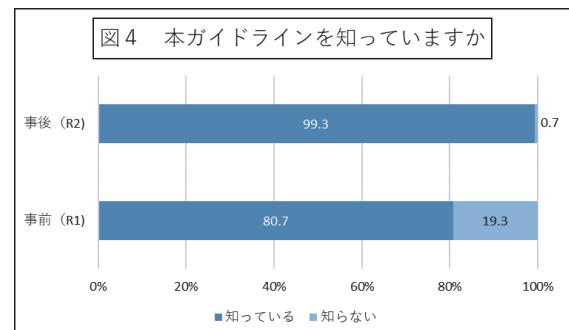
職 種	令和元年度（事前）		令和2年度（事後）	
	n	%	n	%
医師	3	1.0	0	0.0
保健師	22	7.4	2	1.5
管理栄養士・栄養士	258	87.2	130	96.3
事務職	7	2.4	2	1.5
その他	6	2.0	1	0.7
計	296	100	135	100



### 1 「大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン（H31.3日本公衆衛生協会）」について

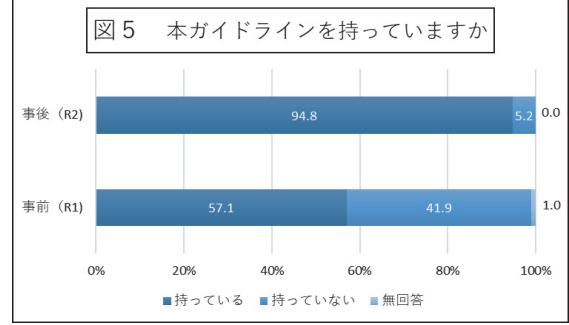
(1) 本ガイドラインがあることを知っていますか。 【表4】

回答項目	令和元年度（事前）		令和2年度（事後）	
	n	%	n	%
知っている	239	80.7	134	99.3
知らない	57	19.3	1	0.7
計	296	100	135	100



(2) 本ガイドラインを持っていますか。 【表5】

回答項目	令和元年度（事前）		令和2年度（事後）	
	n	%	n	%
持っている	169	57.1	128	94.8
持っていない	124	41.9	7	5.2
無回答	3	1.0	0	0.0
計	296	100	135	100



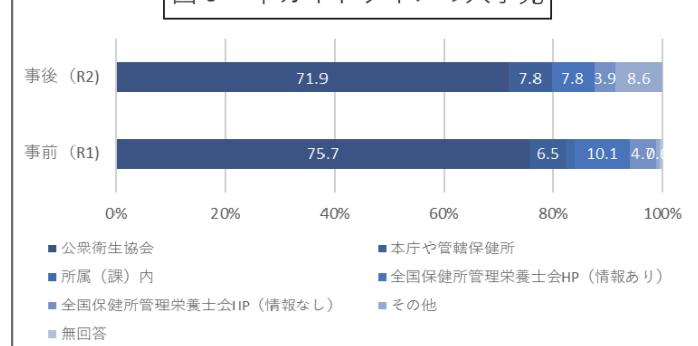
## 〈集計結果〉大規模災害時における栄養・食生活支援活動ガイドラインに関するアンケート結果(前後比較)

\*(3)～(7)は、「(2)ガイドラインを持っている」と回答した者

(3) ガイドラインはどのようにして入手しましたか。 【表6】

回答項目	令和元年度（事前）		令和2年度（事後）	
	n	%	n	%
公衆衛生協会から配布	128	75.7	92	71.9
本庁や管轄保健所から配布	11	6.5	10	7.8
所属（課）内から配布	3	1.8	0	0.0
全国保健所管理栄養士会ホームページから入手（本庁や保健所等からの情報提供あり）	17	10.1	10	7.8
全国保健所管理栄養士会ホームページから入手（本庁や保健所等からの情報提供なし）	8	4.7	5	3.9
その他	1	0.6	11	8.6
無回答	1	0.6	0	0.0
計	169	100	128	100

図6 本ガイドラインの入手先

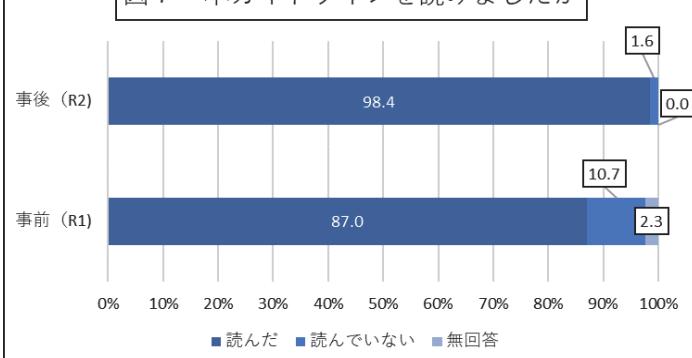


(4) ガイドラインを読みましたか。

【表7】

回答項目	令和元年度（事前）		令和2年度（事後）	
	n	%	n	%
読んだ	147	87.0	126	98.4
読んでいない	18	10.7	2	1.6
無回答	4	2.3	0	0.0
計	169	100	128	100

図7 本ガイドラインを読みましたか



(5) 本ガイドラインを元に、実施したことありますか（複数回答可）。

【表8】

回答項目	令和元年度（事前）		令和2年度（事後）	
	n	%	n	%
所属内の関係課に情報提供した	39	22.5	56	36.8
所属内の関係課職員等と協議を行った	5	2.9	16	10.5
管内で説明会や研修会を開催した	19	11.0	35	23.0
所属外の職員と協議を行った	1	0.6	16	10.5
特に何もしていない	109	63.0	29	19.2
計	173	100	152	100

図8 本ガイドラインを元に実施したこと



## 〈集計結果〉大規模災害時における栄養・食生活支援活動ガイドラインに関するアンケート結果(前後比較)

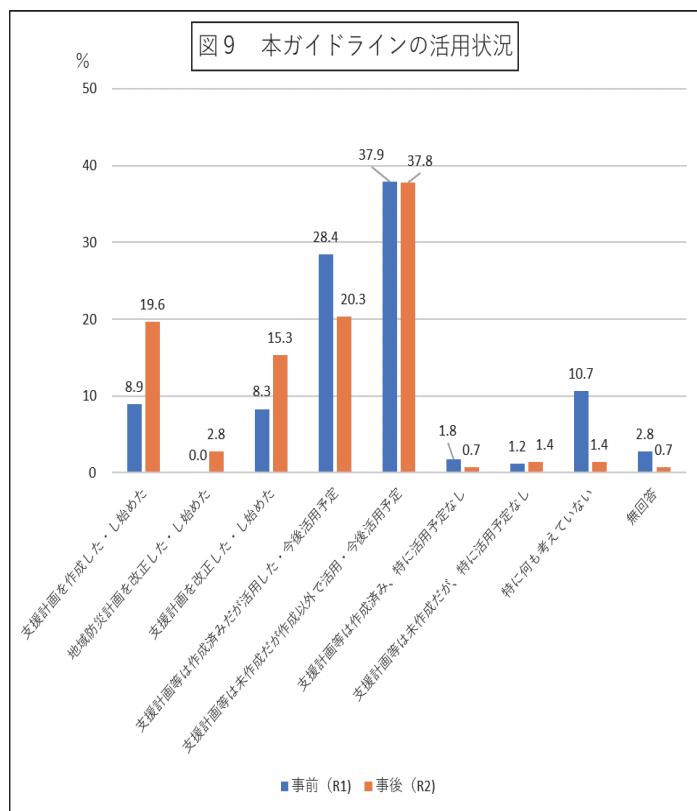
### (6) 本ガイドラインの活用について(複数回答可)

【表9】

回答項目	令和元年度（事前）		令和2年度（事後）	
	n	%	n	%
栄養・食生活支援に係る計画を作成した	0	0.0	2	1.4
栄養・食生活支援に係る計画を作成し始めた（検討し始めた）	15	8.9	26	18.2
地域防災計画を改正した	0	0.0	1	0.7
地域防災計画を改正し始めた（検討し始めた）	0	0.0	3	2.1
栄養・食生活に係る計画を改正した	0	0.0	9	6.3
栄養・食生活に係る計画を改正し始めた（検討し始めた）	14	8.3	13	9.0
栄養・食生活支援に係る計画等は作成済みだが、活用した	0	0.0	5	3.5
栄養・食生活支援に係る計画等は作成済みだが、今後活用する予定	48	28.4	24	16.8
栄養・食生活支援に係る計画等は未作成だが、計画等の作成以外で活用した	0	0.0	12	8.4
栄養・食生活支援に係る計画等は未作成だが、今後活用する予定	64	37.9	42	29.4
栄養・食生活支援に係る計画等は作成済みなので、特に活用する予定なし	3	1.8	1	0.7
栄養・食生活支援に係る計画等は未作成だが、特に活用する予定なし	2	1.2	2	1.4
特に何も考えていない	18	10.7	2	1.4
無回答	5	2.8	1	0.7
計	169	100	143	100

### (7) その他、ガイドラインに関する御意見・御要望等（自由記載）

- ・大規模災害時、健康・栄養面に配慮した栄養・食生活支援を行うためには、主菜や副菜を含めて食料備蓄を行うことが重要であると担当課にも情報共有を行い、直接説明に伺いましたが、備蓄内容は県の基準に沿っているとの回答で、予算の関係もあり難しい。県や国の防災担当課から、栄養の情報も含めて情報をおろして頂ければ、重要性を認識して頂けるのではないか。
- ・被災経験が少なく、支援を受け入れる市町村栄養士の業務がどのように行われるのか不明確な部分が多い。災害を想定した訓練を行って頂けると有り難い。
- ・災害時及び平常時に行政栄養士等が行うことがわかりやすく記載されており、とても参考になる。ガイドラインをもとにマニュアル作成を進めている。
- ・県が栄養・食生活支援に係る計画が未策定のため、県の計画が策定されたら、それを参考に本町で計画を策定する予定。
- ・○○村の支援活動に参加した。そこで、本ガイドラインの活用、県マニュアル等を実際に使ってみて大変勉強になった。実際に使ってみるとわからぬことも多々あり、この体験を踏まえて今後、特に受援の場合の保健所の役割等、本県のマニュアルの改訂が必要であると痛感した。
- ・改訂や有用情報の発信などがあれば、今後とも情報発信をいただけると助かる。市としても動向を注視し、活用させていただきたい。
- ・防災主担当ではないため、改定への働きかけが難しい。しかし、いざという時がいつおこるかわからない中でガイドラインがあることは心強い。主担当と検討できることよいと思う。
- ・ガイドラインの内容を踏まえ、行政栄養士活動ガイドラインを改訂した（R2年3月）。特に、受援人数算定の考え方などが参考になった。
- ・本ガイドラインの内容を踏まえ、平成8年に作成したガイドラインを令和2年3月に改正した。全体的に非常に参考になった。
- ・本市危機管理室に「危機管理部門に行政栄養士の配置について」検討して頂きたい旨、提案及び資料提供した。その際、このガイドラインを参考に資料を作成した。



## 〈集計結果〉大規模災害時における栄養・食生活支援活動ガイドラインに関するアンケート結果(前後比較)

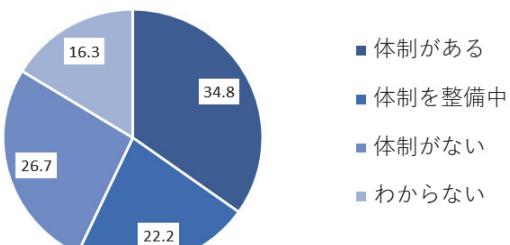
### 2 災害時の栄養・食生活支援活動に関する受援体制（人材確保）について(事後のみ)

(1) 貴自治体では応援を要請する体制は整備されていますか。

【表10】

回答項目	令和2年度（事後）	
	n	%
体制がある	47	34.8
体制を整備中	30	22.2
体制がない	36	26.7
わからない	22	16.3
計	135	100

図10 応援要請体制の整備 (R2)



単位：%

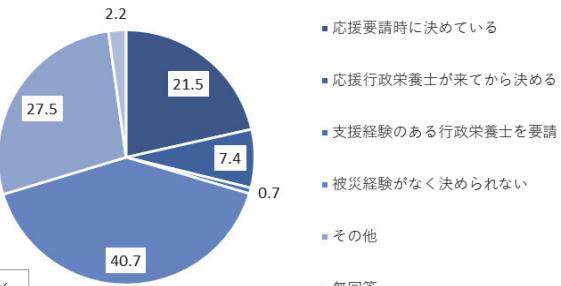
(2) 被災自治体又は管轄保健所で、受援業務や人数を決めることとしていますか。

#### ①受援業務について

【表11】

回答項目	令和2年度（事後）	
	n	%
応援要請時に決めている	29	21.5
応援行政栄養士が来てから決める	10	7.4
支援経験のある行政栄養士を要請	1	0.7
被災経験がなく決められない	55	40.7
その他	37	27.5
無回答	3	2.2
計	135	100

図11 受援業務 (R2)



単位：%

#### ②要請人数について

【表12】

回答項目	令和2年度（事後）	
	n	%
応援要請時に決めている	22	16.3
本庁で決めて要請する	39	28.9
その他	66	48.9
無回答	8	5.9
計	135	100

図12 要請人数 (R2)



単位：%

#### 2 (2) その他（自由記載）

検討中・今後検討（14）

災害時の状況に応じて優先される業務を判断し、人員を要請・配置していく（7）

予め決めておく必要性は感じる（3）

県庁・本庁が決める（2）

都道府県保健医療調整本部の管理栄養士チーム調整担当が、保健所保健医療調整本部を通じて収集した情報を、本部運営チームと共有及び分析し、要請する範囲や人数等を検討して、管理栄養士派遣を依頼する受援計画をたてる。

未検討・わからない（31）

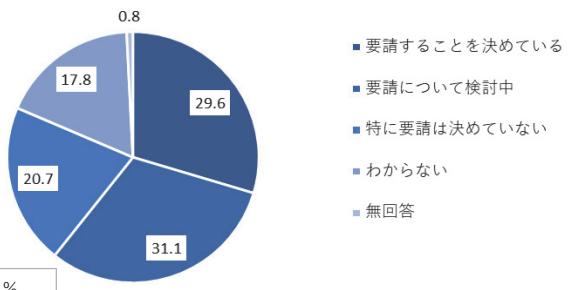
## 〈集計結果〉大規模災害時における栄養・食生活支援活動ガイドラインに関するアンケート結果(前後比較)

(3) 他自治体の他、必要時に栄養士会（JDA-DAT）等への応援要請をすることとしていますか。

回答項目	令和2年度（事後）	
	n	%
要請することを決めている	40	29.6
要請について検討中	42	31.1
特に要請は決めていない	28	20.7
わからない	24	17.8
無回答	1	0.8
計	135	100

【表13】

図13 栄養士会への応援要請（R2）



単位：%

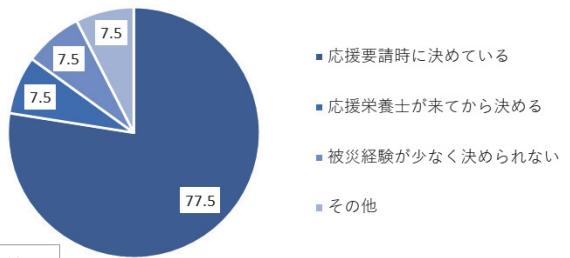
\* 「(3)要請することを決めている」と回答した者

①受援業務について

【表14】

回答項目	令和2年度（事後）	
	n	%
応援要請時に決めている	31	77.5
応援栄養士が来てから決める	3	7.5
被災経験が少なく決められない	3	7.5
その他	3	7.5
計	40	100

図14 応援要請の際の受援業務（R2）



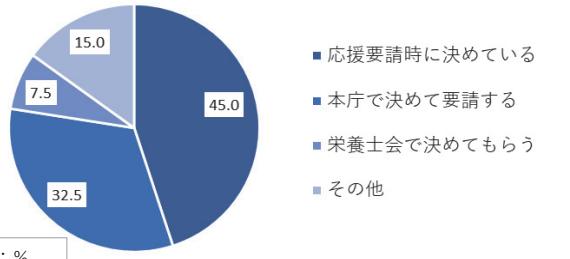
単位：%

②要請人数について

【表15】

回答項目	令和2年度（事後）	
	n	%
応援要請時に決めている	18	45.0
本庁で決めて要請する	13	32.5
栄養士会で決めてもらう	3	7.5
その他	6	15.0
計	40	100

図15 応援要請の際の要請人数（R2）



単位：%



## 【III】

# 「大規模災害時の栄養・食生活支援のためのアクションカード（例）」

京都府乙訓保健所

専門幹 大原 直子

### III アクションカード（例）

#### 【背景・目的】

過去の災害から、「いち早く職場に駆けつけても、指示をする人がいなくてうまく動けなかった」「職場に駆けつけたが、何から行えばいいかわからず行動出来なかつた」「分厚いマニュアルを見ながらの活動は困難だった」「マニュアルには具体的な活動内容の記載がないのでどうしていいかわからなかつた」「応援に来た方に何をしてもらつたらいいか指示が出せなかつた」等の課題があげられたことから、これらの課題解決のため、アクションカードが開発された。

アクションカードがあれば、「指示をする人がいなくても、まず何から行動すればいいかわかる」「分厚いマニュアルを見なくても、具体的に何をすればいいかわかる」「応援に来た方に、時間をかけて説明しなくても具体的な活動内容を指示出来、迅速に活動してもらえる」等、指示を出す負担が減らせる。また、他活動従事者への具体的な活動内容や結果を示して認識してもらえる等の利点がある。

しかし、地域防災計画や災害対策マニュアル等に、栄養・食生活支援に係る記載はあるが、アクションカードが作成出来ていない保健所や市区町村が多いのが現状である。

そこで、本研究事業では、大規模災害時に、栄養・食生活支援活動が迅速に且つ効率的に実施出来るよう、平成31年度末に作成したガイドラインに基づき、令和元年度「大規模災害時の栄養・食生活支援のためのアクションカード（例）」を作成した。

#### 【アクションカードとは】

地域防災計画や災害対策マニュアル等を基に、それを達成するため、発災直後、職場に駆けつけた職員が具体的にどうアクションすればよいか、まず何から行えばよいか、段階を追ってやるべきことを1つ1つ具体的に示したカードである。

#### 【アクションカード（例）の内容】

##### 1 タイムライン

概ね発災後24時間以内、72時間以内、避難所対策を中心の時期、避難所から概ね仮設住宅入居までの期間の4つのタイムラインを設定し、それに沿って順番に必要だと考えた活動内容例でアクションカード（例）を作成した。

## 2 支援活動内容（例）

9種類掲載。

- (1) 被災情報の収集（栄養・食生活に係る）
- (2) 特定給食施設等の支援
- (3) 受援体制の整備
- (4) 提供食の把握
- (5) 要配慮者の支援
- (6) 提供食の支援（備蓄・支援物資、炊き出し、弁当等）
- (7) 被災者の支援
- (8) 食環境の整備
- (9) 食中毒・感染症の予防

※状況に応じて活動内容を加除可能。

### 【アクションカード作成時の留意点】

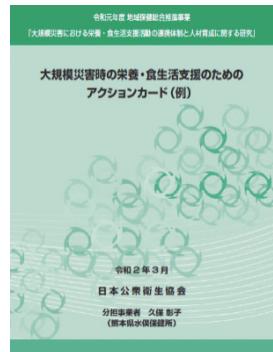
- 1 本カードはあくまで（例）で、このままでは使用不可であるため、各地域（保健所又は市区町村）で使えるカードに修正・改訂することが必要である。
- 2 保健所で使用することをイメージして作成したカード（例）であるため、本庁や市区町村で使用するカードを作成する場合は、本カードを参考に別途作成することが必要である。
- 3 新規採用の行政栄養士でも理解出来て行動出来ることを意識して作成したカード（例）であるため、指示内容が詳細である。具体的な活動内容を記載するべきであるが、必要に応じて簡素化することも可能である。
- 4 作成したカードは、受援側、応援側の双方の立場で確認する必要がある。特に応援側の立場で作成したカードで活動出来るのか、チェックする必要がある。
- 5 計画内容や準備状況等、時代とともに変化していく。使えるカードにするために、その度に見直し、更新していく必要がある。
- 6 数枚になると、見にくく、直ちに活動しにくくなるため、原則両面1枚にする。
- 7 活動の進捗状況が日々更新されるため、日付を記載する必要がある。
- 8 活動内容と担当者、活動に必要な物品とその所在地を記載する必要がある。
- 9 活動する上の留意事項や今後の見通し等の記載もあるとよい。
- 10 関係機関の連絡先や活動の参考となる内容の記載や地図の添付もあるとよい。
- 11 保健活動の一環として、担当課全体の業務として作成するのが望ましい。また、栄養主管課や管内市区町村とも共有が必要である。

## 【アクションカード（例）の詳細】

- 1 各都道府県等本庁に冊子を配布
- 2 日本公衆衛生協会から冊子の刊行
- 3 全国保健所管理栄養士会のホームページからダウンロード

<http://www.hc-kanri.jp/03/index.html>

調査研究事業⇒2019年度報告書



\* \* \* \* \*

## 【大規模災害時の栄養・食生活支援のためのアクションカード

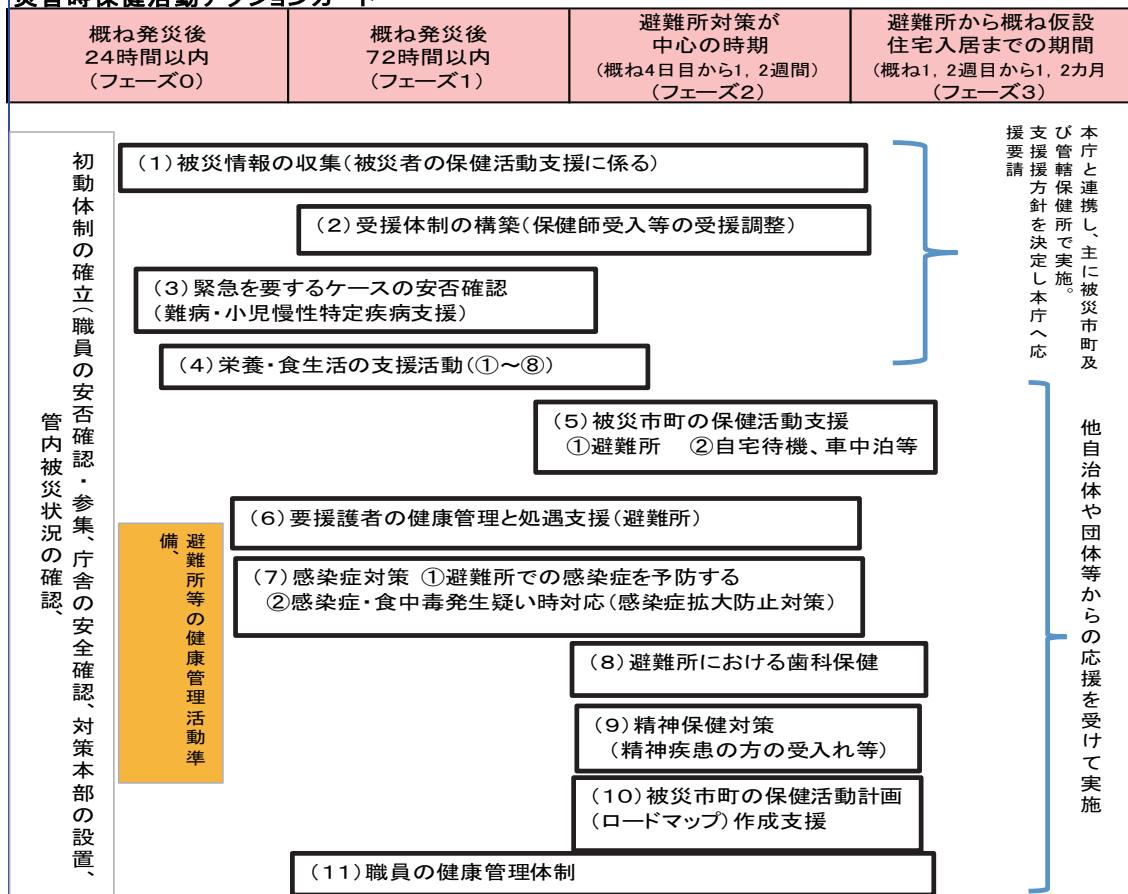
### (例)活用事例】

#### 1. 保健師と協働でのアクションカード作成

熊本県水俣保健所では「大規模災害時の栄養・食生活支援のためのアクションカード（例）」をもとに、栄養・食生活支援活動を含む保健活動のためのアクションカード（暫定版）を令和2年（2020年）3月に作成した。



#### 災害時保健活動アクションカード



## 2. 実際の災害時の活用事例（令和2年7月豪雨）

令和2年7月に豪雨による熊本県球磨川氾濫による災害で、被災地の一つである熊本県芦北地方は熊本県水俣保健所が管轄する地域であり、令和2年3月に作成されたアクションカードから、栄養・食生活支援活動について一部活用した。

（フェーズ1：発生から3日以内）

水俣保健所

R02年 1月時点

### ②特定給食施設等の支援

アクションカード

担当	活動場所	活動内容
①保健所管理栄養士又は職員	保健所地域医療対策会議	管内の特定給食施設等の被災状況を把握する 被災施設から給食提供に関する支援要請があった場合は、支援を行う
②応援管理栄養士等(行政)	(2階会議室) 特定給食施設等	必要に応じ、被災していない給食施設に対し被災者の支援要請を行う

#### 1. 災害発生！以下の事項を確認してください。

記入者 所属:水俣保健所保健予防課 氏名:久保

#### 2. 管内特定給食施設等の被災状況を把握してください。

- 医療機関の被災状況は、EMIS の医療機関情報に情報が掲載されていないか把握し、必要であれば  
     入力を行う。(EMIS 機関コード: 8000700000 パスワード: ○○○○○)
- 医療機関や老人福祉施設、児童福祉施設等、施設の種類により平常時の主管課と連携し、  
    被災状況の収集の際、給食の提供状況についてあわせて収集してもらうよう依頼する(様式:  
    ガイドライン P80)。  
(医療機関担当者: 総務企画課 I 老人福祉施設担当者: 八代保健所福祉課 N 児童福祉  
    施設担当者: 八代保健所福祉課 T)
- 都道府県立学校、市区町村立学校等の被災状況については、芦北教育事務所又は市町教育  
    委員会に確認し、被災状況や給食の提供状況について確認する。

必要物品	保管場所
地域防災計画、関連計画(栄養・食生活支援)	事務室
管内特定給食施設等の備蓄状況一覧	裏面
管内特定給食施設等リスト	別添

### 3. 被災した特定給食施設等に対し、必要な支援を行ってください。

- 備蓄食材や従事スタッフ等の不足により給食提供が困難な施設に対し、系列の施設や同類の施設協会や管轄市区町村災害対策本部等からの支援が求められないか確認する。どこからの支援も難しい場合は、管内で被災していない給食施設に支援を要請する。
- 廉房施設や食材入手等、復旧の見込みについて期限を要すると判断される場合は、非常時の献立を見直し、提供回数の削減等の対応について助言する。
- 管内の給食施設間で支援が行えない場合、本庁主管課へ必要な支援の手配・調整を行う。
- 水等のライフラインが停止した中で給食を提供する施設に対し、食中毒防止のため、必要に応じ食品衛生監視員と同行して巡回指導を行う。

### 4. 役割分担を行ってください。

- 2. および3. の業務について、役割分担をする。

### 5. その他

- 必要に応じ、被災していない給食施設に対し、被災者への食支援のための炊き出しや要配慮者向けの食事提供等の実施要請を行う。
- 避難所等で生活する要配慮者の栄養管理について、必要に応じ、栄養相談等の実施要請を行う。

#### 本庁栄養主管課連絡先

都道府県名	所属名	担当者名	連絡先	出勤状況
熊本県	健康づくり推進課	T	〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇@pref.kumamoto.lg.jp	

- ・ E-MIS の情報を基に、医療機関の被災状況を把握し、厨房が被災し給食の提供が難しい施設や、非常食が少ない施設の巡回を行った。
- ・ 医療機関以外の特定給食施設や小規模の給食施設については、保健所職員に電話による被災状況の把握を依頼した（別添資料参照）
- ・ 保健所保健師と管理栄養士が施設を巡回し、給食提供の助言と食品衛生指導を行った。

## 別添資料

被災情報（その他施設、特定給食施設）一覧（芦北町、津奈木町）7月6日現在														保健所名	水俣保健所	
施設名	施設利用者			被災状況										食事提供	備考	
	入所	その他の	計	建物破損			ライフライン ○：使用可 ×：使用不可			調理施設の破損						
				有	・	無	ガス	電気	水道	有	・	無	具体的な内容	有	・	無
1 A	194	18(テイ)	213	有	・		○	○		・	無			有	・	4日：朝食なし、2食提供 5日：3食提供 水道使用不可のためディズポ食器使用
2 B	18	25(テイ)	43	・	無一部 浸水		○	○		・	無			有	・	食材は届いているが備蓄を使用 ディズポ食器使用
3 C			有	・			○		有	・				有	・	日清（委託業者）が非常食で対応 2食と補助食品提供
4 D			有	・	無				有	・	無			有	・	無連絡とれず
5 E			有	・					有	・				・	無	入所者を移転
6 F	65	30	95	・	無	○	○	○	・	無				有	・	4日：一部献立変更 3食提供
7 G	36	10	46	・	無	○	○	○	・	無				有	・	4日：朝食のみ非常食 3食提供
8 H	50	15	65	・	無	○	○		・	無				有	・	4日：朝のみ欠食 3食提供
9 I	49		49	・	無	○	○		・	無				有	・	4日：朝食のみ非常食使用 備蓄水、ディズポ食器使用
10 J	47	16	63	・	無	○	○		・	無				有	・	6日：昼は弁当（ヒライ） 水は給水車使用
11 K	50	28	78	・	無	○	○		有	・	調理室内浸水(3cm)			有	・	4日：非常食対応 6日：昼は弁当、非常食対応
12 L			有	・	無				有	・	無			有	・	無連絡とれず
13 M	54	12	66	・	無	○	○	○	・	無				有	・	食材入手の業者変更し対応
14 N			有	・	無				有	・	無			有	・	無8日まで休校
15 O	391		有	・	無	○	○	○	有	・	無			有	・	無6日まで休校

### (アクションカードを活用した結果)

アクションカードを基に、活動したことで、組織内での管理栄養士の活動が見える化し、他部署の職員からも給食施設の被災状況の相談がスムーズに入ってくるように感じた。また、E-MIS の他、福祉課等、各所管課からの情報も入り、施設への支援を迅速に行うことができた。

## ③受援体制の整備

アクションカード

担当	活動場所	活動内容
①被災市区町村管 理栄養士等又は保 健師保健所管理栄 養士	市区町村担当課 保健所地域医療 対策会議 (2F 会議室)	栄養・食生活支援活動に必要な人材を確保する。 派遣される管理栄養士等と連携し、効果的な支援 活動ができるよう調整する。
②本庁管理栄養士	本庁担当課	
③厚生労働省	厚生労働省	

### 1. 災害発生！以下の事項を確認してください。

記入者 所属: 水俣保健所保健予防課 氏名: 久保

### 2. 管理栄養士等について受援計画を立ててください(保健所)。

- 被災市区町村の管理栄養士等又は保健師に連絡をとり、管理栄養士等の受援の必要性の有無を確認する(どのような活動で、どのくらいの人手が不足しそうなのか)。
 

\* 混乱していて必要性の判断がつかないと回答があった場合は、混乱している事自体が支援活動の見通しが立てられない状況であり、受援が必要と判断する。
- 受援が必要な場合は、上司と検討の上、受援業務と人数について様式に記載し、被災市区町村の管理栄養士等又は保健師に共有・確認後、本庁管理栄養士に派遣依頼(送付)を行う(裏面)。
- 保健所への受援の必要性について、上司と検討の上、受援が必要な場合は、受援業務と人数を記載し、本庁管理栄養士に DHEAT(管理栄養士を構成員とした)の派遣依頼(送付)を行う(裏面)。

### 3. 応援(派遣)が決定した自治体等の受入体制を整えてください(保健所・市区町村)。

- 管内市区町村へ派遣される管理栄養士等が到着した時に、誰がオリエンテーションをするか決める。
 

\* 最初の派遣グループは保健所管理栄養士又は市区町村管理栄養士等が実施し、その後のグループは同じ都道府県等のグループ間で引き継ぎは行ってもらう等、臨機応変に方法を考える。

【オリエンテーションの内容例】

活動場所となる市区町村の被害状況について、これまでの活動内容について、避難所等で提供されている食事状況について、管内量販店の開店状況について、活動報告やミーティングについて等

- 派遣される管理栄養士等の情報を派遣先の市区町村管理栄養士等又は保健師に伝え、応援してもらう活動内容について打ち合わせを行う。
- 被災地における日々の活動内容や課題等の情報を共有し改善するため、保健所・市区町村・応援管理栄養士等・JDA-DAT 等との連絡会の開催について、保健所と市区町村の管理栄養士等又は保健師と協議し、時間や場所等を事前に決めておく。

#### **4. 応援(派遣)管理栄養士を受け入れたら。**

- 被災地において、全体の支援活動や活動上の課題等を共有し解決することを目的に、連絡会を開催する。連絡会の内容により、災害対策本部や他部署との連携が必要な場合は調整を行う。
- 発災後、他の自治体から派遣される支援チームは、日の経過とともに縮小されるため、活動内容と市区町村管理栄養士等との引継ぎについて検討し、上司と相談の上、栄養業務計画を作成する。

#### **受援担当者連絡先**

所 属	担当者名	連絡先	備考
熊本県	健康づくり推進課 O	〇〇-〇〇〇〇 〇〇@pref.kumamoto.lg.jp	
水俣市	いきいき健康課 E	〇〇-〇〇〇〇	
芦北町	健康増進課 W	〇〇-〇〇〇〇	
津奈木町	ほけん福祉課 R	〇〇-〇〇〇〇	

#### **(参考)受援内容の計画例**

受援業務(何を)	受援人数	依頼先
備蓄食料及び支援物資の栄養量調整(手配)	1名	行政管理栄養士
要配慮者の食品手配(特殊栄養食品ステーション設置)	名	栄養士会
提供食の調整支援(炊き出し、弁当等)	2名	行政管理栄養士
避難所の食事調査・評価(要配慮者含む)	名	行政管理栄養士又は栄養士会
避難者への巡回栄養相談	名	栄養士会又は行政管

	×2名		理栄養士
避難所の食品衛生助言、食品保管状況の確認・指導	避難所数( )か所/5か所 ×2名	名	行政管理栄養士又は食品衛生監視員
栄養・食生活支援コーディネート(派遣栄養士の活動調整、通常業務の再開計画等)		1~2名	行政管理栄養士(DHEAT)
	被災施設数( )か所/3か所 ×1名	名	行政管理栄養士

- ・被災地に行政管理栄養士またはJDA-DATの応援要請をするために、このアクションカードを基に、受援に必要な人数や受援内容の決定を行った。
- ・実際の被災状況から、被災の大きい芦北町へ行政管理栄養士の活動要請を行うこととし、県庁を通して、保健師の活用要請とあわせて依頼してもらうこととした。
- ・受援内容は、保健師の活動内容とあわせ、在宅避難者の訪問活動による栄養・食生活支援を依頼した（1チーム）。なお、避難所の栄養・食生活支援は、保健所管理栄養士と県内応援の保健所管理栄養士、町管理栄養士が連携して行うこととした。
- ・保健所管理栄養士が新規採用職員だったため、保健所管理栄養士の支援目的に、DHEATの要請と、DHEAT要員に管理栄養士を含めてもらうよう、県庁へ依頼した（1チーム）。
- ・避難所の食事調査の実施のため、JDA-DATの要請を県庁に行った（4~5名）。

(アクションカードを活用した結果)

アクションカードをもとに、発災2日目に、応援要請を県庁を通して厚生労働省に行うことで、迅速に派遣をしてもらうことができ、保健師の派遣活動が始まった3日後には管理栄養士の派遣が実現した。一方、JDA-DATの派遣要請を行ったが、JDA-DAT養成研修の受講経験がない地元の栄養士会員が応援に入ったこともあり、連携と調整に苦慮する点があった。また、食事調査の手法等について、平常時に連携しておくことの必要性を感じた。

(フェーズ2：発生から4日～1か月)

水俣保健所

R02年1月時点

## ④提供食の把握

アクションカード

①被災市区町村管理栄養士等、保健師	市区町村災害対策本部 (○階 ○○室)	避難所等への提供食の状況を把握する
②保健所管理栄養士	○○課(食料調達担当)	避難所等への提供食の食事調査を
③応援管理栄養士等 (行政,JDA-DAT)	(○階) 保健所地域医療対策会 議 (2階会議室) 避難所	実施し、エネルギー及び栄養量の評価を行う

### 1. 災害発生！以下の事項を確認してください。

記入者 所属:水俣保健所保健予防課 氏名:久保

### 2. 被災市区町村に避難所が開設されました。避難所で提供される食事の状況を把握してください。

- 被災市区町村の備蓄状況を地域防災計画又は災害対策本部より把握する。(別添)
- 現在の提供食の内容を市区町村災害対策本部より把握する。(裏面)
- 流通備蓄や不足食料の手配状況を市区町村災害対策本部又は物資輸送、食事調達担当より把握する。
- 炊き出し又は弁当等の対応状況を市区町村災害対策本部又は炊き出し担当より把握する。
- 炊き出し又は弁当の対応を予定している市区町村担当課に、適切なエネルギー及び栄養量を確保する観点から、献立作成基準等の助言を行う。

必要物品	保管場所
地域防災計画、関連計画(栄養・食生活支援)	事務室
管内市区町村担当課リスト	裏面
避難所リスト	別添
参考資料	保管場所
避難所における食事提供の計画・評価のために当面目標とする栄養の 参考量(厚労省通知)	事務室
契約仕様書(例)、炊き出しルール(大規模災害時の栄養・食生活支援 活動ガイドライン H31.3 日本公衆衛生協会 P91,P88)	事務室

### 3. 避難所等で提供される食事について調査してください。

- 提供食が適切なエネルギー及び栄養量を確保できているのか把握するための調査の実施について、市区町村災害対策本部又は健康づくり担当課に承諾を得る。
- 各避難所で提供される食事の1日分(朝・昼・夕)を調査する(別添避難所食事状況調査票)。
- 調査結果をもとに、各避難所の提供食のエネルギー及び栄養価を算出する(算出方法:調査した管理栄養士・栄養士が実施、多い場合は国立健康・栄養研究所へ本庁を介して依頼する)。
- 提供食のエネルギー及び栄養価の算出結果より、評価を行う(評価方法:調査した管理栄養士・栄養士が実施、多い場合は国立健康・栄養研究所へ本庁を介して依頼する)。
- アレルギー疾患等の要配慮者に対応した食事を提供している場合、必要に応じ別途、要配慮者の食事調査を併せて行う。
- 避難所以外の車中や自宅等で避難している住民について、必要に応じ別途、食事調査を行う(別添在宅避難者等食事調査票)。

必要物品	保管場所
避難所食事状況調査票	別添
在宅避難者等食事調査票	別添
デジタルカメラ	事務室
その他、場合により必要な物	保管場所
栄養価計算ソフト(パソコン)、食品成分表、電卓等	事務室

### 4. 食事摂取状況の評価を行ってください。

- 食事調査票をもとに、避難所毎(必要に応じ、要配慮者、在宅避難者等)に算出したエネルギー及び各栄養素(エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ビタミン、ミネラル)摂取量について、日本人の食事摂取基準 2010 年版を用いて、過不足評価を行う(評価方法:調査した管理栄養士・栄養士が実施、必要であれば県庁を介し国立健康・栄養研究所へ依頼)。
- 評価結果は資料としてまとめ、市区町村災害対策本部及び健康づくり担当課、都道府県庁へ報告する。
- 評価結果は必要に応じ、分かりやすい資料を作成し、被災住民へ啓発を行う(参考資料:全国保健所管理栄養士会ホームページ)。

必要物品	保管場所
避難所における食事提供の計画・評価のために当面目標とする栄養の 参照量(厚労省通知)	事務室
日本人の食事摂取基準 2010 版	事務室

### 5. 役割分担を行ってください。

- 2から4の業務について、役割分担をする。

## 6. その他

- 避難所の提供食を把握する際、時間経過により内容が変化してくるため、EMIS の避難所情報から把握し、必要に応じ入力を行う。(EMIS 機関コード: 8000700000 パスワード: ○○)
- 食事調査の実施にあたり、本庁栄養主管課と連携の上、実施する。
- アセスメントを目的に食事調査を実施し、必要な支援を行った後、改善結果等の評価を目的に、必要に応じ再度、食事調査を実施する。

### 管内市町食事提供状況

市区町村名	備蓄場所	炊き出し有無 依頼先	弁当等提供有無 契約先
芦北町		無	弁当提供 地元の弁当業者
津奈木町		有	

### 管内市町担当部署(市外局番 0966)

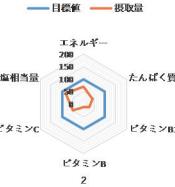
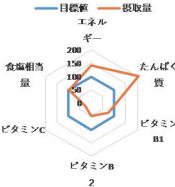
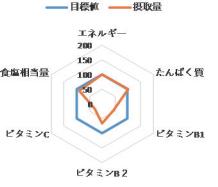
市区町村名	食事調達、炊き出し担当	物資担当	保健担当	災害対策本部
水俣市	学校給食センター ○○-○○○○	市民課 ○○-○○	いきいき健康課 ○○-○○○○	危機管理防災課 ○○-○○○○
芦北町	住民生活課 ○○-○○○○	住民生活課 ○○-○○	健康増進課 ○○-○○○○	総務課 ○○-○○○○
津奈木町	総務課 ○○-○○○○	総務課 ○○-○○	ほけん福祉課 ○○-○○○○	総務課 ○○-○○○○

### 本庁栄養主管課連絡先

都道府県名	所属名	担当者名	連絡先(TEL)	出勤状況
熊本県	健康づくり推進課	○	○○-○○○○ ○○@pref.kumamoto.lg.jp	

- 当アクションカードを用いて、避難所の食事調査を行った。
- 食事調査は、保健所管理栄養士、町管理栄養士、JDA-DAT（栄養士会）の8名で行うこととし、4か所の避難所の食事の2日間調査を行った。
- 提供食の栄養価計算は、県庁を通して国立健康・栄養研究所に依頼した。分析作業は厚生労働科学研究班（研究代表者機関 お茶の水女子大学）と連携して実施した。

#### 例：避難所の栄養アセスメント結果 (R2.7.19、R2.7.20)

避難所A	朝	昼	夕	間食	提供食品(自由)
7月19日				ボカリスエット カゴン野菜生活 塩せん レモン味 フジパン 塩ドーナツ棒	サタケマジックライス青菜ご飯、サタケマジックライスえびピラフ、サタケマジックライス梅しゃこごはん、アルファ食品安心米山蒸しこわ、アルファフーズらーめんしょうゆ味、アルファフーズわかめごどん、越後のごはん、アルファフーズ美味しい防火災 飯汁、アルファフーズ美味しい防火災 飲前煮、アルファフーズオリーブオイルまろときのご缶詰、五木食品彩菜そうめん、日清カップヌードルカレー、日清カップヌードルシーフード、日清カップヌードル
メニュー	セブンイレブン北海道産昆布おにぎり セブンイレブン海苔ジャム&マーガリンパン	セブンイレブン紀州南高梅わにぎり セブンイレブンサクソンローリパン	弁当(たばくまん)		
7月20日					
メニュー	サトウのごはん、漬物	セブンイレブンサクソンローリパン、セブンイレブン海苔ジャム&マーガリンパン、ボカリスエット	弁当(たばくまん)	缶コーヒー	ビール(2種・持込み)、アルファ食品安心米わなかご飯、アルファ食品安心米五目ご飯、アルファ食品安心ひじきご飯、緑茶、ドライフルーツ入り紅茶
					
備考	<p>【食事の供給・確保】        ・支援物資(おにぎり、菓子パン、菓子等は常設により自由提供)、弁当(1日1回 夕のみ)        【エネルギー・栄養素摂取量評価】        ・エネルギー、たんぱく質不足の可能性ほとんどないが、ビタミンB1、B2、ビタミンC不足している可能性が高い。        ・一食でも弁当が入ると、エネルギーーたんぱく質が摂れる。        ・常設机に置いてあるカップヌードルを摂取すると、VB2(0.31mg)の不足の可能性はほとんどなくなるが、汁を全部飲むと食塩(5.1g)の摂りすぎになるので注意。        ・常設机のアルファフードを真っさらと、たんぱく質(6.7g)の不足の可能性はほとんどなくなる。        ・大袋の漬物50g(50ml程度)が皿の半分以上を占める。弁当の生キャラメル(25g)では少ない。        ・避難者は同士乗り合わせて近くの店にヨーグルトや果物等を買っていることが多いので、たんぱく質やVの摂取量はもっと多いと思われる。        【課題】        ○朝夕夕区分ごとの食事の提供形態や内容に偏りがある。        ○野菜、果物の供給量が少ないためビタミン、ミネラル等栄養素が不足している可能性が高い。        ○残食や持帰り等により喫食状況がわからないことから実際の栄養摂取量は少ないと思われる。        ○常設の物資の自由提供により生活リズムに乱れが生じている。        ○高齢者は食事きちんと食べていないことが予想される。        【食事の改善・対応策】        ○弁当提供を1日1回から朝夕2回の提供に切り替える        ○食事量及び食事内容のバランスに配慮する(使用総量及び主食、主菜、副菜を適切な量に改める⇒主食2、主菜2、副菜3の割合で献立変更を提案)        ;期待される効果=エネルギー量、栄養素量を確保できる。食事時間にメリハリをつけ生活リズムを確立できる。毎日の食事に変化があり食べる楽しみ、意欲向上につながる。        ○避難所に常設の菓子、菓子パン等の自由提供を定期的に切り替える        【その他】        ・避難所は5世帯で規模は小さい。避難者情報、EMISによると避難者数男5人、女4人、75才以上高齢者0人(7月22日時点)。夕の避難者数0で要配慮者への支援の必要性は低いと思われる。     </p>				

#### (アクションカードを活用した結果)

7月3日の発災から約2週間後の7月19日、20日に食事調査を実施することができた。また、国立健康・栄養研究所の協力のもと（分析作業は厚生労働科学研究班（研究代表者機関 お茶の水女子大学）と連携）、栄養アセスメント結果について見える化し、その後の食事提供担当課や弁当業者への働きかけの資料に有効であった。また、食事調査の段階で、弁当業者へ献立の分量等の提供依頼を行ったことで、その時点から管理栄養士による野菜提供量の増量や味付け等の直接的な助言ができたことは、弁当の内容改善につながったと考えられた。

## ⑦被災者の支援

### (栄養相談、健康教育等)

アクションカード

活動場所	活動内容	
①被災市区町村管理栄養士等、保健師	市区町村担当課 保健所地域医療 対策会議	避難所等で提供する食事の評価結果をもとに、喫食状況や体調等をふまえ、栄養相談を行う。
②保健所管理栄養士	(2F 会議室)	量販店等の復旧にあわせて、自助による不足しがちな栄養素の補給方法等を助言する。
③応援管理栄養士(行政、JDA-DAT)	避難所等	

#### 1. 災害発生！以下の事項を確認してください。

記入者 所属:水俣保健所保健予防課 氏名:久保

#### 2. 被災市町村に避難所が開設されました。提供食の状況を確認してください。

アクションカード(提供食の把握)をもとに、提供食の食事摂取状況の評価結果を確認する。

##### 【確認事項】

- ・ 避難所等に避難している被災者全員へ食事提供できているか
- ・ 提供されている食事はエネルギー及び栄養量の過不足がないか
- ・ 提供されている食事は残食なく摂取されているか
- ・ アクションカード(要配慮者の支援)で把握された要配慮者の食事が十分に摂取されているか

#### 3. 役割分担を行ってください。

2. で把握できていない内容の確認や結果から、食事制限がある避難者に対し、かかりつけ医又は医師の指示のもと避難生活での食事のとり方について助言をするため、JDA-DAT 及び応援行政管理栄養士等で役割分担を行う(要配慮者の支援チームと連携)。

#### 4. 避難者の巡回栄養相談を実施してください。

個別支援において、必要に応じ栄養補助食品を配布する場合は、使用量や使用方法、用途を説明する。

- 地元の量販店等の復旧状況を踏まえ、必要に応じ被災者に対し適切なエネルギー及び栄養量等確保のために補充したい食品の購入等について助言する。

参考資料	保管場所
栄養・食生活相談票(大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン H31.3 日本公衆衛生協会 P96)	別添
避難所の良好な生活環境の確保に向けた取組指針(H25.8 内閣府)	事務室
普及啓発・健康教育媒体(全国保健所管理栄養士会ホームページ)	

#### 5. 巡回栄養指導した結果を報告し、情報共有を行ってください。

- 栄養相談結果を実施報告書(別紙)に記録し、保健所管理栄養士へ報告する。
- 保健所管理栄養士は、報告を受けたら、状況を分析し、必要な支援について関係者へ助言する。
- 栄養相談を対応する管理栄養士等は交代制となるので、特に継続的な支援が必要なケースは引き継ぎを行う。

#### 6. 災害発生から時間がたつたら…

- 避難生活が長期化すると、自立した食事づくりの意欲低下等を解消するため、食生活改善推進員等と連携し、調理実習等の機会を提供する。

#### 本庁栄養主管課連絡先

都道府県名	所属名	担当者名	連絡先(TEL)	出勤状況
熊本県	健康づくり推進課	○	○○-○○○○ ○○@pref.kumamoto.lg.jp	

#### 都道府県栄養士会(JDA-DAT)チームリーダー連絡先

所属名	担当者名	連絡先(TEL)	備考
熊本県栄養士会	○	○○-○○○○	

- ・今回の災害では、在宅避難者が多く、県外の行政管理栄養士に巡回訪問の応援要請を行った(○県より応援)。
- ・訪問は、在宅食事相談票をもとにアセスメント及び相談対応をしてもらい、必要時には啓発チラシを配布してもらった。

様式例：在宅避難者食事調査票

調査日 ①	西暦 年 月 日( )	記入者 ②	あなたの所属 A	<input type="checkbox"/> 保健所 <sub>1</sub> <input type="checkbox"/> 市町村 <sub>2</sub> <input type="checkbox"/> 他自治体 <sub>3</sub>	
			氏名 <sub>B</sub>	<input type="checkbox"/> 栄養士会 <sub>4</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>5</sub> :	
在宅避難者名 ③		連絡先 ④			
住 所 ⑤					
対応してくれた方 ⑥	氏名 <sub>A</sub> :	お立場 <sub>B</sub>	<input type="checkbox"/> 世帯主 <sub>1</sub> <input type="checkbox"/> 世帯員 <sub>2</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>3</sub> :		
食事回数 ⑦	<input type="checkbox"/> 0回 <sub>1</sub> <input type="checkbox"/> 1回 <sub>2</sub> <input type="checkbox"/> 2回 <sub>3</sub> <input type="checkbox"/> 3回 <sub>4</sub> /日	飲料水 ⑧	<input type="checkbox"/> なし <sub>1</sub> <input type="checkbox"/> 不足(1人1日1.5L以下) <sub>2</sub> <input type="checkbox"/> 十分 <sub>3</sub>		
家族にいる要配慮者に図 ⑨	<input type="checkbox"/> 乳児 <sub>A</sub>	不足しているものに図	<input type="checkbox"/> 乳児用ミルク <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 離乳食 <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>c</sub> :		
	<input type="checkbox"/> 食物アレルギー <sub>B</sub>		<input type="checkbox"/> 除去食品 <sub>a</sub> (原因食品: )		
	<input type="checkbox"/> 高血圧 <sub>C</sub>		<input type="checkbox"/> 減塩食 <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 降圧剤 <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>c</sub> :		
	<input type="checkbox"/> 糖尿病 <sub>D</sub>		<input type="checkbox"/> 低エネルギー食 <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 内服薬 <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> インスリン <sub>c</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>d</sub> :		
	<input type="checkbox"/> 腎臓病 <sub>E</sub>		<input type="checkbox"/> 低たんぱく食 <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 低カリウム食 <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> 薬 <sub>c</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>d</sub> :		
	<input type="checkbox"/> 摂食嚥下困難者 <sub>F</sub>		<input type="checkbox"/> とろみ剤 <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> お粥 <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> やわらかいおかず <sub>c</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>d</sub> :		
	<input type="checkbox"/> 妊娠及び授乳婦 <sub>G</sub>	<input type="checkbox"/> その他 <sub>H</sub> :		<input type="checkbox"/> 要配慮者はいない	
使える ライフライン ⑩	<input type="checkbox"/> 電気 <sub>A</sub>		<input type="checkbox"/> 上水道 <sub>C</sub>		
	<input type="checkbox"/> ガス(湯を沸かす) <sub>B</sub>		<input type="checkbox"/> 買い出しに必要な車、道路 <sub>D</sub>		
家庭での食事状況について( 月 日)				食事を確保するための協力者がいるか(該当に図)F	
区分	メニュー <sub>B</sub>	食べたものに図	食事確保の方法 <sub>E</sub> (該当に図)		
朝 ⑪A		<input type="checkbox"/> 主食(ご飯/パン/麺) <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 主菜(肉/魚/卵/大豆) <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> 副菜(野菜/きのこ/芋/海藻) (野菜ジュース等含む) <sub>c</sub> <input type="checkbox"/> 牛乳・乳製品 <sub>d</sub> <input type="checkbox"/> 果物 <sub>e</sub>	<input type="checkbox"/> 備蓄食品(調理不要) <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 生鮮食品(調理) <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> 支援物資(調理不要) <sub>c</sub> <input type="checkbox"/> 支援物資(弁当、炊き出し) <sub>d</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>e</sub>	<input type="checkbox"/> 市町村 <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 自治会 <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>c</sub> : <input type="checkbox"/> 協力者なし <sub>d</sub> <input type="checkbox"/> 不明 <sub>e</sub>	
自給:足りている <sub>1</sub> 自給:足りていない <sub>2</sub> 他者から提供あり <sub>3</sub> 他者から提供なし <sub>4</sub> 不明 <sub>5</sub>					
昼 ⑫A			<input type="checkbox"/> 主食(ご飯/パン/麺) <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 主菜(肉/魚/卵/大豆) <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> 副菜(野菜/きのこ/芋/海藻) (野菜ジュース等含む) <sub>c</sub> <input type="checkbox"/> 牛乳・乳製品 <sub>d</sub> <input type="checkbox"/> 果物 <sub>e</sub>	<input type="checkbox"/> 備蓄食品(調理不要) <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 生鮮食品(調理) <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> 支援物資(調理不要) <sub>c</sub> <input type="checkbox"/> 支援物資(弁当、炊き出し) <sub>d</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>e</sub>	<input type="checkbox"/> 市町村 <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 自治会 <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>c</sub> : <input type="checkbox"/> 協力者なし <sub>d</sub> <input type="checkbox"/> 不明 <sub>e</sub>
自給:足りている <sub>1</sub> 自給:足りていない <sub>2</sub> 他者から提供あり <sub>3</sub> 他者から提供なし <sub>4</sub> 不明 <sub>5</sub>					
夜 ⑬A			<input type="checkbox"/> 主食(ご飯/パン/麺) <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 主菜(肉/魚/卵/大豆) <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> 副菜(野菜/きのこ/芋/海藻) (野菜ジュース等含む) <sub>c</sub> <input type="checkbox"/> 牛乳・乳製品 <sub>d</sub> <input type="checkbox"/> 果物 <sub>e</sub>	<input type="checkbox"/> 備蓄食品(調理不要) <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 生鮮食品(調理) <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> 支援物資(調理不要) <sub>c</sub> <input type="checkbox"/> 支援物資(弁当、炊き出し) <sub>d</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>e</sub>	<input type="checkbox"/> 市町村 <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 自治会 <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>c</sub> : <input type="checkbox"/> 協力者なし <sub>d</sub> <input type="checkbox"/> 不明 <sub>e</sub>
自給:足りている <sub>1</sub> 自給:足りていない <sub>2</sub> 他者から提供あり <sub>3</sub> 他者から提供なし <sub>4</sub> 不明 <sub>5</sub>					
在庫の食料	家庭に残っている食品: <input type="checkbox"/> 足りている <sub>1</sub> <input type="checkbox"/> 足りていない <sub>2</sub> <input type="checkbox"/> 不明 <sub>3</sub> 生鮮食品: <input type="checkbox"/> 足りている <sub>1</sub> <input type="checkbox"/> 足りていない <sub>2</sub> <input type="checkbox"/> 不明 <sub>3</sub> 支援物資: <input type="checkbox"/> 足りている <sub>1</sub> <input type="checkbox"/> 足りていない <sub>2</sub> <input type="checkbox"/> 不明 <sub>3</sub> 支援して欲しい食品や物資( )				

### (アクションカードを活用した結果)

これまでの栄養・食生活支援活動では、戸別訪問まで管理栄養士が同行する機会が少なかったが、今回、受援要請を行ったことで、保健師の戸別訪問に同行する形で個別支援を行うことができた。県外からの応援管理栄養士が訪問を行い、課題のあるまたは継続的な支援が必要な家庭は、町の管理栄養士へ引き継ぐこともできた。今後は、短時間で訪問し相談対応できるよう、在宅避難者の食事調査等の様式を精査し、効率的なアセスメントできるよう検討が必要だと感じた。

### 3. その他

本研究事業分担事業者（久保）が令和2年7月豪雨において、熊本県水俣保健所へ県内保健所管理栄養士として応援にいったときの活動報告は以下のとおりである。

#### 【1回目支援】

##### 1 派遣日

令和2年（2020年）7月5日（日）～7月7日（火） 3日間

##### 2 派遣場所

水俣保健所

##### 3 活動内容

（1日目）7月5日（日）

- (1) 栄養士会地域事業部へ会員の安否確認と困りごとがないか、連絡網にて確認要請
- (2) 有床診療所及び病院で食料不足の機関へ状況把握のため訪問（M 医院、I 病院）
- (3) 芦北町役場へ訪問、役場職員（保健師、栄養士各1名）と保健所（保健師2名、栄養士1名、獣医師1名）、TMAT（医師1名、看護師1名）が二手に分かれて、避難所訪問し、提供食の状況を確認

(4) 芦北町役場にて健康推進課長及び保健師も含め、結果の共有と災害対策本部へ上げるべき事案について提案。

(5) 保健所で支援内容の報告、本庁へ状況報告

#### 【栄養・食生活に係る課題】

- ・被災した診療所への食事提供が栄養的にも衛生的にも問題あり  
責任者への聞き取りを実施し、必要であれば、他施設からの非常食賃借や弁当提供を協議する必要あり。
- ・避難所で提供する食事が非常食（アルファ化米の味付けごはん）のみ、栄養量1食360kcal程度、1日1800kcalを満たしていない。避難生活の長期化を踏まえ、改善案を提示
  - (1) 支援物資でおかずを補充する
  - (2) 弁当の提供
  - (3) 炊き出しの実施

保健所管理栄養士としては（2）を提案した、今後必要であれば契約仕様書等の提供可能と伝える。

(2日目) 7月6日(月)

(1) 有床診療所及び病院で食料不足の機関へ状況把握のため訪問 (S 医院)

(2) 芦北町と津奈木町の特定給食施設の栄養士へ被災状況を電話で確認

(3) 芦北町役場で災害対策本部会議の状況と昨日の課題について確認、協議

弁当については、対策本部へ提示、担当の総務課は前向きな回答

別途、総務課へ契約仕様書（案）を提供してもらった。

支援物資が本日から到着、田浦町選果場で集約すること、物資一覧を提供された。食品や栄養補助食品等の支援があれば、栄養士会に依頼して仕訳と適材配布が可能である旨説明

(4) 被災が大きい8地区の区長を二手に分かれて訪問

在宅避難者が多い、すぐに支援が必要な避難者はいない

食事はあるものや買い物できる者は買い物して自炊、水がない

米や食料が浸水している世帯は共助で食事

#### 【栄養・食生活に係る課題】

・避難所の食事は早く弁当に切り替わるように支援が必要

・在宅避難者の食事状況と健康支援のための訪問が必要であり、自治体栄養士の応援要請が必要

・津奈木町の避難所の状況把握が必要

(3日目) 7月7日(火)

(1) 津奈木町避難所（平国コミュニティセンター）へ訪問

(2) 女性消防団が、搜索活動中の消防団+避難者の炊き出しを実施中、昼は弁当、夕はカレー（昨日）

栄養的には当面、問題なし、食品衛生に注意するように説明しチラシを配布

保健所食品衛生監視員に定期的な巡回指導を依頼

(3) 津奈木町役場へ、避難所が1週間程度の開設であれば、このまま炊き出しをお願いする方向でよい旨伝えた。なお、炊き出しを実施する側の疲弊に気を付け、交代要員の準備等考える必要があることを伝えた。なお、1ヶ月程度続くと想定される場合は、弁当に切り替えたほうがよいことを提案した。A 保健師に契約仕様書（案）をメールする。

#### 【今後の方針（案）】

##### ○人的支援について

芦北町の避難所及び自宅避難者の健康支援については、行政管理栄養士の派遣を依頼  
現在、T県保健師チームに管理栄養士が帯同して第2陣（7月10日）より対応可とのこと。

保健所管理栄養士の支援について、県内の管理栄養士が常駐して支援するよう依頼  
また、DHEAT の派遣要請の構成員として管理栄養士を要求、芦北町と津奈木町の支援コーディネートをお願いする。

津奈木町の支援については、他県の保健師チームの訪問時に、食事に関する支援が必要な住民の情報提供をお願いし、必要な方への訪問を実施する。

(役割分担案)

T 県管理栄養士：避難所の食事状況把握と訪問による状況把握及び栄養相談の実施

必要な物資（食材や栄養補助食品等）を提案

町とのミーティングにて必要な支援や意見を提示する

DHEAT 管理栄養士：必要な物資について、町支援物資の中から提供調整または DAT に提供調整を行い、提供する。

特殊栄養食品ステーションの設置と DAT 栄養士の依頼調整

津奈木町への訪問（必要時）

保健所管理栄養士

県内管理栄養士；応援管理栄養士から上がってくる課題について対処

EMIS 登録

芦北町の通常業務再開について保健師と連携して支援

## 【2回目支援】

1. 支援期間 7月16日（木）～21日（火）

2. 水俣保健所管理栄養士（新採）の育成支援

災害時の栄養・食生活支援について、あるべき姿を共有し、目標設定を行った。

【災害時の栄養・食生活支援の目標】

○支援を一人で考え、行動することができる。（あるべき姿）

○支援について、指示や助言があれば、行動することができる。→ 目標

○支援を考えることはできるが、どう行動してよいかわからない。

→ 現在（自己評価）

○必要な支援が何か、分からぬ。

3. 21日までの活動目標

○芦北町

（1）避難所の食事アセスメント

（2）在宅避難者の食事アセスメント及び必要な支援の実施

4. 21日までの活動計画

○芦北町

（1）避難所の食事アセスメント

① 食事調査の実施計画を作成する

② 町担当課への説明及び承諾を得る

③ 調査者や弁当業者等へ依頼する

④ 調査を実施する

（2）在宅避難者の食事アセスメント及び必要な支援の実施

- ① T県応援管理栄養士にアセスメント状況を確認する
- ② 栄養・食生活に関する支援が必要な対象者に対する支援内容を検討する
- ③ 栄養補助食品等の支援に必要な物資があれば調達する
- ④ 要支援者への支援を実施する

## 5. その他

### (1) 水俣保健所管理栄養士（新採）の育成支援

活動終了時に、災害時の栄養・食生活支援の目標について、「支援について、指示や助言があれば、行動することができる。」に到達したか、自己評価を確認する。

\*自己評価結果を踏まえ、今後の応援体制を検討する

### (2) 今後の支援活動方針について、協議のうえ作成する

## 6. 活動内容

### (1日目) 7月16日（木）

○水俣保健所管理栄養士とこれまでの支援状況や21日までに活動すべき内容等について打ち合わせ  
○水俣保健所管理栄養士と災害時の栄養・食生活支援目標について共有し、「支援について、指示や助言があれば、行動することができる」を目標に活動することとした。

○21日までの活動（支援）計画を作成した。

○水俣保健所管理栄養士トレーナー（保健師）及び本人と支援計画を共有した。

○避難所の食事調査の実施計画を作成した。

○健康づくり推進課にKDA-DATの応援要請を依頼した。

○芦北町のミーティングに参加した。

○T県管理栄養士に訪問状況を尋ね、在宅避難者等食事調査票はすべての世帯に記録するようお願いした。また、調査票は活動報告とあわせ保健所へ提出してもらうこととした。なお、継続フォローが必要な対象者については、町管理栄養士（W氏）に伝達するように依頼した。

○町財政企画課へ弁当の提供予定一覧、住民生活課へ炊き出しの実施予定を入手した。

○町税務課へ孤立地区への食料調達内容を確認した結果、自衛隊には非常食（アルファ化米、カップ麺、水、菓子等）をセットにして配付してもらったこと、町も弁当を1回配付した。電気は不通の状態だが、道は通れるようになったので、自己調達は可能のため、現在は食料配付は行っていないとのことであった。

○町健康推進課長へ支援物資リストの提供をお願いしたが、町外秘とのことだったので、必要な物資がある場合は支援物資にあるか確認し、ない場合要求することとする旨打合せを行った。

### (2日目) 7月17日（金）

○芦北町のミーティングに参加し、各チーム（日赤医療、T県、災害支援ナース、

町、保健所）の活用予定を共有した。

- 芦北町健康推進課長及び係長に、避難所の食事評価のための調査を実施することに了承を得た。また、調査には芦北町管理栄養士も一緒に活動するよう依頼し、了承された。なお、調査日は 19 日（日）と 20 日（月）の 2 日間、5 カ所の避難所を対象としたこととした。

○T 県及び芦北町管理栄養士に説明、健康づくり推進課へ KDA-DAT の要請（5 名）を依頼した。また、19 日及び 20 日ともに 9 時に水俣保健所へ集合し、調査方法等の説明後、2 名 1 組のグループに分かれて調査することとした。

○弁当 5 業者を訪問し、食事調査実施の説明及び提供弁当の分量等の記載を依頼した。

○KDA-DAT からの応援者

19 日（日）5 名、20 日（月）3 名

(3 日目) 7 月 18 日（土）

○芦北町のミーティングに参加した。

○T（弁当提供業者）を訪問し、食事調査実施の説明及び提供弁当の分量等の記載を依頼した。

（弁当業者の食事調査時の対応結果）

- ・ O : 分量記載を了承、当日 16 時頃に事前連絡の上、記録表を受取りに行く
- ・ D : 鹿児島の店舗で調理し配達されているため、鹿児島へ連絡し分量記載を了承、記録表は保健所あて fax してもらう
- ・ S : 分量記載を了承、当日 16 時頃に事前連絡の上、記録表を受取りに行く
- ・ P : 分量記載を了承、当日 16 時頃に事前連絡の上、記録表を受取りに行く
- ・ G : 分量記載を了承、調査日翌日に記録表を受取りに行く

○県栄養士会事務局より、食事調査時の格好や持参品等の問合せに対応した。

○食事調査の準備（資料作成、グループ分け等）

○県栄養士会からの派遣について再調整を行った。

○今後の栄養・食生活支援活動について検討し、資料を作成した。

○水俣保健所管理栄養士の現任教育を目的に、芦北町在宅避難者訪問を T 県管理栄養士と同行訪問を実施した。

(4 日目) 7 月 19 日（日）

○避難所の食事調査についてミーティングを行った。

栄養士会 7 名、芦北町 1 名、水俣保健所 3 名

○避難所 5 か所の食事調査を行った。

○今後の活動方針を作成した。

(5 日目) 7 月 20 日（月）

○芦北町ミーティングに出席した（久保）。

○避難所の食事調査についてミーティングを行った。

栄養士会 5 名、芦北町 1 名、水俣保健所 3 名

- 避難所 5 か所の食事調査を行った。
- 県栄養士会に物資（経口補水液、マイバランス、やわらかおかず、ファイバー等）  
(6日目) 7月21日(火)
- 食事調査票の作成、画像整理。
- 弁当業者へ献立表の回収。
- 今後の活動方針について保健予防課長及び担当へ引継ぎ。

## 7. 活動結果及び今後の方針について ※別添のとおり

- 支援活動タイムライン ○今後の活動方針
- 水俣保健所管理栄養士（新採）育成支援 ○支援活動スケジュール

### 水俣保健所管理栄養士（新採）の育成支援

#### 【災害時の栄養・食生活支援の目標】

- 支援を一人で考え、行動することができる。（あるべき姿）
- 支援について、指示や助言があれば、行動することができる。→ 目標
- 支援を考えることはできるが、どう行動してよいかわからない。  
→ 現在（自己評価）
- 必要な支援が何か、分からぬ。

#### 【今後の応援体制（案）】

- 今後の活動方針  
食事調査結果判明～1週間まで、食事改善の実施後～1・2週間後  
避難所の食事評価（再評価を含む）  
芦北町へ食事改善提案

在宅訪問と同時並行（食事評価の時期と併せて支援可能）  
在宅避難者の適切な食事摂取に向けた支援策の検討、実施

#### 仮設住宅入居後（9月中旬頃）

仮設住宅入居者への支援内容について検討し町管理栄養士と実施

これまでの連続した支援日程ではなく、今後の活動方針を踏まえ  
上記の活動を行う日程に県庁又は他保健所管理栄養士の支援が必要と考える。

- ・食事調査結果判明後 1週間程度
- ・食事改善実施後1又は2週間後 1週間程度
- ・仮設住宅入居後 1週間程度

#### 【応援期間以外の支援活動（案）】

- 芦北町在宅避難者訪問活動の実施（週1～2回程度）  
T県応援管理栄養士及び芦北町管理栄養士と連携し、在宅避難者の訪問活動に従事する。なお、保健師と帯同で管理栄養士1名で活動する。  
\* T県からの派遣は8月4日までとなっているため、その後も訪問活動が必要な場合は応援要請の検討と依頼が必要である。

#### ○芦北町在宅避難者食事調査票の評価（随時）

訪問活動時に聞き取りを行った調査票を確認し、継続的支援が必要な被災者の情報を町管理栄養士に提供し、フォロー状況を確認する。

#### ○芦北町避難所の巡回支援（週1～2回程度）

水俣保健所保健師と帯同し、避難所を巡回、食事提供状況の把握や避難者の健康状態把握、必要な支援を実施する。EMIS登録。



## 【IV】

# 「大規模災害時の 栄養・食生活支援に関する普及啓発」

京都府乙訓保健所

専門幹 大原 直子

## IV 普及啓発（ガイドライン、アクションカード（例））

### 1 大規模災害時における栄養・食生活支援活動ワークショップ（第1部）

#### 【日時と場所】 \* 対面にて実施

- ① 岡山オルガホール  
令和元年11月18日（月）10時～12時30分
- ② かごしま県民交流センター  
令和2年1月24日（金）10時～12時30分
- ③ 東京家政学院大学  
令和2年2月17日（月）10時～12時30分

#### 【対象者と参加人数】

地方自治体に勤務する職員（防災担当、食料調達担当、保健担当等）、災害時の食事提供に関する炊き出し関係者及び弁当事業者等

① 84名 ②65名 ③134名 計283名

#### 【内容】

##### 1 報告

「大規模災害時の栄養・食生活支援活動に係る準備状況調査結果について（平成30年度実施）」

###### （1）都道府県調査結果

報告者 ①研究委員 大原直子氏 ②研究委員 煙硝岩政樹氏  
③研究委員 積口順子氏

###### （2）市町村及び特別区調査結果

報告者 ①③研究委員 大原直子氏 ②研究委員 煙硝岩政樹氏

##### 2 説明

「大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン（平成31年3月）」

報告者 ①②③分担事業者 久保彰子氏

##### 3 情報提供

「大規模災害時の栄養・食生活支援活動に関するアクションカードについて」

報告者 ①②③分担事業者 久保彰子氏

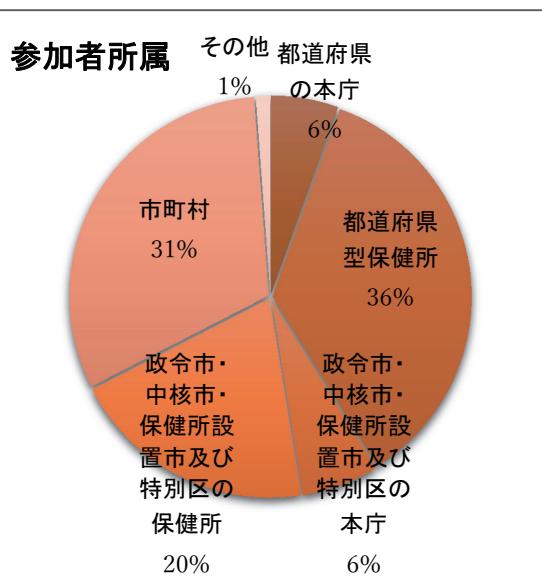
##### 4 意見交換「明日からでもできる平常時の取組みや体制について」

進行 ①②研究委員 煙硝岩政樹氏

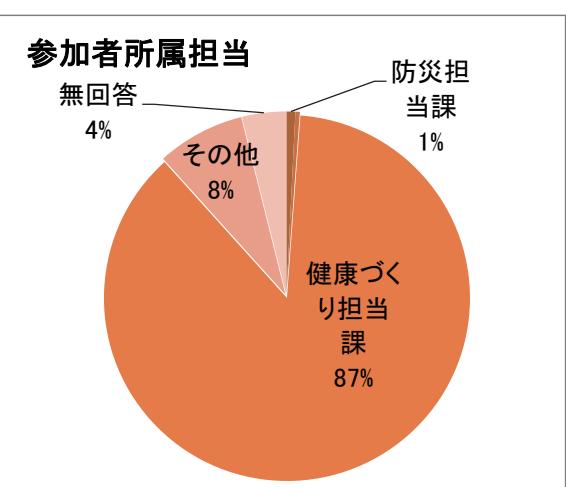
座長 ③助言者 濵谷いづみ氏

## 【アンケート結果】

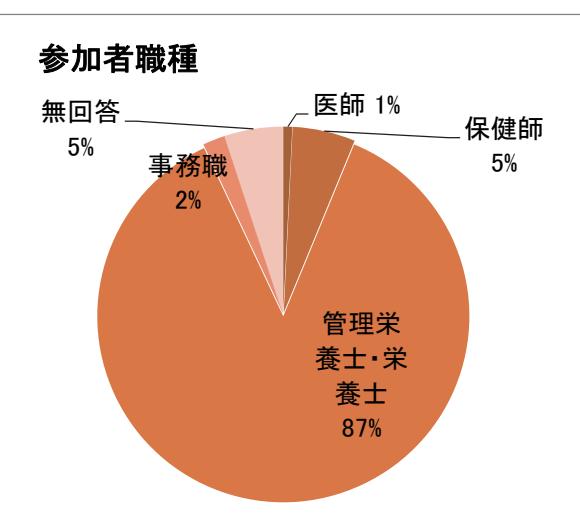
回答者数：257名



参加者所属	(人)
都道府県の本庁	14
都道府県型保健所	91
政令市・中核市・保健所設置市及び特別区の本庁	16
政令市・中核市・保健所設置市及び特別区の保健所	51
市町村	80
民間事業者	0
その他	3
未回答	2
計	257

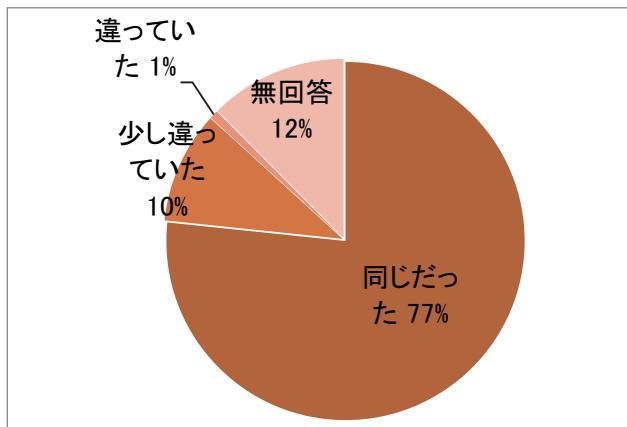


参加者所属担当	(人)
防災担当課	2
食事調達担当課	1
健康づくり担当課	224
その他	20
無回答	10
計	257



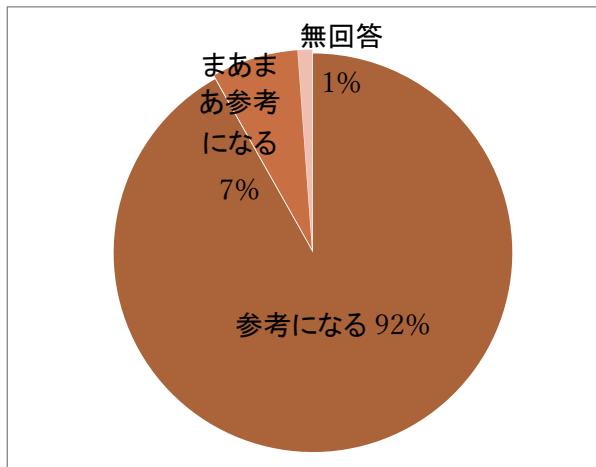
参加者職種	(人)
医師	2
保健師	14
管理栄養士・栄養士	223
事務職	5
その他	0
無回答	13
計	257

### ワークショップは求めていたものと同じであったか？



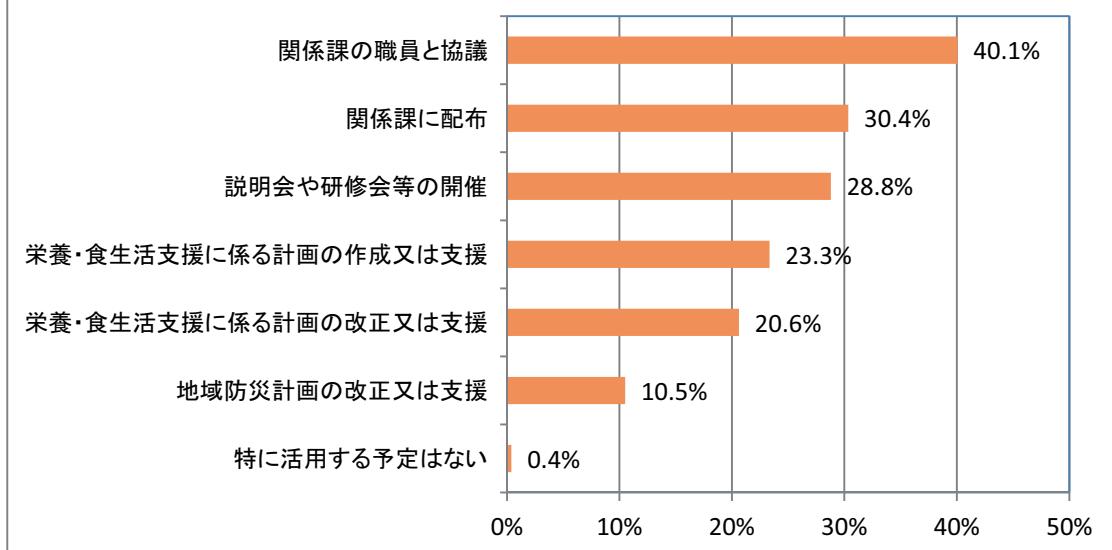
	(人)
同じだった	197
少し違っていた	26
違っていた	2
無回答	32
計	257

### ガイドラインは参考になるか？



	(人)
参考になる	236
まあまあ参考になる	18
あまり参考にならない	0
参考にならない	0
無回答	3
計	257

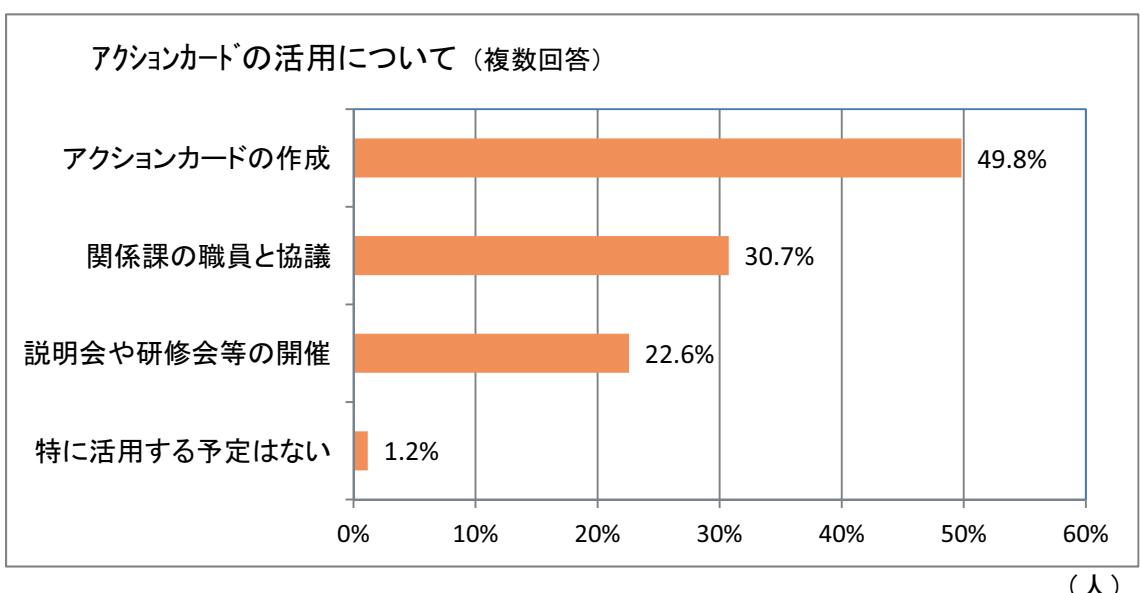
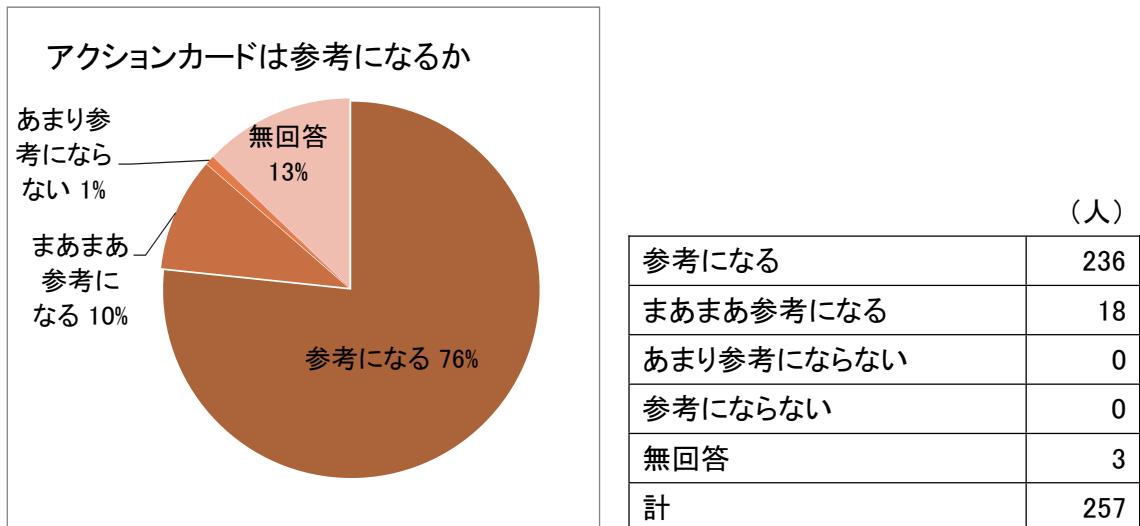
### ガイドラインの活用について(複数回答)



関係課の職員と協議	103
関係課に配布	78
説明会や研修会等の開催	74
栄養・食生活支援に係る計画の作成又は支援	60
栄養・食生活支援に係る計画の改正又は支援	53
地域防災計画の改正又は支援	27
特に活用する予定はない	1

### ガイドラインの参考になるところ

内容が具体的 (36件)	実際の活動がわかりやすく具体的に記入されている、具体的に行わなければならにことがわかって良かった、実態がわかり、方向性を示してくれているので、支援活動をどのようにしていくかイメージできる、そもそも何からすればよいのか考える教科書となる等
フェーズ毎の整理(10件)	災害発生時ごとにすべきことが記載されている、フェーズにより活動すべき内容が示されている、フェーズの移行にともなった支援活動の内容等
役割分担の記載(10件)	どのように動けばよいかが県や市町村ごとに書かれている点、災害時の栄養士の業務役割が理解できた、関係機関の連携のしくみ、保健所以外の部署において必要な事項が記載されている点等
平常時の備えに関する記載(10件)	平常時において準備すべきことをしながら整えているところ、弁当の調達について、要配慮者の把握を平常時に行うなど、参考になることが多かった、備えるべき項目や要因がイメージしやすい、平常時の準備、避難所の運営について等
自治体計画等への活用(16件)	計画、マニュアル作りに入れていくたい、県のがガイドラインと比較検討できるところ、自分の県のマニュアルに不足しているものを見つけることができる等
関係者との連携(7件)	管内市町と共有し、少しずつでも備えていくことができる、具体的に検討し、関係職員と共有するよりどころとなる、今まであまり連携できていない防災担当課等との連携の足掛かりになる、管内の市町村栄養士や防災担当、保健師に集まつもらう場を設けたい等
様式・資料(20件)	るべき行動がチェックリストで明確にされていること、具体的な活動の表、様式、概要図、派遣体制図など、過去に国からだされた通知文、これまでの事例等
その他(13件)	要支援者の抽出方法と対応について、このまますぐに活用できること、特定給食施設支援等の支援について、全国の災害対策の状況が分かったため、全て等



## ワークショップに参加して来週から(今後)何を取組もうと思ったか

防災担当課との共有・連携 (21件)	防災担当課との連携、防災担当との協議をしたり、要望をあげるようにしていきたい、少しでも食生活支援の内容を計画に盛り込んでもらえるよう声をだしていきたい、今回の資料を防災担当へ共有しマニュアルに栄養についての項目を入れてもらう等
所属内の共有・連携(22件)	栄養士間の情報共有を図り、栄養士としての何をすべきか、防災担当とのコミュニケーションの必要性等を伝える、本日の内容をもとに保健師、栄養士で話し合い体制を整えていきたい、課内職員との共有からはじめたい等
関係各課との共有・連携 (17件)	まずは顔の煮える関係、連携を図りたい、栄養士間だけでなく課の他職種、他部署との連携や情報共有をする必要があると感じた、行政栄養士の業務について理解を深めたい、まずは庁舎内の意見をとりまとめる、まずは災害時に健康支援を行うメンバーに情報を共有したいと思う等
管轄市区町村との共有・連携 (24件)	管内行政栄養士と情報共有しながら、体制整備の協議を進めたい、管内市町の備蓄状況把握、栄養士が適正配置されていない自治体に情報提供する、管内市町へガイドラインを紹介して計画策定の支援をする、管内市町村とガイドラインをもとに自分たちの防災計画等とのすり合わせ、確認、共通理解をしたい等
地域防災計画 (15件)	もう一度市の防災計画を見直したい、所属の防災計画に、栄養・食生活の領域があるかまず確認をしたい、防災計画での栄養士の位置づけの確認等
栄養・食生活支援関連計画 (29件)	マニュアルに栄養・食生活を入れ、栄養士の活動を明記したい、本庁担当者へガイドライン作成に向けた要望及び協議、本市マニュアル作成に向けての準備をすすめる、現在の災害時活動マニュアルとガイドラインを照らし合わせて改定した方がいい部分を確認したい等
アクションカード (26件)	管内市町へアクションカードの紹介をし、作成に向けて準備したい、当所では保健師がアクションカードの作成をしていたので情報をとりにいきたいと思う、保健所のアクションカードに栄養士、管理栄養士の動きをいれていいければ思った、アクションカードは所属としても専門職としてもそれぞれ取り組みたい等
平常時の備え (13件)	自衛隊の炊き出し献立の作成、備蓄品の見直し、災害時の啓発チラシの作成、炊き出し献立作成、平時にできること、後にまわさず取り組みたい、備蓄、協定による食支援の検討(何が必要か、栄養士の視点で)、管内の弁当業者一覧作成等
会議・研修開催 (2件)	管内で研修を行いたい、今年度の災害研修を今回の内容もふまえて計画する

## 2 保健所管理栄養士政策能力向上シンポジウム

### (1) 平成30年度

#### 【日時と場所】

平成31年2月8日（金）10時～16時 アジュール竹芝

#### 【対象者と参加人数】

都道府県・指定都市・中核市・政令市・特別区が設置する保健所及び本庁に勤務する管理栄養士等 184名

#### 【内容】

##### 1 基調講演「災害時の保健医療体制と栄養・食生活支援活動について」

講師 厚生労働省健康局健康課栄養指導室 室長補佐 塩澤信良氏

##### 2 シンポジウム

座長 助言者 濵谷いづみ氏

助言者 厚生労働省健康局健康課栄養指導室

室長補佐 塩澤信良氏

助言者 奥田博子氏

##### （1）報告「大規模災害時の栄養・食生活支援活動について」

###### ①災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）としての管理栄養士派遣事例について

報告者 長崎県西彼保健所 係長 河村礼子氏

###### ②災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）としての管理栄養士派遣事例について

報告者 研究委員 焰硝岩政樹氏

###### ③JDA-DATの栄養・食生活支援活動について

報告者 公益社団法人日本栄養士会 JDA-DAT 総括 下浦佳之氏

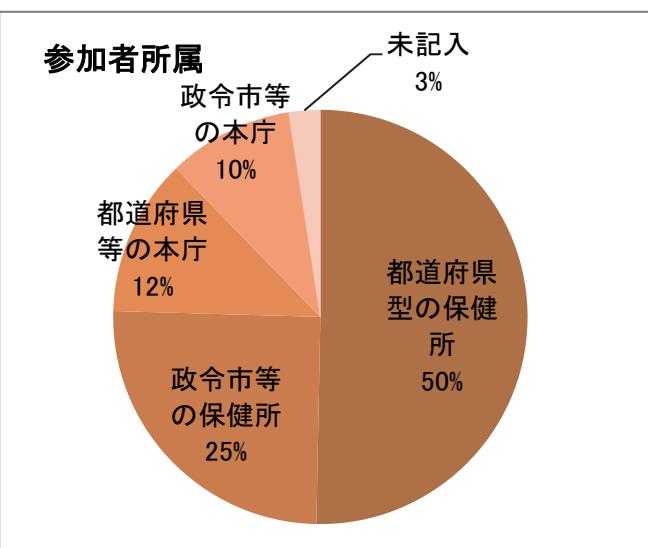
###### ④大規模災害における栄養・食生活支援活動に係る準備状況調査結果の概要と支援活動ガイドラインの改定について

報告者 分担事業者 久保彰子氏

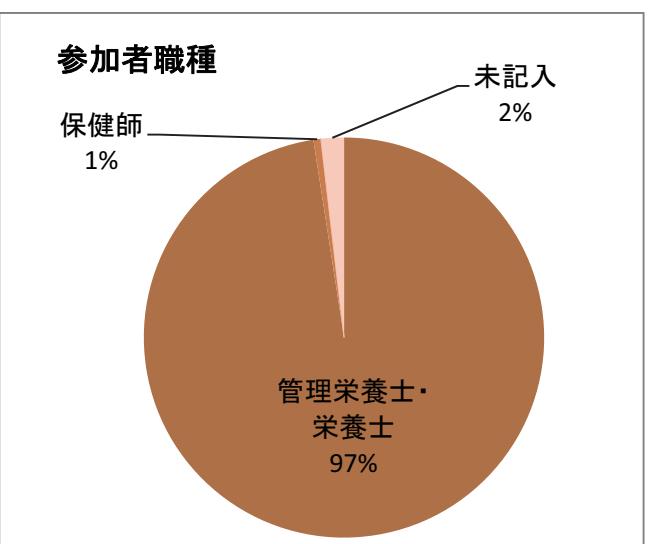
##### （2）全体討議

#### 【アンケート結果】

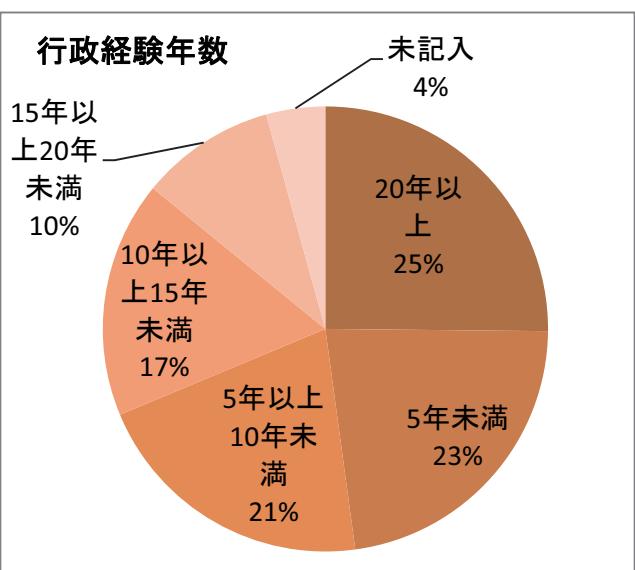
回答者数：163名



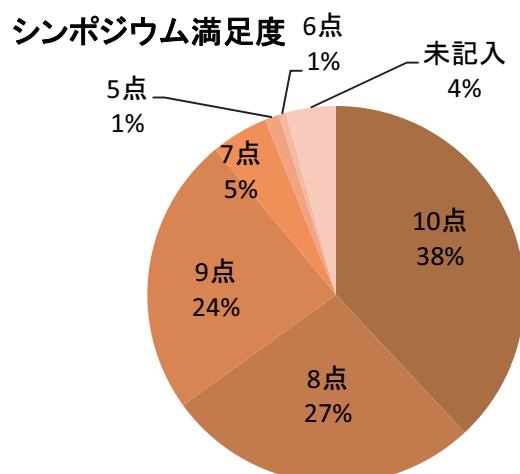
参加者所属	(人)
都道府県型の保健所	82
政令市等の保健所	41
都道府県等の本庁	20
政令市等の本庁	16
その他	0
未記入	4



参加者職種	(人)
管理栄養士・栄養士	159
保健師	1
医師	0
事務職	0
その他	0
未記入	3

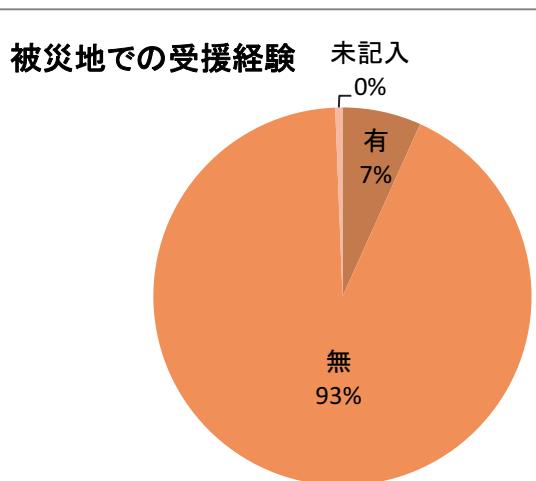


行政経験年数	(人)
20年以上	41
5年未満	37
5年以上10年未満	34
10年以上15年未満	28
15年以上20年未満	16
未記入	7



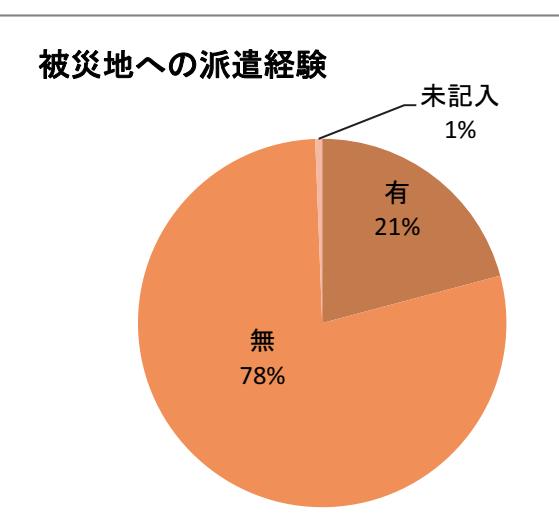
**シンポジウム満足度 (人)**

10点	62
8点	44
9点	39
7点	8
5点	2
6点	1
未記入	7



**被災地での受援経験 (人)**

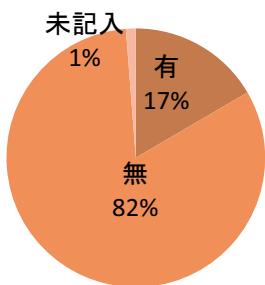
有	11
無	151
未記入	1



**被災地への派遣経験 (人)**

有	34
無	128
未記入	1

### DHEAT研修受講経験(基礎編)



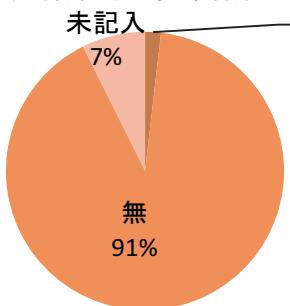
### DHEAT 研修(基礎編)の受講経験

(人)

有	27
無	134
未記入	2

### DHEAT研修受講経験(高度編)

有



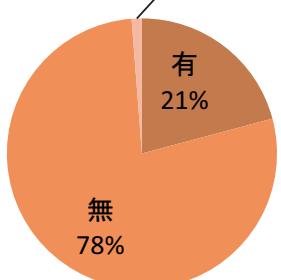
### DHEAT 研修(高度編)の受講経験

(人)

有	3
無	148
未記入	12

### JDA研修受講経験

未記入



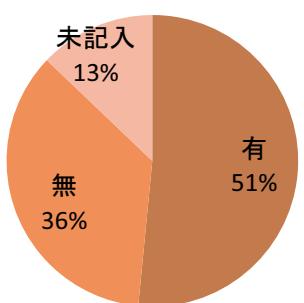
### JDA 研修の受講経験

(人)

有	34
無	127
未記入	2

### 災害に関する取組み

有



### 災害に関する栄養・食

生活支援の取組実施

の有無

(人)

有	84
無	58
未記入	21

## (2) 令和2年度

### 【日時と場所】

令和2年2月5日（金）10時～16時  
AP東京八重洲通り○会議室又はオンラインで開催 ※後日動画配信有

### 【対象者と参加人数】

- 1 都道府県及び市区町村に勤務する職員  
(事務職員（防災担当、食事調達担当等）、保健師等)
  - 2 指定都市・中核市・政令市・特別区が設置する保健所及び本庁に勤務する管理栄養士、栄養士等
- 560名（内訳）会場 18名、オンライン 360名、オンデマンド 182名

### 【内容】

- 1 シンポジウム「令和2年7月豪雨被害、新型コロナウイルス感染下での災害時栄養・食生活支援活動について」  
座長 助言者 澄谷いづみ氏  
協力者 須藤紀子氏  
助言者 厚生労働省健康局健康課栄養指導室  
課長補佐 斎藤陽子氏

### (1) 報告

- ① Withコロナ時代の災害対応（支援—受援）  
報告者 熊本県人吉保健所 所長 剣陽子氏
- ② 熊本県人吉保健所での栄養・食生活支援活動（受援）について  
報告者 熊本県人吉保健所 主任技師 示野 韶子氏
- ③ 県外からの栄養・食生活支援について  
報告者 岡山県保健福祉部健康推進課 副参事 塩飽朱実氏

### (2) 全体討議

- 2 研究事業報告「大規模災害における栄養・食生活支援活動の連携体制と人材育成に関する研究」  
座長 助言者 奥田博子氏  
協力者 笠岡（坪山）宜代氏  
助言者 厚生労働省健康局健康課栄養指導室 課長補佐 斎藤陽子氏

## (1) 報告

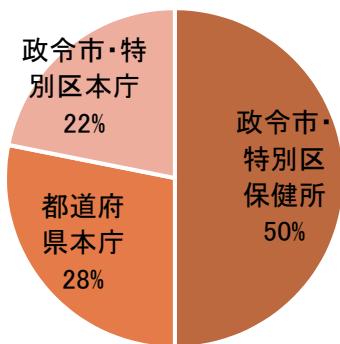
- ① 大規模災害時の栄養・食生活支援活動に係る地方自治体の準備状況について  
報告者 研究委員 渡邊瑞穂氏
- ② 大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン改訂について  
報告者 研究委員 積口順子氏
- ③ 大規模災害時の栄養・食生活支援のためのアクションカード  
(例)について  
報告者 研究委員 大原直子氏
- ④ 大規模災害時の栄養・食生活支援活動従事者の人材育成について  
報告者 分担事業者 久保彰子氏

## (2) グループワーク、全体討議

### 【アンケート結果】

回答者数：224名

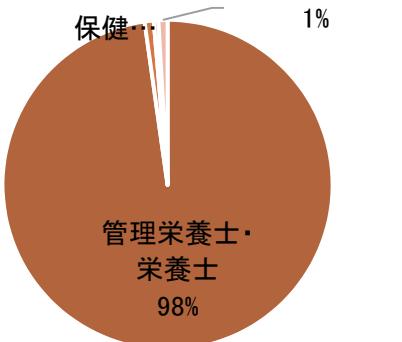
#### 参加者所属



#### 参加者所属 (人)

参加者所属	(人)
都道府県保健所	119
市町村保健センター	36
市町村本庁	26
政令市・特別区保健所	16
都道府県本庁	9
政令市・特別区本庁	7
その他	11

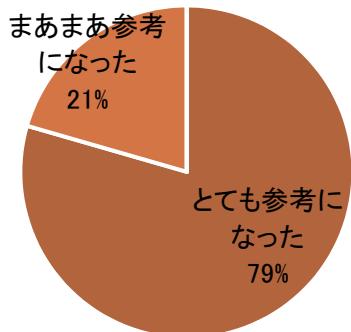
#### 参加者職種



#### 参加者職種 (人)

参加者職種	(人)
管理栄養士・栄養士	219
保健師	2
事務職	1
その他技術職	2

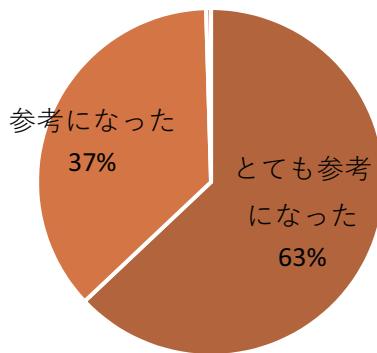
### シンポジウムは参考になったか



### シンポジウムは参考になりましたか

回答	(人)
とても参考になった	178
参考になった	46
あまり参考にならなかった	0
参考にならなかった	0

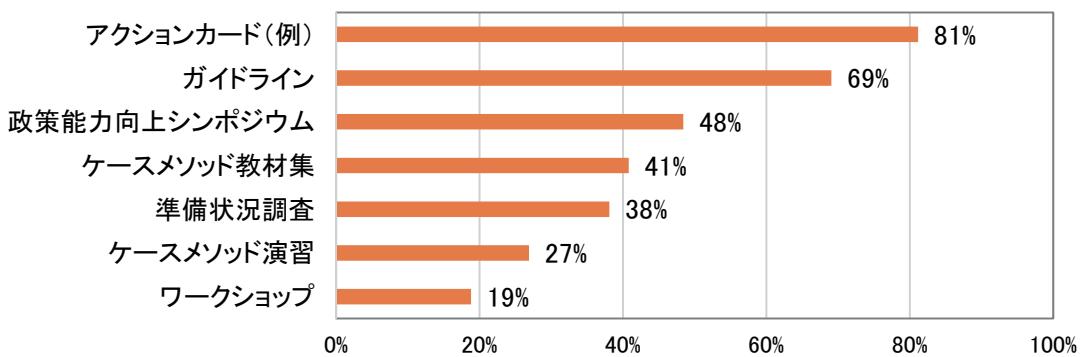
### 研究事業報告は参考になったか



### 研究事業報告は参考になりましたか

回答	(人)
とても参考になった	141
参考になった	82
あまり参考にならなかった	1
参考にならなかった	0

### 研究事業で参考になったもの(複数回答)



### 研究事業で参考になったものは何ですか(複数回答可)

研究事業	回答数(人)
アクションカード(例)	181
ガイドライン	154
政策能力向上シンポジウム	108
ケースメソッド教材集	91
準備状況調査	85
ケースメソッド演習	60
ワークショップ	42

### 3 大規模災害時の栄養・食生活支援活動研修会

#### 【日時と場所】

令和2年11月9日（月）13時30分～16時30分

A P 東京八重洲通り（参加者はオンライン）※後日動画配信有

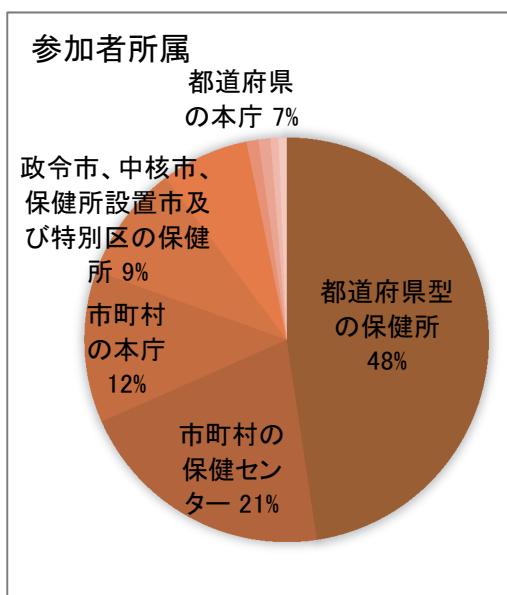
#### 【対象者と参加人数】

- 1 都道府県及び市区町村に勤務する職員  
(事務職員（防災担当、食事調達担当等）、保健師等)
  - 2 指定都市・中核市・政令市・特別区が設置する保健所及び本庁に勤務する管理栄養士、栄養士等
- 1,263名（内訳）オンライン 458名、オンデマンド 805名

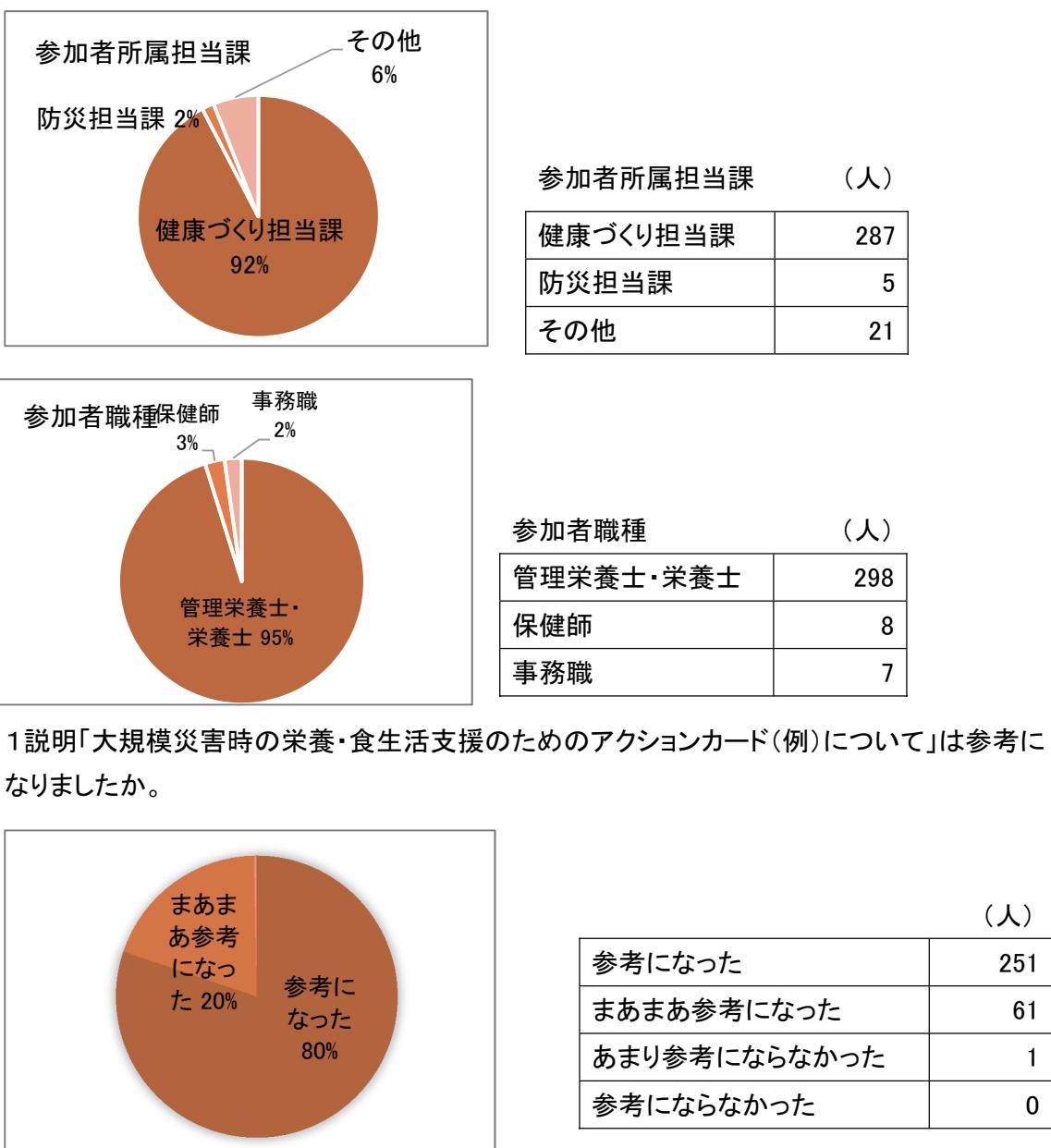
#### 【内容】

- 1 説明「大規模災害に備えた防災栄養について」  
講師 厚生労働省健康局健康課栄養指導室 課長補佐 斎藤陽子氏
- 2 説明「大規模災害時の栄養・食生活支援のためのアクションカード（例）について」  
説明者 分担事業者 久保彰子氏
- 3 意見交換「大規模災害時の栄養・食生活支援活動について」  
助言者 助言者 濵谷いづみ氏

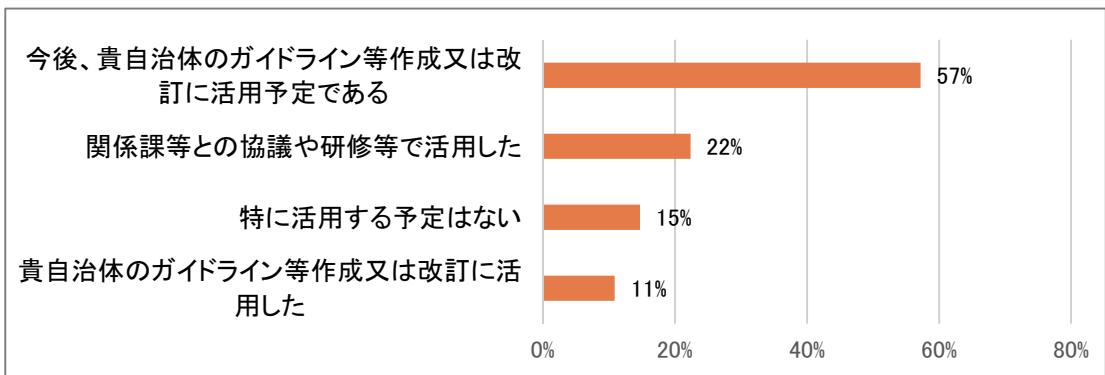
#### 【アンケート結果】 回答者数：313名



参加者所属	(人)
都道府県型の保健所	149
市町村の保健センター	65
市町村の本庁	38
政令市、中核市、保健所設置市及び特別区の保健所	29
都道府県の本庁	22
政令市、中核市、保健所設置市及び特別区の出先機関（保健所以外）	3
政令市、中核市、保健所設置市及び特別区の本庁	3
市町村の出先機関（保健センター以外）	2
その他	2



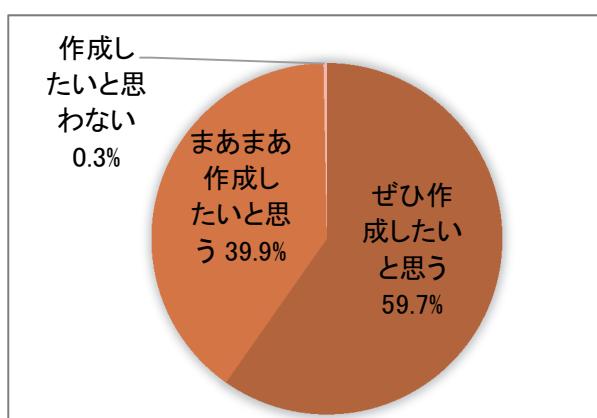
1説明「大規模災害時の栄養・食生活支援のためのアクションカード(例)について」は参考になりましたか。



(人)

貴自治体のガイドライン等作成又は改訂に活用した	34
特に活用する予定はない	46
関係課等との協議や研修等で活用した	70
今後貴自治体のガイドライン等作成又は改訂に活用予定である	179

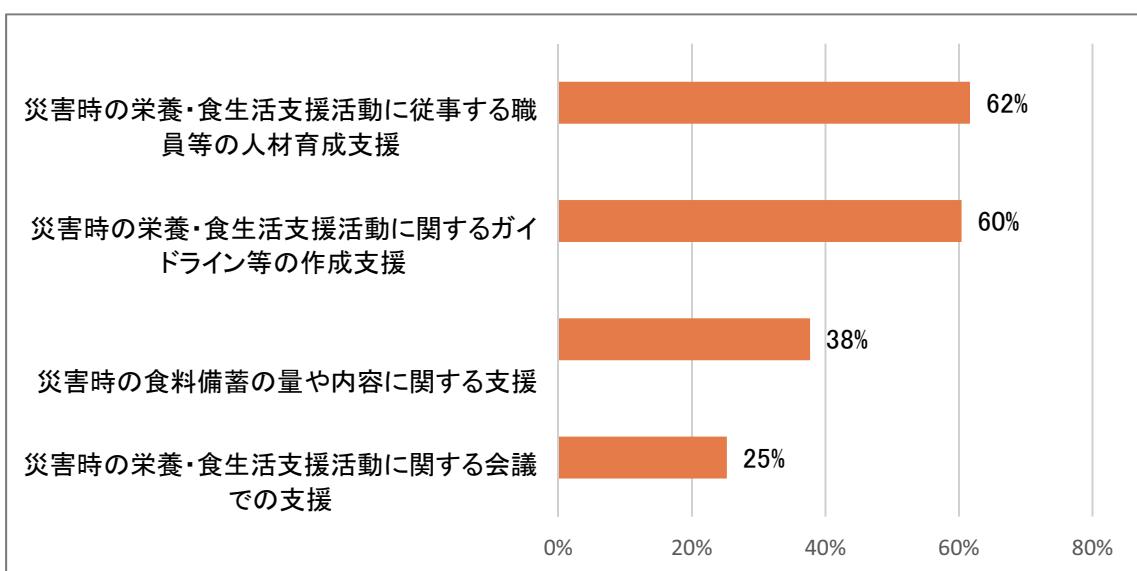
3「大規模災害時の栄養・食生活支援のためのアクションカード(例)」を参考に、貴自治体のアクションカードを作成しようと思いますか。



(人)

ぜひ作成したいと思う	187
まあまあ作成したいと思う	125
作成したいと思わない	1
あまり作成したいと思わない	0

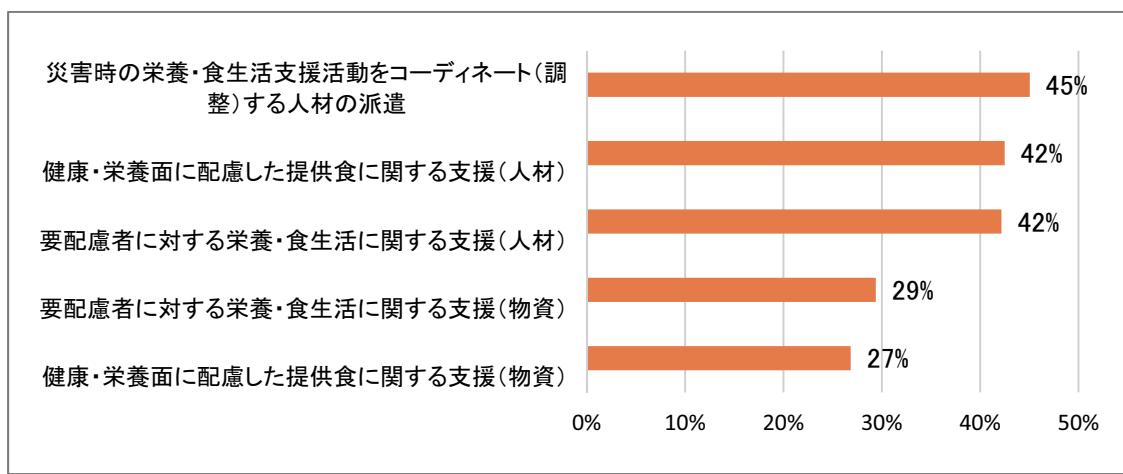
4災害時の栄養・食生活支援活動について、平常時の準備のためにどんな支援があつたらい  
いと思いますか。(最も要望するものを2つ選んで回答)



(人)

災害時の栄養・食生活支援活動に従事する職員等の人材育成支援	193
災害時の栄養・食生活支援活動に関するガイドライン等の作成支援	189
災害時の食料備蓄の量や内容に関する支援	118
災害時の栄養・食生活支援活動に関する会議での支援	79

5 災害時の栄養・食生活支援活動について、どんな支援があつたらいいと思いますか。  
(最も要望するものを2つ選んで回答)



災害時の栄養・食生活支援活動をコーディネート(調整)する人材の派遣	141
健康・栄養面に配慮した提供食に関する支援(人材)	133
要配慮者に対する栄養・食生活に関する支援(人材)	132
要配慮者に対する栄養・食生活に関する支援(物資)	92
健康・栄養面に配慮した提供食に関する支援(物資)	84

**【V】**

**「ケースメソッドを応用した  
演習のための教材集」**

**熊本県菊池保健所**

**参事 久保 彰子**

## V ケースメソッドを応用した演習のための教材集

### 【目的】

平成23年3月に発生した東日本大震災から災害時の栄養・食生活支援に、他自治体からの行政管理栄養士が応援に入り、支援を行ってきた。それ以降も全国で災害救助法が適用される大きな災害が発生し、栄養・食生活支援活動を行ってきた。一方で、阪神淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害時の栄養・食生活支援活動を経験した現職の行政管理栄養士は少なくなっている。また、行政管理栄養士及び栄養士の配置は単数または少数配置であり、災害時の栄養・食生活支援活動経験の有無に関わらず支援活動を担わなければならない現状である。

近年の大規模災害では、他県からの応援チーム（DHEAT や行政管理栄養士等）や栄養士会チーム（JDA-DAT 等）と連携した活動が求められており、被災地の行政管理栄養士・栄養士はそれらのチームを含めたコーディネート能力が求められている。

そこで、本研究事業では、大規模災害時の栄養・食生活支援活動において、支援経験の無い行政管理栄養士及び栄養士が、実際の事例をとおし支援活動をイメージできること、また、支援経験のある行政管理栄養士及び栄養士が、自己の支援活動とは異なる方法等を学ぶことを目的に、ケースメソッドを応用した演習教材を作成した。

### 【ケースメソッドとは】

ケースメソッドとは、高度な実務家養成を担う大学院で用いられる学問教育のための教授法（学修法）の1つである。ケースメソッドによる学修の特徴は、教材であるケース（事例）をもとに、インストラクター（講師）と参加者が討論を進めながら、考えを整理し、洗練させ、結論へと導く点にある。ケースの当事者の立場に立って課題を分析し（「自分なら・・・と考える」）、置かれた状況の中で、解決策の選択肢を考え、どれが最適かの意思決定を速やかに行う。

ケースメソッドを用いる目的は、ある特定の状況下で、課題を明確にし、関連した知識を使って複数の解決策を考え、その中で最適解を判断する力をつけることにある。実際の災害時の問題解決には多様な条件がかかわり、また状況は刻々と変化する。それらの状況を分析し、この状況下ではどのような解決手段があり、どの手段を用いることが最も適切かを判断する、つまり意思決定する能力を鍛えるためである。また、適切な判断や意思決定には、さらにどのような情報や知識が必要かを考える力を鍛えることにもつながる。

討論により進めるので、自分の考え方や判断の根拠を短い時間で他者に説明するコミュニケーション力を鍛えることにもつながる。また、他者との意見交換を

通じて新たな意思決定を速やかに行うための批判的思考の修得も期待できる  
(引用「ケースメソッドを応用した演習のための教材集」)。

#### 【ケースの作成について】

災害時の栄養・食生活支援活動の事例を集めるために、平成30年6月に47都道府県本庁の健康増進・栄養主管課あてにケースの作成及び提供依頼を行った。対象とするケースは、災害救助法の適用を問わない自然災害とし、被災地を管轄する市区町村または保健所、都道府県庁の支援ケースと、被災地以外の保健所または保健センター、都道府県庁からの応援ケースの提供を求めた。

平成30年7月に都道府県及び政令市からケース提供に係る承諾のあったケース提供者に、ケースの作成依頼を行った。なお、ケースの分量はA4サイズ10枚程度とした。

平成30年8月末までに提出されたケースについて、研究班で内容を確認し、追記修正等を依頼し完成した。本教材集に掲載したケースは20ケースで、被災地を管轄する行政管理栄養士または栄養士の支援ケースは13ケース、被災地を応援する行政管理栄養士または栄養士の応援ケースは7ケースであった。

#### 【教材集の配布】

演習用の教材として作成したケースは、「ケースメソッドを応用した演習のための教材集」として、全国の都道府県本庁及び特別区、保健所へ配布した。本教材集は、研究事業の研修で活用し啓発するとともに、使用許可申請をすれば各地域または各所属で活用できるようにした。





## 【VI】

### 「ケースメソッドを応用した人材育成」

熊本県菊池保健所

参事 久保 彰子

## **VI ケースメソッドを応用した人材育成**

### **1. 大規模災害時における栄養・食生活支援活動ワークショップ（第2部）**

教材集の教材を用いて、行政管理栄養士及び栄養士を対象にケースメソッドを応用した演習を行った。なお、事前課題として当日使用するケースを配布し、主人公のよかつた点、ケースの課題について熟読していくこととした。

#### **【日時と場所】 \* 対面にて実施**

- ① 岡山オルガホール 令和元年11月18日 13:30～16:00
- ② かごしま県民交流センター 令和2年1月24日 13:30～16:00
- ③ 東京家政学院大学 令和2年2月17日 13:30～16:00

#### **【対象と参加人数】**

都道府県・指定都市・中核市・政令市・特別区が設置する保健所及び本庁に勤務する管理栄養士、栄養士、保健師等

① 76名 ② 57名 ③ 123名 計 256名

#### **【内 容】**

##### **「災害対応事例から災害時栄養・食生活支援活動について考える」**

講 話：ケースメソッドについて

演 習：ケースメソッドを用いた演習(2ケース)

主人公のよかつた点、ケースの課題等について討論（グループ、全休）

講 師：女子栄養大学栄養学部 武見ゆかり教授

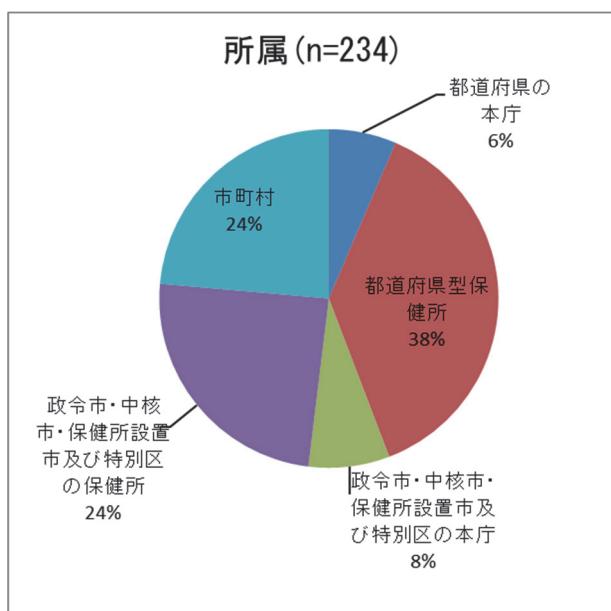


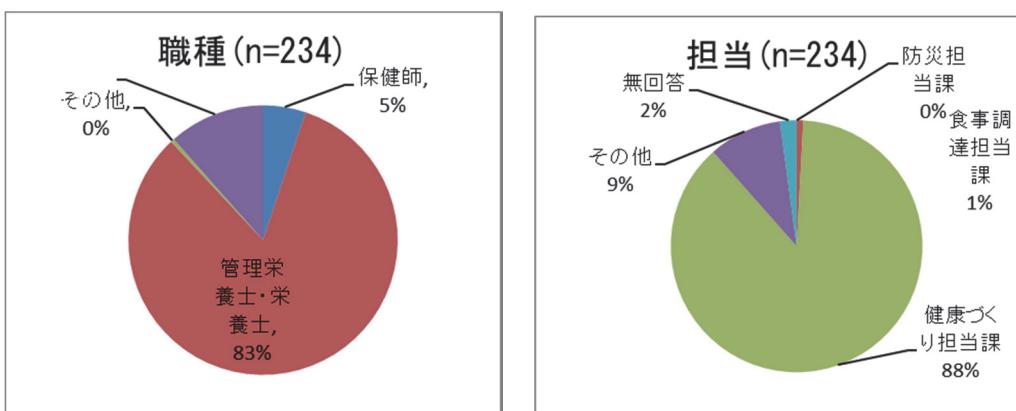


## 【実施結果】

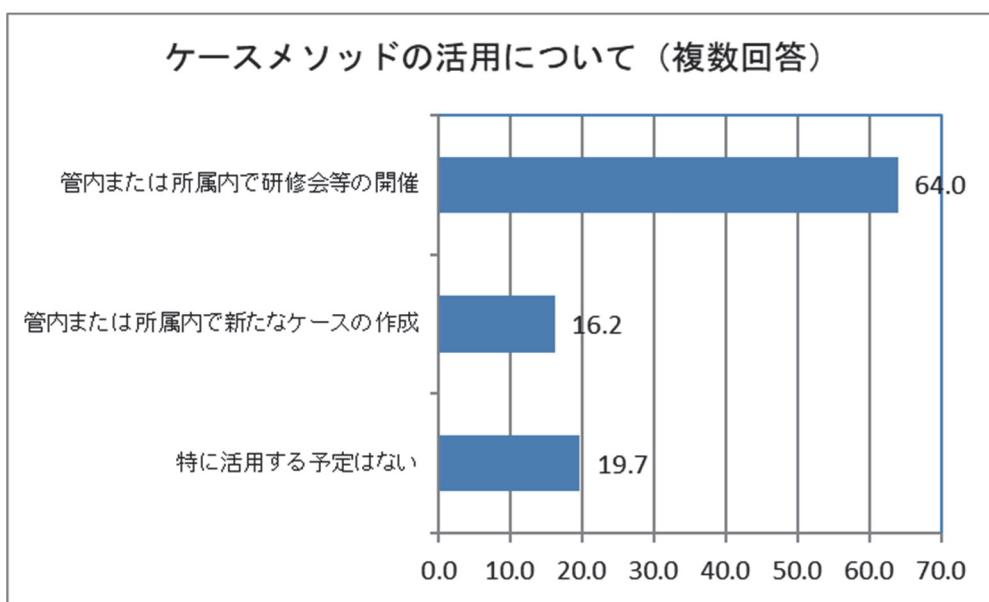
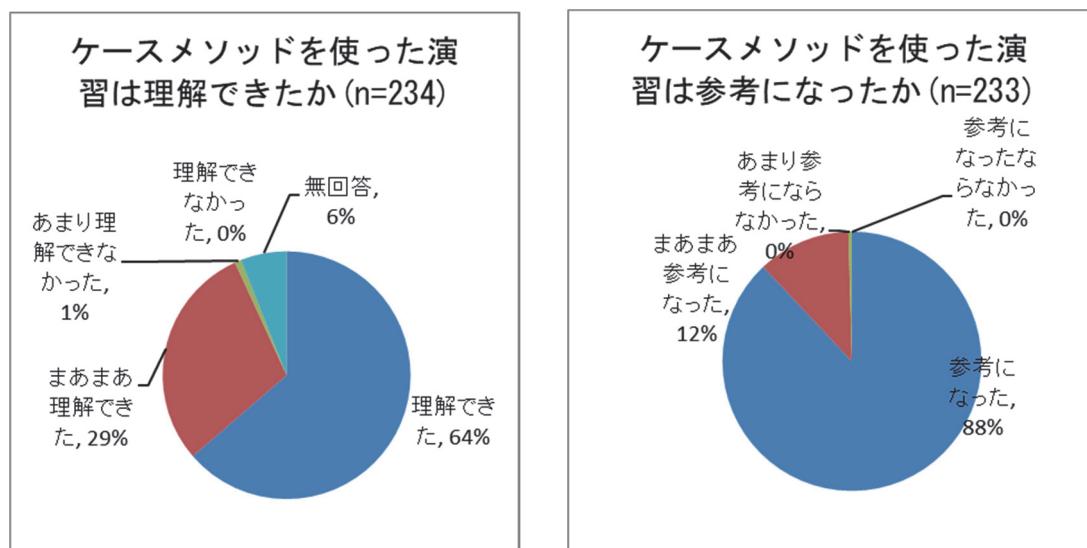
実施後のアンケート結果（回収率 91.4%）

### ○基本属性





#### ○ケースメソッドを応用した演習について



ケースメソッドを使った演習について、「理解できた・まあまあ理解できた」と回答した者は93%、「参考になった・まあまあ参考になった」と回答した者は100%であった。

ケースメソッドの今後の活用について、「管内または所属内で研修会等を開催する」と回答した者は64%、「管内または所属内で新たなケースを作成する」と回答した者は16%であった。

アンケート結果から本研修は おおむね好評であった。しかし、自分達で研修する場合、講師となるインストラクターを担うには不安といった声が聞かれた。

## 2. ケースメソッドを応用した災害時の栄養・食生活支援に関する企画研修

ケースメソッドを応用した演習のインストラクターを養成するために、管理栄養士養成施設の教員及び行政管理栄養士・栄養士を対象に研修を行った。なお、事前課題として、研修会で使用する3ケースを配布し、熟読してくることや、ケースメソッドについての参考資料として指定した映像(youtube)を視聴していくこととした。

【日 時】 \*オンライン及びオンデマンドにて実施

- ① R2.9.28、R2.10.3（2日間） 10:00～16:00
- ② R2.10.11、R2.10.12（2日間） 10:00～16:00

【対象と参加人数】

全国の管理栄養士養成施設教員（公衆栄養、栄養教育等）、都道府県・指定都市・中核市・政令市・特別区が設置する保健所及び本庁等で行政栄養士の研修を企画する担当者

オンライン参加者延べ226名 オンデマンド対象者91名 計 317名（参照：アンケート回答者延べ285名）

【内 容】

- ① 1日目

講 話 「ケースメソッドを応用した演習について（仮）」

講 師 女子栄養大学栄養学部 武見ゆかり教授

説 明 「ケースメソッドを応用した演習教材集について」

大規模災害における栄養・食生活支援活動の連携体制と人材育成に関する研究班

演 習 「ケースメソッドを応用した演習～災害時の栄養・食生活支援活動～」

インストラクター 女子栄養大学栄養学部 武見ゆかり教授

講 話「ケースメソッドを応用した演習のためのティーチングノート作成について」

講 師 女子栄養大学栄養学部 武見ゆかり教授

演 習「2日目演習のための研修企画とティーチングノートの作成」

## ② 2日目

演 習1 「ファシリテーターの実践1！」

講 師 女子栄養大学栄養学部 武見ゆかり教授

グループ討議「演習1の振り返り」

演 習2 「ファシリテーターの実践2！」

講 師 女子栄養大学栄養学部 武見ゆかり教授

グループ討議「演習2の振り返り」

意見交換「ケースメソッドを応用した行政栄養士研修の企画について」

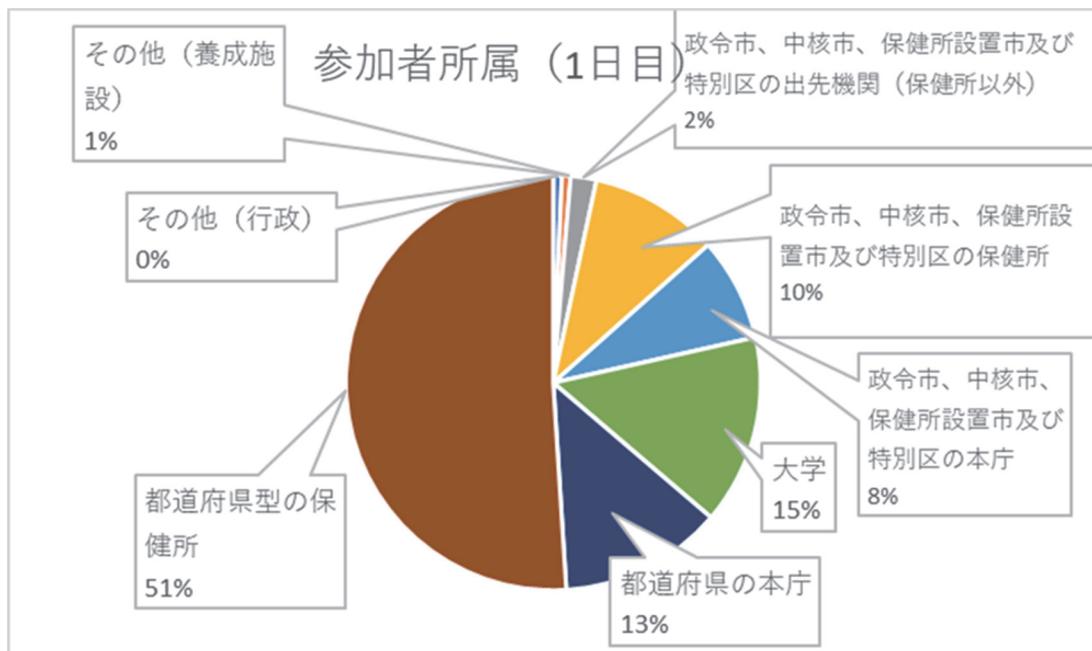


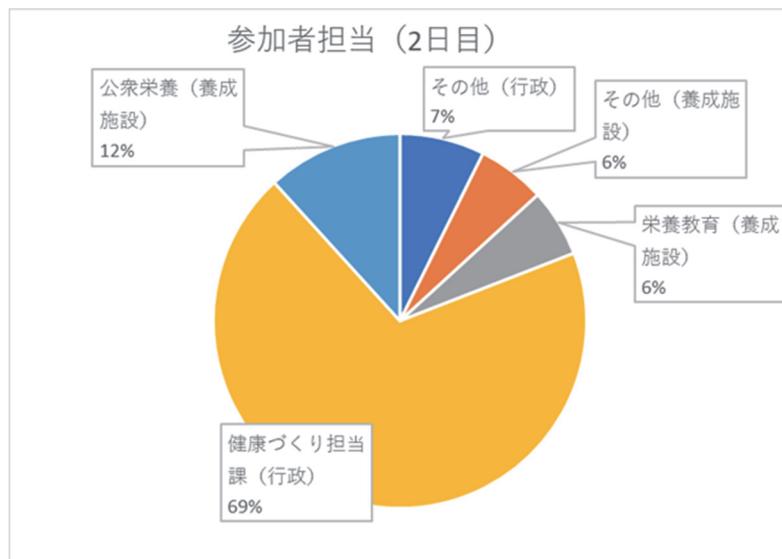
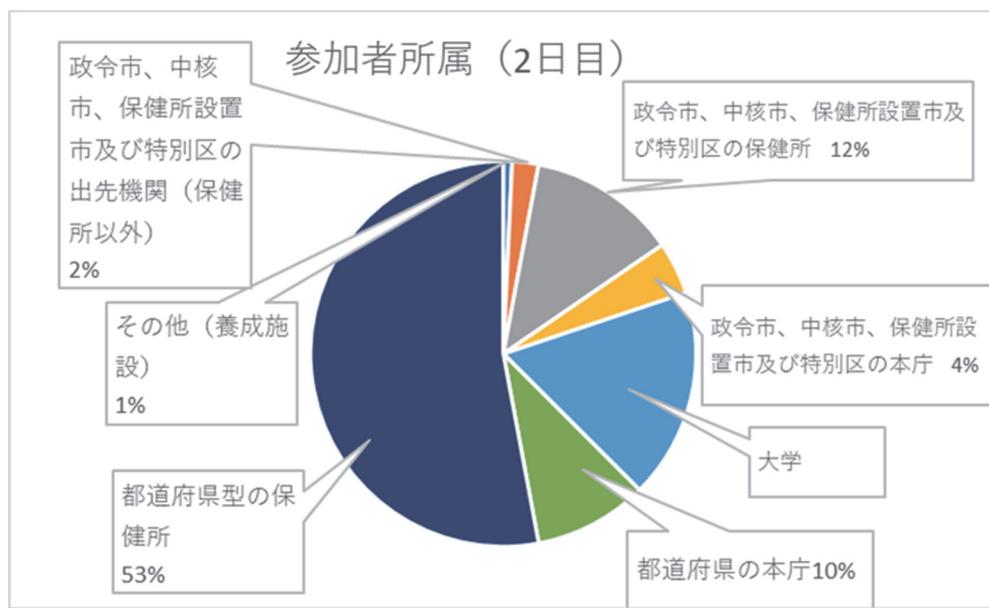
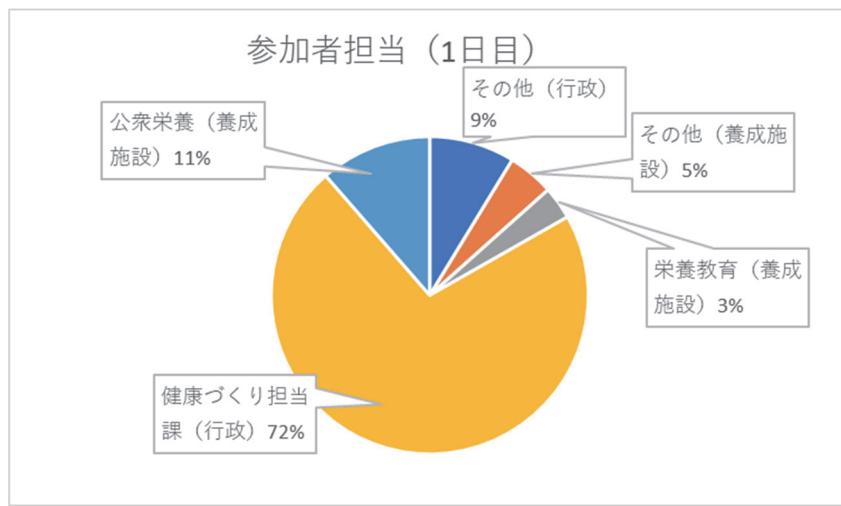


## 【結 果】

実施後のアンケート結果（1日目回答数149、2日目回答数136）

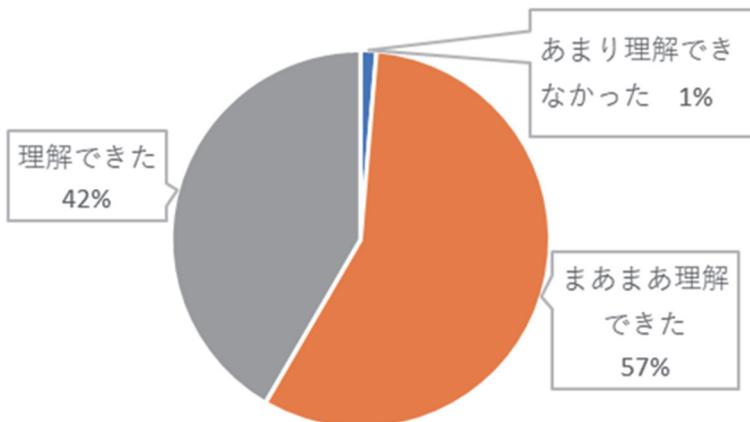
### ○基本属性



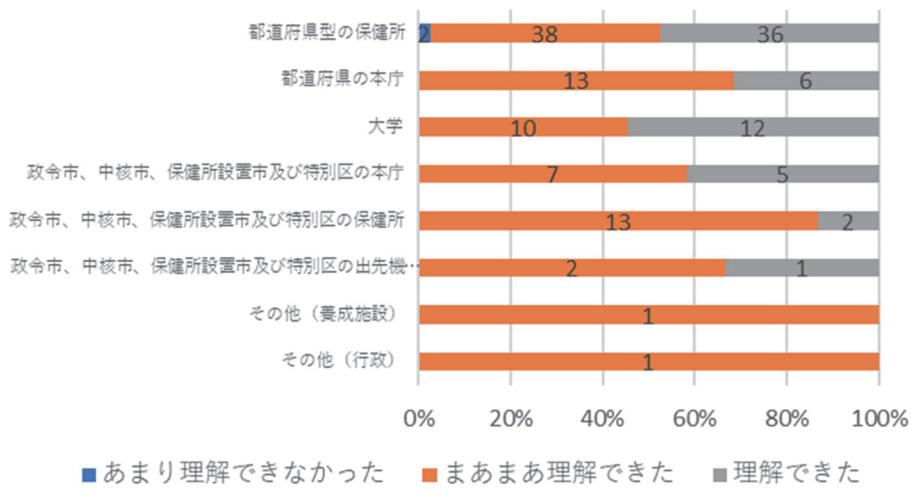


○ケースメソッドを応用することの意義について

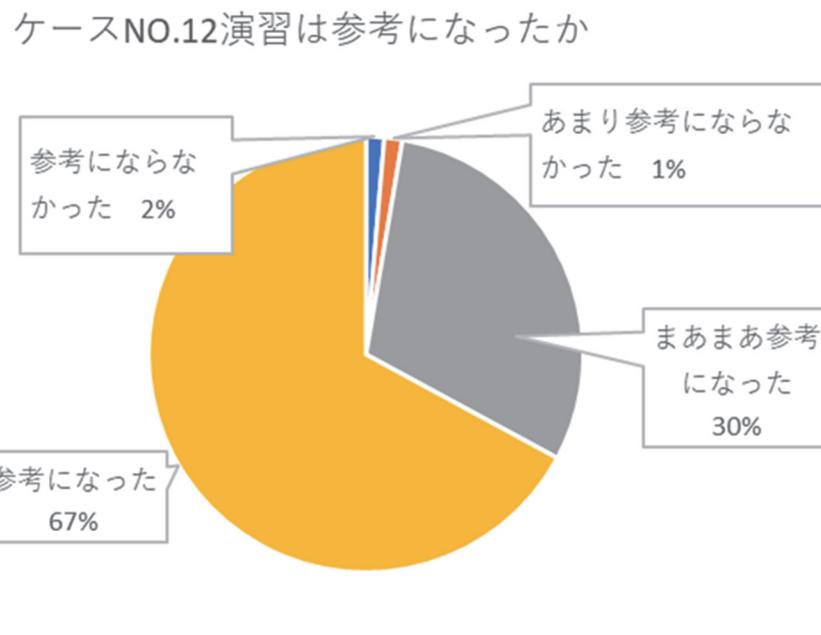
講話「ケースメソッドを応用することの意義」は理解できたか



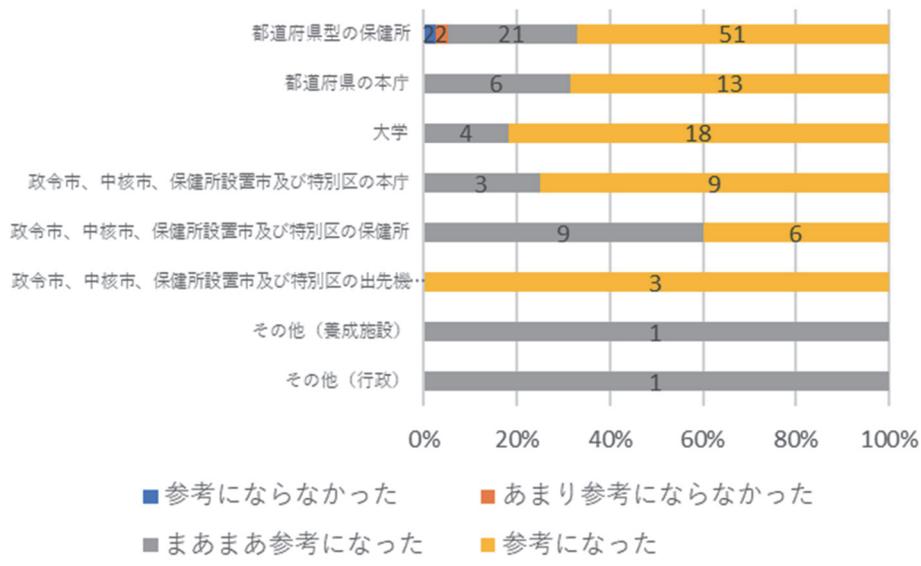
講話「ケースメソッドを応用することの意義」  
は理解できたか（所属別）



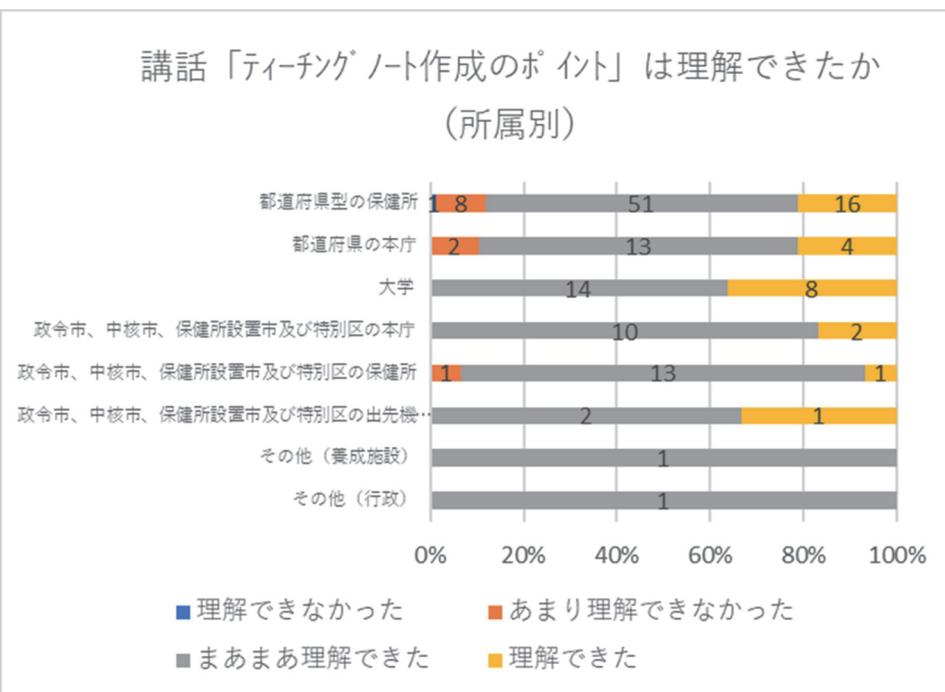
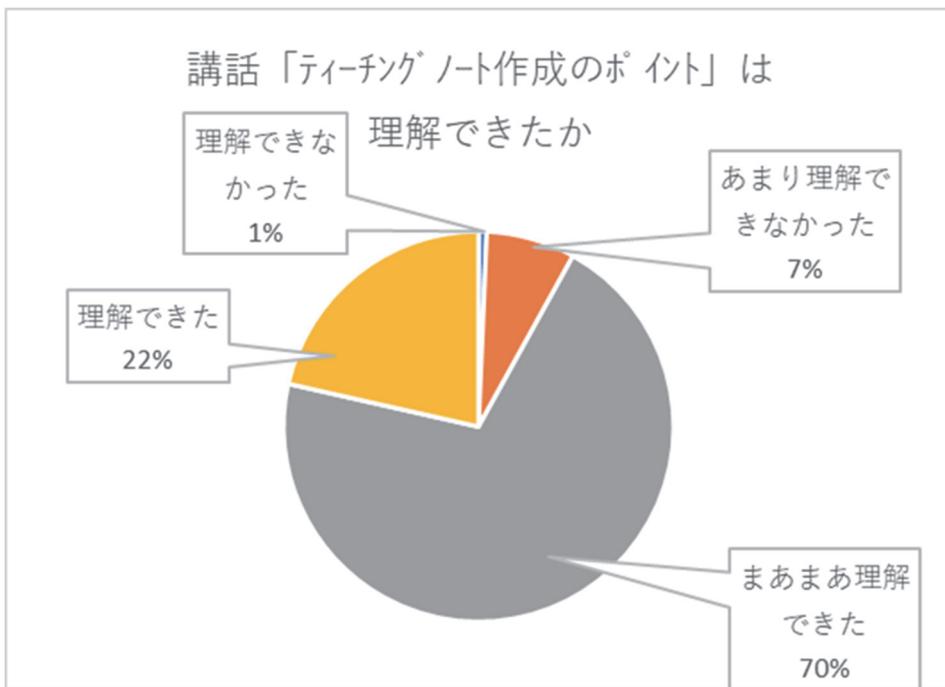
○ケースメソッドを応用した演習（ケース no. 12）について



ケースNO.12演習は参考になったか（所属別）

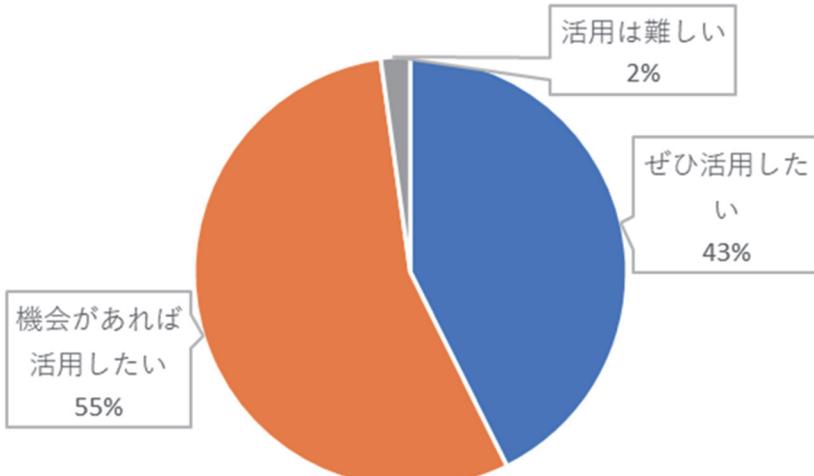


## ○ティーチングノート作成のポイントについて



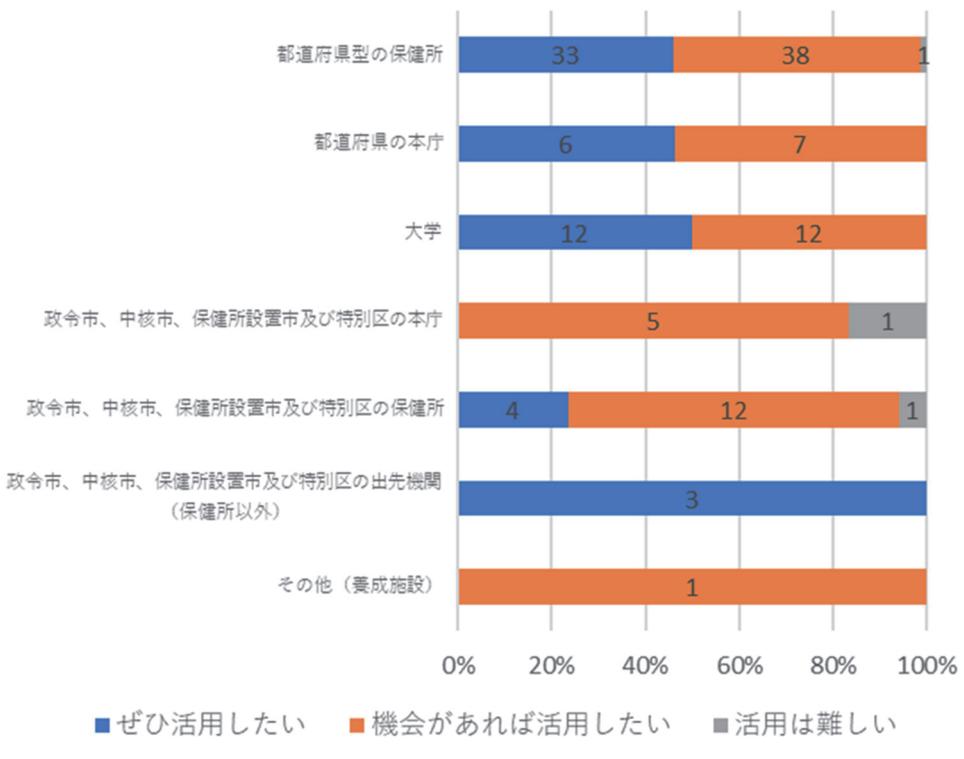
○ケースメソッドの活用について

ケースメソッドを今後活用したいと思うか

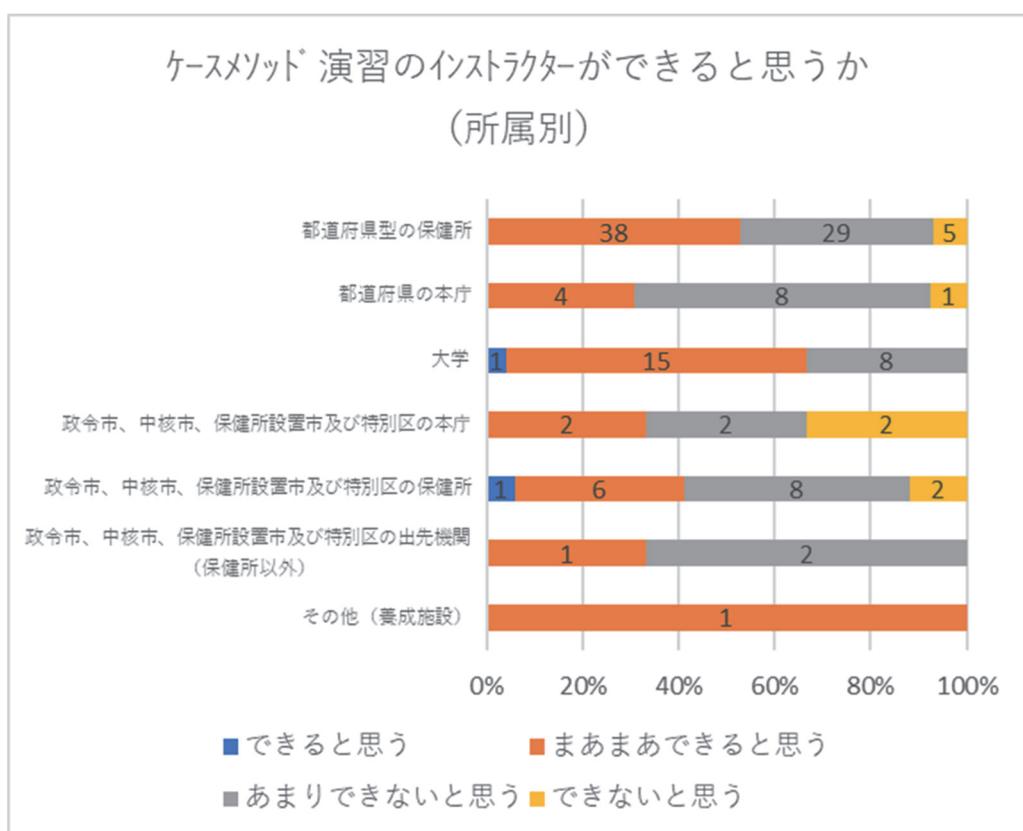
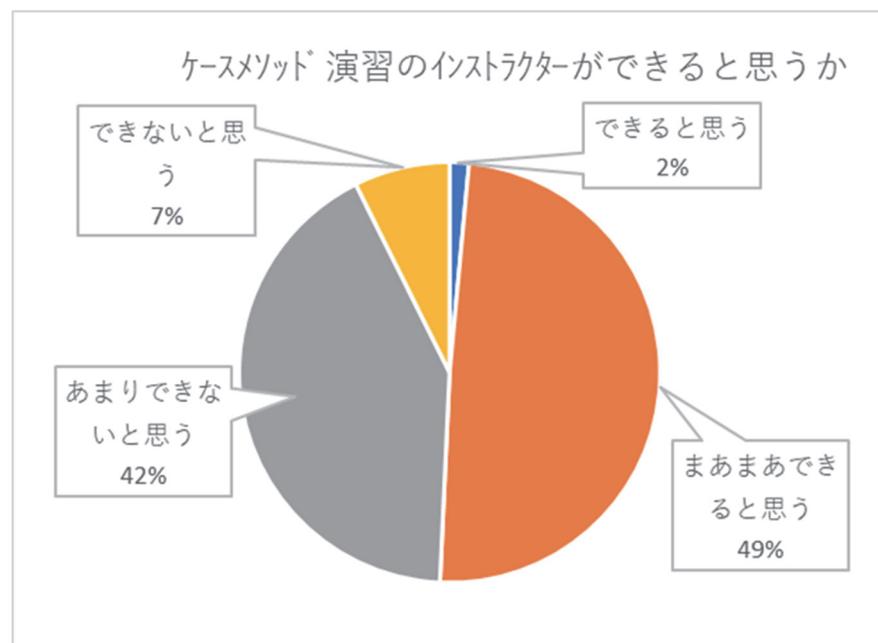


ケースメソッドを今後活用したいと思うか

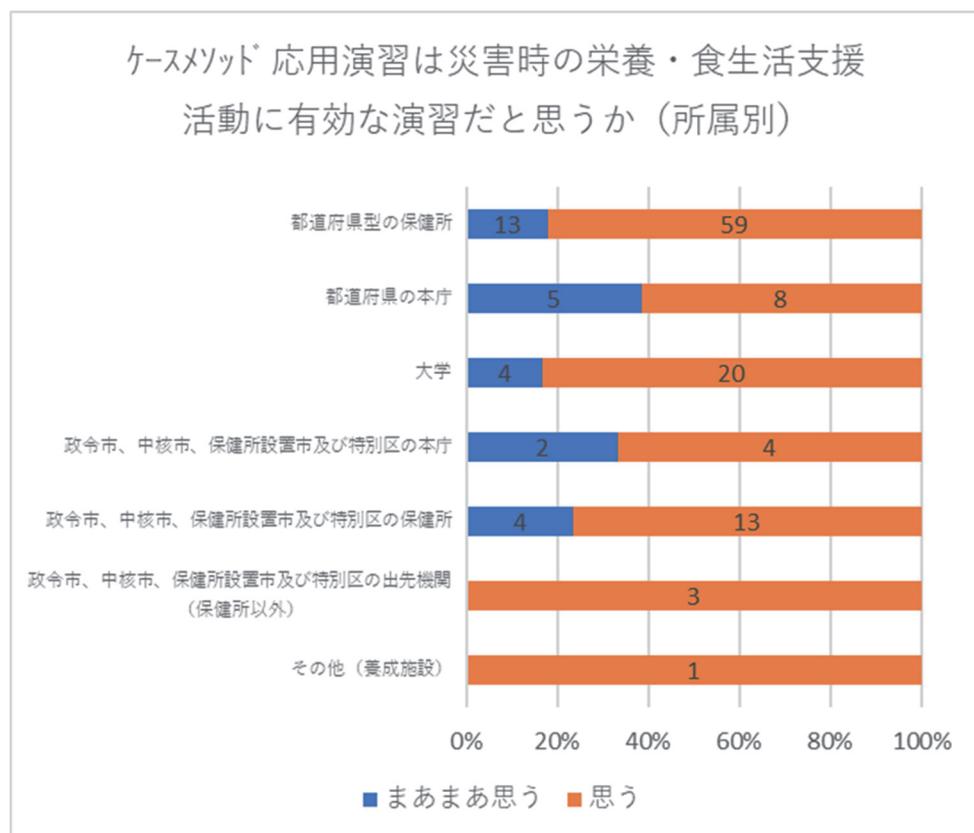
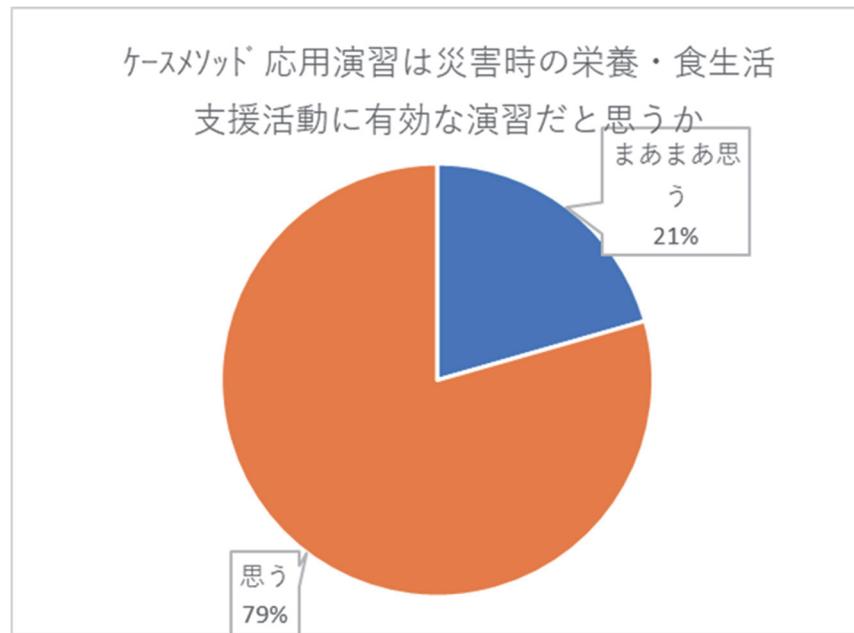
(所属別)



## ○ケースメソッド演習のインストラクターについて



○災害時の栄養・食生活支援に関し、ケースメソッドを応用した演習の有効性について



本研修では、ケースメソッドを応用した演習において講師となるインストラクターの養成を目的に実施したため、インストラクターの視点で演習の進め方を意識した研修を行った。そのため令和元年度のワークショップでは実施していないティーチングノートの作成のためのワークも行った。アンケート結果から、ティーチングノートの作成ポイントについて「理解できた・まあまあ理解できた」と回答した者は92%であった。また、ケースメソッドの活用について「ぜひ活用したい」と回答した者は43%、「機会があれば活用したい」は55%であった。

ケースメソッド演習のインストラクターについて「できると思う・まあまあできると思う」と回答した者は51%であり、演習を繰り返し行うことが必要だと考えられた。

### 3. 人材育成に関する今後の課題

大規模災害時の栄養・食生活支援活動において、ケースメソッドを応用した演習は有効だと考えられた。一方で、ケースメソッドを応用した演習にはインストラクターの存在が必須であり、インストラクターの養成が継続的な課題である。

また、ケースメソッドを応用した演習は、1度行えば身に付くものではなく、何度も演習を行うことが重要である。今後は、各地域または各所属での演習を波及することが必要であり、研究事業で養成したインストラクターや受講者が中心となり、波及していく欲しい。なお、各地域または各所属での演習において、日本公衆衛生協会発行の「ケースメソッドを応用した演習のための教材集」を活用して欲しい（使用許可申請が必要）。なお、本教材集は、都道府県及び政令市のケースのみ掲載しており、市区町村でのケースを作成すると、市区町村の行政管理栄養士または栄養士にとって有用な演習になると考えられる。

さらに、本教材集は、行政管理栄養士・栄養士を対象とした演習教材として作成したが、災害時に活動するJDA-DAT等の栄養士会や施設の管理栄養士、学校給食センター等、災害時の栄養・食生活支援活動に関係する方々にも本教材集をとおして実際の支援活動を知ってもらうことが、災害時の活動においても有用になると想われる。



## 【VII】

### 「本研究事業の業績」

熊本県菊池保健所

参事 久保 彰子

## VII 本研究事業の業績

本研究事業の実施内容や成果等について、日本公衆衛生雑誌への投稿及び日本公衆衛生学会での発表、全国保健所管理栄養士会や自治体等での研修会の講話等、普及啓発を行った。

### 1. 論文掲載

日本公衆衛生雑誌第67巻第5号（2020年5月）P344-355

「全国市区町村の大規模災害における栄養・食生活支援活動に係る準備状況と行政管理栄養士等の関わりの状況について」

久保彰子、大原直子、焰硝岩政樹、積口順子、須藤紀子、笠岡（坪山）宣代、奥田博子、渋谷いづみ

### 2. 学会発表

① 第78回日本公衆衛生学会（高知）2019年10月

「大規模災害における栄養・食生活支援活動に係る準備状況調査（都道府県）」

積口順子、大原直子、焰硝岩政樹、久保彰子、須藤紀子、笠岡（坪山）宣代、奥田博子、渋谷いづみ

② 第78回日本公衆衛生学会（高知）2019年10月

「大規模災害における栄養・食生活支援活動に係る準備状況調査（市町村、特別区）」

大原直子、積口順子、焰硝岩政樹、久保彰子、須藤紀子、笠岡（坪山）宣代、奥田博子、渋谷いづみ

### 3. 研修会

① 静岡県健康施策研修（公衆栄養研修）

主 催：静岡県

日 時：2019年3月20日 10:30～16:30

場 所：静岡県男女共同参画センターあざれあ

参加者：県及び市町村管理栄養士、栄養士、保健師 50名程度

内 容：講話「行政栄養士が災害時に備えて平時から対応しておくこと」

「大規模災害における栄養・食生活支援活動の連携体制と人材育成に関する研究」

分担事業者 久保彰子

## グループワーク

### ② 全国保健所管理栄養士会スキルアップ講座

主 催：全国保健所管理栄養士会

日 時：2019年8月31日 10:30～16:30

場 所：神戸学院大ポートアイランドキャパス

参加者：行政管理栄養士・栄養士等 91名

内 容：情報提供「都道府県調査結果について」

「大規模災害における栄養・食生活支援活動の連携体制と人材育成に関する研究」

研究委員 積口順子

情報提供「市町村調査結果について」

「大規模災害における栄養・食生活支援活動の連携体制と人材育成に関する研究」

研究委員 大原直子

講 話 「大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドラインについて」

「大規模災害における栄養・食生活支援活動の連携体制と人材育成に関する研究」

分担事業者 久保彰子

講 演 「行政栄養士の活動支援～エビデンスから期待されること～」

講師 国立健康・栄養研究所 室長 笠岡（坪山）宜代

（「大規模災害における栄養・食生活支援活動の連携体制と人材育成に関する研究」協力者）

## グループワーク

### ③ 第148回市町村セミナー

「強靭なまちづくりに向けた最新の知見に基づく「防災栄養」とは？」

主 催：厚生労働省

日 時：2019年10月10日 13:00～16:30

場 所：厚生労働省講堂

参加者：市町村（特別区、一部事務組合等を含む。）の職員 350 名

内 容：行政説明「大規模災害時の栄養・食生活支援に係る栄養施策について」

厚生労働省健康局健康課栄養指導室 室長補佐 斎藤 陽子氏

特別講演「最新の知見に基づいた大規模災害時の栄養・食生活支援活動の体制について（大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドラインの概要）」

「大規模災害における栄養・食生活支援活動の連携体制と人材育成に関する研究」

分担事業者 久保彰子

事例「自治体における防災栄養の重要性～東日本大震災津波で確認できたこと～」

事例「大和市における災害時の栄養・食生活支援体制について～大和市災害時保健活動マニュアル栄養士活動編より～」

#### グループワーク

##### ④ 全国JA家の光食農教育リーダー研修会

主 催：一般社団法人 家の光協会

日 時：2020年2月4日 15:00～15:45

場 所：飯田橋レインボービル

参加者：JA食農教育担当者、JA青年・女性組織リーダー ほか  
60名

内 容：話題提供「災害時、JAに期待すること」

「大規模災害における栄養・食生活支援活動の連携体制と人材育成に関する研究」

分担事業者 久保彰子

##### ⑤ 全国保健所管理栄養士会スキルアップ講座

主 催：全国保健所管理栄養士会

日 時：2020年2月15日 10:30～16:30

場 所：東京家政学院大学

参加者：行政管理栄養士・栄養士等 100名

内 容：報告「保健所における災害時給食施設支援実態調査報告」

新潟県新津保健所 課長代理 磯部 澄枝

情報提供「大規模災害時の栄養・食生活支援活動に関するアクションカード」

「大規模災害における栄養・食生活支援活動の連携体制と人材育成に関する研究」

分担事業者 久保彰子

講演「ケースメソッドによる事例検討の意義」

女子栄養大学 栄養学部 武見ゆかり教授

演習「災害対応事例から災害時栄養・食生活支援について考える」

ケースメソッドについて

ケースメソッドを用いた演習

女子栄養大学 栄養学部 武見 ゆかり教授

#### ⑥ 市町村栄養士等食育推進研修会

主 催：島根県

日 時：2020年12月23日

場 所：東部会場：県職員会館

西部会場：浜田合同庁舎

隠岐会場：島前集合庁舎

\* テレビ会議システムを使用した、オンライン研修

参加者：行政管理栄養士・栄養士等 41名

内 容：講演「大規模災害時の栄養・食生活支援活動について

～支援活動の実際および平常時から必要な準備とは～」

「大規模災害における栄養・食生活支援活動の連携体制と人材育成に関する研究」

分担事業者 久保彰子

#### 4. 依頼原稿

##### ① 日本公衆衛生情報 令和2年5月号

地域保健活動最前線「大規模災害時の栄養・食生活支援に係る準備状

況と支援のためのガイドライン改訂について（平成 30 年度）」

② 日本公衆衛生情報 令和 3 年 4 月号

地域保健活動最前線「大規模災害時の栄養・食生活支援に係るアクションカード（例）とケースメソッドを応用した演習教材集の作成について（令和元年度）」

令和2年度 地域保健総合推進事業  
「大規模災害における栄養・食生活支援活動の連携体制と人材育成に関する研究」

分担事業者 久保 彰子 熊本県菊池保健所参事

研究委員 積口 順子 福島県県南保健福祉事務所専門栄養技師  
大原 直子 京都府乙訓保健所専門幹  
渡邊 瑞穂 山梨県富士・東部保健所主査

助言者 濵谷 いづみ 愛知県一宮保健所長  
奥田 博子 国立保健医療科学院上席主任研究官

協力者 笠岡（坪山）宜代 国立健康・栄養研究所  
国際災害栄養研究室長  
須藤 紀子 お茶の水女子大学生活科学部  
公衆栄養学研究室（国際栄養学分野）准教授  
清野 富久江 厚生労働省健康局保健課栄養指導室長  
齋藤 陽子 厚生労働省健康局健康課栄養指導室  
栄養指導室長補佐

平成31年度、令和元年度 地域保健総合推進事業  
「大規模災害における栄養・食生活支援活動の連携体制と人材育成に関する研究」

研究委員 焼硝岩 政樹 岡山県備北保健所副参事  
助言者 下浦 佳之 公益社団法人日本栄養士会常務理事  
協力者 塩澤 信良 厚生労働省健康局保健課栄養指導室  
栄養指導室長補佐



## あとがき

このたびの「大規模災害における栄養・食生活支援活動の連携体制と人材育成に関する研究」は、都道府県や市区町村の皆様にご協力をいただき、ガイドラインや教材集、アクションカード（例）などの成果物を作成させていただくことができました。ご協力いただいた皆様方には心より感謝申し上げます。

全国の行政栄養士の皆様には、これらの成果物を活用していただくとともに、地域の実情に合わせたガイドライン等の作成の参考にしていただけると幸いです。

岡山県立成徳学校 副参事 燐硝岩政樹

東日本大震災から今年で10年目になります。

本報告書作成で、「あとがき」にこの10年間を振り返っての感想を書いておりましたら、なんと！令和3年2月13日（土）23：08福島県沖地震が発生！

震災以降はやめていた趣味の食器収集を最近になって再開したばかりでしたが、長く続く大きな地震の中で、無残にも壊れていく食器の音を聞いておりました。日頃、管内の市町村や特定給食施設等に対して、災害時の備えについて、もっともらしく力説していたのに。「10年間経ったのだから、地震はもう来ないのではないか…」この根拠のない自信と安心感に、またまた反省。気の緩みは禁物です。「日本は、多くの活断層やプレートの上に存在するのだ！」という事実をあらためて肝に銘じました。「自然の力は恐るべし」です。

本研究班では、助言者の澁谷先生や奥田先生をはじめ諸先生方、研究班メンバー、日本公衆衛生協会事務局、厚生労働省や日本栄養士会の皆さんに大変お世話になりました。また、全国の行政栄養士の皆さんからの励ましの言葉や、皆様のがんばっている姿にいつも明日への希望や力をいただいておりました。本当にありがとうございました。

自然が豊かで美しい日本。しかし残念ながら災害の多い日本です。災害時に困らないように、平常時から災害時の備えについて、諦めずに根気強く、全国の皆さんで、智恵を出し合い、一緒にがんばっていきましょう。

個人的には、新型コロナが収束したら、全国の名所巡りをするのが夢です。皆様からオススメを教えていただければ幸いです。今後ともよろしくお願ひします。

福島県県南保健福祉事務所 専門栄養技師 積口順子

研究班に入っている人は、全部完璧に対策が推進出来ていると思われているようですが、そんなことはありません。京都は「昔、都があったところだから大きな災害が起きない」という住民の方々に都市伝説みたいな自信があり、対策が進めにくい土地柄です。また、今までの管轄市町に、所長名の文書で災害時の食・栄養支援の担当部署、担当者を問い合わせたところ、「決めないといけないのか？」と怒鳴られたり、災害時の食を含む保健活動のマニュアルの作成について勧奨したところ、「保健師活動マニュアルは出来ている」と文句を言われる等、何度も壁にぶつかったり、八方ふさがりになりました。その経験から対策を進めにくい代表として、現実に目を背けないことを心がけながら3年間従事させていただきました。

「保健所の私の仕事がおざなりにならないこと」を条件に研究班に入ることを許可してもらったため、ルーチン業務+地域課題への新しい取組をやりつつ、研究班の宿題をやるのはなかなかハードでした。特に、市区町村へのアンケート調査票の入力は、様々な方にも支援していただきましたが、今思い返しても涙が出てくるくらい、しんどかったです。しかし、私が対策を進めるにあたって、「こういうデータのまとめがあったらうれしい」という視点をもとに、市区町村調査のまとめを作ったところ、「会議に使わせてもらいました」等のお声もいただき、少しは役に立ったのかと思うと、しんどかったけど、やってよかったと思いました。

また、会議での助言者や協力者の先生方等からの助言やお話が「なるほど」と納得したり、新たに気づかされ、大変勉強になり、こういう機会が多く得られたのも、研究班に入っていた特権だったとうれしく思っています。

3年間提案させてもらったことで少しでも対策が進み、災害時に被災者の方々が少しでも食で健康を害することはありませんように。

今後、みなさんとともに、私も対策が少しでも進むようにがんばっていきます。

末筆になりましたが、3年間、研究班のメンバーと先生方、事務局、職場の同僚、友人、家族等に支えていただき从事出来たことに感謝します。  
ありがとうございました。

京都府乙訓保健所 専門幹 大原直子

令和2年度も研究事業が継続されることになり、全国保健所管理栄養士会の理事から焰硝岩前会長の後任として一人協力事業者を出さなければならない、ということで、所属の異動がなさそうな私が引き受けることになりました。その後、日本全体が未曾有のコロナ禍に見舞われ、分担事業者の久保さんの地元熊本県では水害が発生してしまい、研究事業がどうなるのか不透明だった中開催された第1回研究班会議は7月末でした。そこから、ケースメソッドの研修、全国の自治体職員を対象にした研修会、行政管理栄養士政策能力向上シンポジウムなど、久保さん始め助言者の先生方や協力事業者の先輩お二人に従って、怒濤のように事業をこなす日々でした。特に、オンラインでの研修運営は何度も経験でき、現在保健所での業務にも大変役立っています。

山梨県は大きな災害の被災経験がなく、災害への備えが私達職員も住民も決して十分とはいえない、ということをこの研究事業に携わらせていただく中で痛感しました。この研究での経験を糧に今後、山梨県での災害時栄養・食生活支援活動に取り組んでいきたいと思います。

山梨県富士・東部保健福祉事務所 主査 渡邊瑞穂

本研究事業の助言者として、しっかりと役割を果たすことができず、皆様にご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

災害は、ハザード(危険)と脆弱性の掛け合いで発生することから、平常時から地域社会の脆弱化が顕在化しないように体制を整えておく必要があります。大規模災害時の栄養・食生活支援活動における行政と公益社団法人日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)との連携は、これまでの支援活動の実績からお互いに深まりつつあると感じています。しかしながら、災害時だけでなく、平時においてもまだまだ詳細な部分での連携が不十分ですし、JDA-DATとしての人材育成においても、さらなるスキルアップを図っていく必要があると考えています。

それぞれの立場で本報告書の各項目をより理解し、平時及び災害時のさらなる連携体制等の充実・強化を図りたいと思います。

本研究事業の成果が今後の平時・災害時における連携体制の構築及び人材育成に活用されることを願ってやみません。

(公社)日本栄養士会 専務理事 下浦佳之

まず「大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン～その時、自治体職員は何をするか～」という行政栄養士のバイブルともいえるものの作成に協力者として関わらせていただいたことに心から感謝申し上げます。日常業務をこなしながら、これだけのものをまとめ上げる行政栄養士の方々の力量に感銘を受け、多くを学ばせていただきました。各保健所には1冊配布されているとのことですですが、これは1人1冊持つべきものだと思います。私も有料版のガイドラインも購入し、付録CDに入っているアクションカードは研究や教育活動に活用しております。

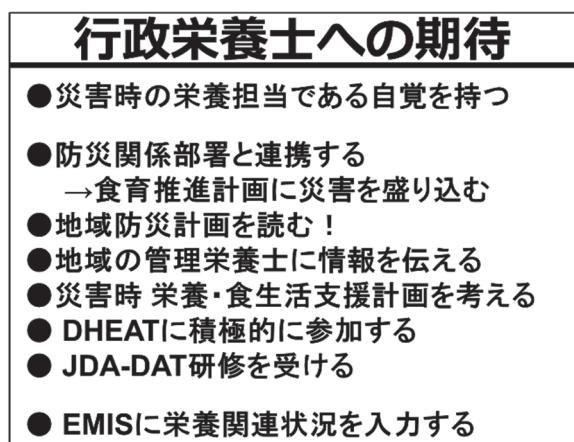
この研究班で作成したケースメソッド教材（ケース）も秀逸でした。災害時の栄養・食生活支援は、卒前教育で学ぶ専門科目の内容を網羅しているため、科目横断的な学習を目標とする総合演習の題材として適していますが、現場を知らない学生には難しいところがありました。しかし、物語風の平易な文章で書かれたケースを読むことで、被災者支援の現場を疑似体験させることができ、ケースメソッドという教育法の効果を実感しております。この研究班の成果物は、現場の行政栄養士だけでなく、管理栄養士の卵の養成にも役立っています。平成2年度に開催したケースメソッド演習のインストラクター養成研修には多くの大学教員が参加し、ケースメソッドという手法の学習だけでなく、災害時の栄養・食生活支援についても深く考えていただくきっかけになったのではないでしょうか。現場と養成施設をつなぐことにも貢献できたと思います。

3年間の研究事業が終わってしまい、寂しい気分ですが、実務を担当された構成員の皆様は大変お疲れ様でした。また何かの機会にご一緒できたら幸甚です。才能豊かな皆様の今後のご活躍を祈念しております。

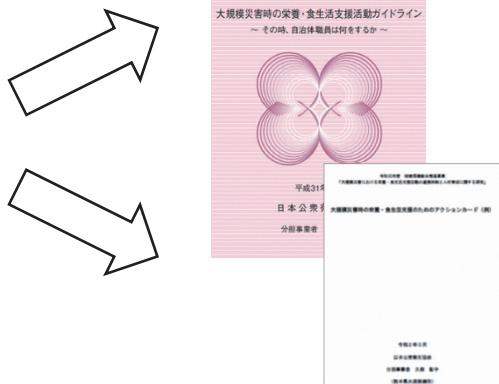
お茶の水女子大学 須藤紀子

「天災は忘れた頃にやってくる」と言われて久しいですが、近年は状況が異なってきました。度重なる災害を経験し、食・栄養は喫緊の課題であることが浮き彫りになっています。下図は全国保健所管理栄養士会講座等で使用した“行政栄養士への期待”のスライドですが、このためにどうするのかが、本研究班で作成された「大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン」と「大規模災害時の栄養・食生活支援のためのアクションカード（例）」に記載されています。また、このガイドライン等は行政栄養士だけを対象にしておらず、防災担当部署等の幅広い方々を対象にしている点も新しい大きな一歩でした。

本研究班に参加させていただく中で、行政栄養士の皆様の熱意、スピード感、正確さ、エビデンスを踏まえた思考等等を目の当たりにし、災害現場を変えていくと確信いたしました。今後もエビデンス部分で協力させて頂くとともに、皆様の益々のご活躍を祈念いたします。



2019年全国保健所管理栄養士会スキルアップ講座使用スライド



研究協力者 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所  
国立健康・栄養研究所 國際災害栄養研究室  
笠岡（坪山）宜代



令和2年度 地域保健総合推進事業  
「大規模災害における栄養・食生活支援活動の連携体制と人材育成に関する研究」  
報告書

発行日 令和3年3月  
編集・発行 日本公衆衛生協会  
分担事業者 久保 彰子（熊本県菊池保健所）  
〒861-1331 熊本県菊池市隈府 1272-10  
TEL 0968-25-4138  
FAX 0968-25-4126



